

令和 5 年（2023年）12月 7 日（木曜日）

第 2 号

令和5年第4回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第2号

令和5年(2023年)12月7日(木曜日)

出席委員	交代委員
委員長	
大越農子君	
副委員長	
小泉真志君	
高田真次君	
千葉真裕君	
田中勝一君	
中村守君	
瀧上綾子君	
佐々木大介君	佐藤禎洋君
	佐々木大介君
檜垣尚子君	
太田憲之君	
佐藤伸弥君	
平出陽子君	
吉田正人君	浅野貴博君
	吉田正人君

出席説明員

建設部長	白石俊哉君
建設部建築企画監	細谷俊人君
建設部次長	斎藤知郷君
建設政策局長	平山大輔君
土木局長	瀧川雅晴君
まちづくり局長	信太一人君
住宅局長	高橋信二君

建築局長	芥川昌久君
建設部技監	鷺尾亨君
建設企画担当局長	金澤克人君
施設保全防災担当局長	橋本雄太君
建設業担当局長	千葉正彦君
総務課長	荒木政彦君
建設政策課長	上村明弘君
維持担当課長	黒田健一君
建設管理課長	牧野幹芳君
建設業担当課長	多羽田元己君
技術管理担当課長	梅津健夫君
高速道・市町村道担当課長	小笠原誠君
河川砂防課長	上前孝之君
都市計画課長	樺澤卓美君
公園下水道担当課長	山下誠一君
建築保全課長	影山友規君
設備・環境担当課長	櫻田秀幸君

水産林務部長	山口修司君
水産林務部次長	渡辺敦司君
水産局長	近藤将基君
林務局長	野村博明君
森林環境局長	寺田宏君
水産林務部技監兼 全国豊かな海づくり 大会推進室長	津久井潤君
水産成長産業化 担当局長	村木俊文君
水産基盤整備 担当局長	藤田瑞代君

森林計画担当局長	加納 剛 君	技術支援担当局長	山野寺 元一 君
総務課長	藤原 啓裕 君	活性化支援担当局長	鹿野 訓久 君
企画調整担当課長	成澤 直人 君	農政課長	大浦 正和 君
水産食品担当課長	小林 成行 君	競馬事業室参事	木村 良 君
水産振興課長	佐々木 剛 君	食品政策課長	大塚 真一 君
成長産業化担当課長	石川 傑 君	農産振興課長	花岡 弘毅 君
水産支援担当課長	西川 仁 君	水田担当課長	山根 敏史 君
サケマス・内水面 担当課長	野田 勝彦 君	園芸担当課長	畠山 透 君
全国豊かな海づくり 大会推進室参事	中村 淳 君	畜産振興課長	黒島 誠計 君
林業木材課長	立原 泰直 君	環境飼料担当課長	辻 哲也 君
林業振興担当課長	笹岡 英二 君	家畜衛生担当課長	小田 茂樹 君
森林計画課長	山口 博央 君	技術普及課長	鈴木 章代 君
森林整備課長	渡邊 訓男 君	農業環境担当課長	庄司 好明 君
森林活用課長	赤澤 大佐 君	技術普及課 首席普及指導員	松井 克行 君
		農業経営課長	佐々木 秀弥 君

農政部長	水戸部 裕 君	議会議務局職員出席者	
農政部次長	山口 和海 君	議事課主幹	三上 健治 君
食の安全推進局長	野口 正浩 君	議事課主査	馬場 貴史 君
生産振興局長	牧野 充 君	同	杉崎 正 君
農業経営局長	小原 啓吾 君	同	青柳 和彦 君
農村振興局長	高崎 悟 君	同	福井 宏次 君
農政部技監	大西 峰隆 君	同	甲斐 友規 君
競馬事業室長	安田 貞彦 君	同	澤田 真一 君

午前10時1分開議

○大越農子委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔馬場主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

檜 垣 尚 子 委員

佐 藤 伸 弥 委員

であります。

---

○大越農子委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大越農子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

(上の審査日程は巻末に掲載する)

---

○大越農子委員長 それでは、議案第1号、第12号、第13号及び第19号ないし第21号を一括議題といたします。

### 1. 建設部所管審査

○大越農子委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

佐々木大介君。

○佐々木大介委員 それでは、私から、通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、ボールパークFビレッジの都市計画について伺います。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に都市計画法が制定されています。

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、合理的な土地利用を図るため、規制、誘導を行うものであり、近年は、人口減少が進んでいることから、都市計画の位置づけも、かつての無秩序な開発や市街化の抑制から、コンパクトシティーをはじめとする立地適正化の取組に重きが置かれるようになっていきます。

本年、北広島市にオープンした新球場——エスコンフィールド北海道を核とするボールパークの整備においては、きたひろしま総合運動公園予定地を新たに市街化区域に編入して整備が進められていますが、現在、新たに編入した区域に、同じ管内の大学の移転が検討されていることから、地域からは、区域編入の経緯やその土地利用において疑義を呈する声も上がっていることから、道の都市計画の運用、考え方について、以下、伺います。

初めに、北広島市は、札幌圏都市計画区域に属し、その区域は、北広島市、江別市の全部と、札幌市、小樽市、石狩市の一部となっています。札幌圏都市計画はどのような方針でまちづくりを行っているのか、伺います。

○大越農子委員長 都市計画課長樺澤卓美君。

○樺澤都市計画課長 札幌圏の都市計画についてであります。道では、令和3年3月に、10年後となる令和12年の土地利用や都市施設等の方針を示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランを作成したところでございます。

【第2分科会 12月7日 第2号】

このマスタープランでは、持続可能なコンパクトなまちづくりに向け、未利用地等を有効活用し、都市の防災性の向上を図りつつ、各市の特徴を生かしながら持続的に発展していくことを基本理念としており、これに沿ってそれぞれの市でまちづくりが進められているところでございます。

○佐々木大介委員 次に、札幌圏都市計画区域における市街化区域面積と直近の新たな市街化区域編入の状況について伺います。

○樺澤都市計画課長 札幌圏の市街化区域についてであります。現在の市街化区域面積は約3万3000ヘクタールとなっており、直近の令和3年3月の見直しにおいて、札幌市では25.2ヘクタール、北広島市では39.4ヘクタール、石狩市では2.7ヘクタール、江別市では0.2ヘクタールが新たに市街化区域に編入されたところでございます。

○佐々木大介委員 札幌圏の都市計画における都市づくりの基本理念では、今後は、人口減少社会の到来が見込まれ、これに伴う経済規模の縮小も懸念される、持続可能なコンパクトなまちづくりに向け、未利用地等を有効活用し、都市の防災性の向上を図りつつ、各市の特徴を生かしながら持続的に発展していく都市づくりを進めるとしてございます。

市街化区域の設定、新たな市街化区域への編入は、現在、どのような考えを基に見直しを行っているのか、伺います。

○樺澤都市計画課長 新たな市街化区域編入の考え方についてであります。市街化区域の編入に当たっては、都市計画区域マスタープランに即し、市街化区域内の未利用地の現況や拡大の必要性、位置や規模の妥当性を十分に検討した上で、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域や、既に市街地を形成している区域であって計画的な市街化が確実なものについて行うこととしているところでございます。

○佐々木大介委員 市街化区域の新たな編入についての考え方は承知をいたしました。

近年においては、こういった市街化区域の新たな編入について、かなり慎重な形で見直しが行われているというふうに私も感じているところでありますが、今回、ボールパークFビレッジが立地する北広島市共栄地区では、39.4ヘクタールという広大な面積が新たに市街化区域に編入をされ、球場周辺整備が進められていますが、この区域編入は、どのような位置づけ、考え方の下で行われたのか、伺います。

○大越農子委員長 まちづくり局長信太一人君。

○信太まちづくり局長 北広島市共栄地区についてであります。道では、市街化区域の編入に当たっては、人口や世帯数、産業活動などの将来見通しを踏まえ、市街地として必要と見込まれる面積を算出し編入する、いわゆる人口フレーム方式を基本としております。

一方、北海道ボールパークFビレッジは、都市計画区域マスタープランにおいて、多様な世代がスポーツを通じて触れ合うコミュニティー空間の創出や、北海道の食と観光等、地域ブランド発信などを図る拠点として位置づけられており、事業の必要性や実施の確実性、開発計画について、関係市町村や国との調整が調っていること、また、交通などの周辺環境への影響に配慮され

ていることなどを総合的に勘案し、人口フレーム方式によらない市街化区域の編入を行ったところであります。

**○佐々木大介委員** 札幌圏域においても、人口や産業規模は縮小していくことが見込まれており、市街化区域の拡大は新たな編入が抑制されている中で、今回のボールパークFビレッジは、球場施設を核とした多様な世代がスポーツを通じて触れ合うコミュニティ空間の創出、北海道の食と観光等の地域ブランド発信の拠点となる施設の立地を図ることを目的とし、これらの地域活性化の効果が圏域や全道に波及することを期待したものであり、今回、新たに区域編入が認められたものと理解をしているところです。

しかしながら、このような経緯をもって市街化区域に編入された場所において、同じ管内に位置する教育施設や医療施設を移転することは、現在の都市計画の用途上、問題はないものの、地域活性化の全道への波及が期待されている本区域において、その効果は限定的なものになりかねないと懸念をしております。

道が行う市街化区域への編入後に、当初の見込んだ効果を限定しかねないと想定される土地利用がされる場合などにおいて、道としてどのように対応していくのか、伺います。

**○大越農子委員長** 建設部長白石俊哉君。

**○白石建設部長** 都市計画についてですが、都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的、一体的に定めるものであり、この計画に基づいて、まちづくりを規制、誘導するとともに、道路や公園などの整備を実施することなどによりまして、住みよいまちづくりを実現しようとするものと認識してございます。

また、市街化区域の編入に当たりましては、都市計画区域マスタープランとの整合性や、交通など周辺環境への影響等について確認を行っているところでございます。

道としては、今後とも、都市計画区域マスタープランに即した開発が進められるよう、道と関係する市や町で構成する広域都市計画協議会におきまして情報共有や連絡調整を行うなどして、都市計画の円滑な推進を図ってまいります。

**○佐々木大介委員** このたびの質問におきましては、道の都市計画の見直しに瑕疵があった、または、手続上の不備を指摘するつもりは私自身にはありませんが、都市計画は、地域の均衡ある発展と適正な土地利用が図られることを念頭に、圏域全体の調整を行っているものでありまして、各市においても、都市計画が示すまちづくりの方針に基づきながら、地域の活性化や持続可能な都市形成に向けた取組を進めています。

圏域間の連携や調整の上に成り立っている都市計画の本来の目的に照らせば、今回の事例は、少なからず地域間の不協和が生じており、今後の都市計画の見直しにも影響があるのではないかと私自身は感じざるを得ません。私からこの点を指摘しまして、次の質問に移ります。

除雪体制の確保についてであります。

降雪で道路交通に影響が懸念される冬期間を迎えるに当たり、道路の除雪体制などについて、以下、伺ってまいります。

【第2分科会 12月7日 第2号】

冬期間の道路交通を確保する上で、除雪体制を整備することは重要と考えます。

初めに、除雪延長や除雪機械台数など、道道に関する除雪体制の現状がどのようになっているのか、伺います。

○大越農子委員長 維持担当課長黒田健一君。

○黒田維持担当課長 除雪延長などについてであります。道が管理する道道の今年度の除雪延長は約1万300キロメートルとなっております。

また、除雪機械につきましては、民間が保有する機械を含め、新雪除雪などに使用する除雪トラックが812台、路面整正などに使用する除雪グレーダーが111台、交差点除雪などに使用する除雪ドーザーが519台、排雪などに使用するロータリー除雪車が522台、凍結防止剤散布車が176台、合わせて2140台となっております。

○佐々木大介委員 次に、除雪予算の確保について伺います。

除雪を行うためには、必要となる予算をしっかりと確保していく必要があります。過去5年の除雪執行額の確保状況を伺うとともに、例年を上回るような想定外の豪雪などに見舞われた場合、どのように予算を確保する考えなのか、伺います。

○黒田維持担当課長 執行額の推移などについてであります。道道の除雪費につきましては、当初予算に加え、降雪状況を踏まえた国の追加配分などにより確保を図ってきたところでございます。

その執行額は、平成30年度が約157億円、令和元年度が約136億円、2年度が約195億円、3年度が約211億円、4年度が約224億円となっております。

道といたしましては、今後におきましても、効果的、効率的な除排雪に取り組むとともに、降雪量などを踏まえ、国に追加配分を要望するなどして必要な予算の確保に努めてまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ、現在の除雪体制、予算の確保状況については承知をいたしました。先日、除雪運転手に関する新聞報道がありまして、この人材の確保が課題となっているとのことでありました。

そこで、除雪運転手の人数と年齢構成について、過年度と比較してどのようになっているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 除雪オペレーターの人数などについてであります。道が実施した除雪オペレーターに関する調査結果では、平成26年度は3478人、令和4年度は3618人となっております。

また、その年齢構成につきましては、40歳以下は、平成26年度は899人、令和4年度は741人で、158人減少、41歳以上50歳以下は、平成26年度は918人、令和4年度は874人で、44人の減少、51歳以上は、平成26年度は1661人、令和4年度は2003人で、342人の増加となっております。

8年前と比較いたしまして、全体では140人の増加となっているものの、51歳以上が全体の5割を超えており、高齢化が進んでいる状況でございます。

○佐々木大介委員 建設業界においても人手不足は深刻化をしております、今ほどお答えいただきましたとおり、年齢構成からも、高齢者の方が退職すると人手不足が一層深刻となり、冬期間における地域交通の確保にも支障が出かねない状況と想定をしております。

NEXCO東日本では、準天頂衛星の情報を活用し、従来より少ない人数で除雪作業を実施する試みも検討されているというふうに聞いており、除雪作業の省力化、効率化の取組は重要と考えます。

道は、こうしたICTを活用した技術の導入についてどのように考えており、除雪作業を担う人手の不足にどのように対応する考えなのか、伺います。

○大越農子委員長 施設保全防災担当局長橋本雄太君。

○橋本施設保全防災担当局長 ICTを活用した技術の導入についてですが、道では、除雪を担う人材不足に対応するため、現行では、除雪オペレーターと助手の2名体制で行っている作業を、将来的に除雪オペレーターの1名で除雪が可能となるよう、昨年度から、全ての建設管理部において、一部の除雪車に周囲確認用のモニターを装着するなど、作業の省力化に向けて試行的な取組を行っているところでございます。

また、産学官民が連携し、除雪業務の省力化に取り組む場であるi-Snowに参加し、投雪作業の自動化など、ICTを活用した新技術等について情報共有を図っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、人材の確保育成やICTを活用した省力化、効率化の取組を進め、除雪体制の安定的な確保に努めてまいります。

○佐々木大介委員 今後の人手不足に対応するためには、ICTを活用した省力化、効率化の取組と併せて、建設業界全体として人手不足が深刻な中、冬期間における円滑な交通を確保するためには、国道を管理する開発局や生活道路を管理する市町村との密接な連携も不可欠と考えます。

道は、どのように国や市町村と連携し、冬期間の除雪体制を確保していく考えなのか、伺います。

○橋本施設保全防災担当局長 関係機関との連携についてであります。道内それぞれの地域において、冬期間における安全で円滑な交通を確保するためには、道路管理者はもとより、関係機関相互の連携は大変重要と認識しております。

このため、道では、毎年、降雪期前に各地域において、開発局、市町村といった道路管理者に加え、警察や消防などで構成する、除排雪に関する連絡調整会議を開催し、異常気象時の連絡体制の確認や雪捨場の相互利用、市町村への除雪機械の貸与等に関する情報共有を行うなど、関係機関と調整を図っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係機関との連携を一層強化し、冬期間の安全、安心な道路交通の確保に努めてまいります。

○佐々木大介委員 最後に、今後の対応について伺いますが、もう既に今冬においても、11月に



【第2分科会 12月7日 第2号】

入り、稚内市や幌加内町などで大雪となり、紋別市では、11月としては観測史上、1日当たり最大の降雪量となっています。

今後も豪雪となる可能性があり、一昨年の道央圏の大雪被害も記憶に新しいところでありまして、適切な除雪体制を確保することが道民生活の安定や経済活動の円滑な実施を確保する上で極めて重要というふうに考えます。

一方で、除雪体制を担う建設業界の人手不足は深刻であり、私の地元地域においても、除排雪人材の確保に係る相談が数多く寄せられていることから、除排雪のための車両や機械があっても操作できる人員が確保できないといった事態が懸念をされます。

道は、こうした事態に今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

**○白石建設部長** 除雪体制の確保などについてであります。本道の除雪作業を担う建設業におきましては、降雪に伴う不規則な作業時間などを背景に、人材の確保が厳しい状況にありますことから、除雪を担う人材の確保や育成は重要と認識してございます。

このため、道では、除雪業務における適切な労務単価の設定による賃金水準の確保などに努めているところであり、今年度は、路面整正作業を行う除雪機械オペレーターの労務単価の見直しを行ったところでございます。

また、除雪オペレーターのスキルアップを図るため、日本建設機械施工協会が全道各地で開催いたします除雪機械技術講習会を後援するとともに、事業者に対しまして積極的な参加を働きかけるなど、担い手の確保育成に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、人材の確保育成に努め、安定的な除雪体制の確保を図り、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

**○佐々木大介委員** 除雪人材の確保につきましては、除雪は、降雪に伴う出動の可否などによって待機時間があつたりと、最近の働き方改革の中でこういった不規則な作業時間が懸念されているという状況もあります。

こういった点については、ぜひとも、適切な労務単価の設定などによる処遇改善等にも取り組んでいただきまして、また、省力化など働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいただくことを指摘いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

道有建築物の長寿命化について伺います。

道では、庁舎のほか、学校、福祉・文化・スポーツ施設など、道民の生活に欠かせない多くの施設の維持管理を行っています。これらの道有建築物は、昭和50年代後半に建設したものが多く、建築後40年以上が経過をし、今後一斉に老朽化することが懸念をされています。

老朽施設の建て替え需要に対応するため、更新を進めていくことも必要と考えますが、厳しい財政状況下では、建築物の計画的な維持管理を行うことにより、道有建築物の長寿命化を図り、長期間使っていくことも重要というふうに考えます。

道では、道有建築物の長寿命化を図るため、長寿命化診断や改修を実施しているというふうに承知していますが、道有建築物の長寿命化の取組などについて、以下、伺ってまいります。

初めに、道有建築物の長寿命化診断はどのような建築物を対象としているのか、伺います。

○大越農子委員長 建築保全課長影山友規君。

○影山建築保全課長 長寿命化診断の対象についてであります。道では、北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、必要な長寿命化改修を行うことにより、おおむね20年以上の使用の適否を判断する長寿命化診断を平成28年度から実施しているところです。

診断対象は、建築後40年を経過する鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物とし、令和元年度からは、耐用年数を経過するコンクリートブロック造の建築物を加えたところです。

○佐々木大介委員 次に、道有建築物の長寿命化診断は、多くの建物を対象に実施しなければなりません。実際に、その診断はどのような調査を行い、適否を判定しているのか、伺います。

○影山建築保全課長 長寿命化診断の調査内容などについてであります。道では、道有施設長寿命化診断実施要領を定め、構造躯体のコンクリート強度やひび割れなどの材料劣化、建物の沈下や傾斜などの不具合のほか、屋上防水や外壁塗装、ボイラーなどの損傷・劣化状況の調査を行っているところです。

こうした調査の結果を踏まえ、構造的に使用可能な耐力の有無のほか、施設を使用しながらの改修工事の可否を確認するなど、総合的に長寿命化の適否を判定しているところでございます。

○佐々木大介委員 それぞれ、長寿命化診断の対象施設、そして、調査内容、判定方法については承知をしました。

次に、これまでの長寿命化診断を実施した件数と判定結果を伺います。

○影山建築保全課長 長寿命化診断の実施状況についてであります。道では、診断を開始した平成28年度からこれまでの7年間で153棟の診断を実施し、この結果、103棟について長寿命化が可能、50棟について長寿命化に適さないと判定したところでございます。

○佐々木大介委員 診断の結果、長寿命化が可能と判定された建築物は、順次、改修工事を実施する必要があると考えますが、現在の実施状況とその内容を伺います。

○影山建築保全課長 長寿命化改修の実施状況等についてであります。道では、長寿命化が可能と判定した建築物については、平成30年度から計画的な改修に取り組んでおり、これまでに、厚岸翔洋高等学校など26棟の改修を完了し、現在、北海道博物館など23棟の設計や工事を実施しているところです。

主な改修内容といたしましては、外壁や屋上などの機能を回復させるためのひび割れ補修や、防水層の撤去、新設を行うほか、トイレの洋式化や段差部分に手すりを設置するバリアフリー化に加え、窓の断熱改修や、高効率設備機器、LED照明への更新など、省エネルギー化に配慮した改修も行っているところです。

○佐々木大介委員 今お答えいただいたように、長寿命化が可能とされた建築物103棟のうち、設計を含め、着手済みが49棟と、まだ半分であり、改修に着手していないものも相当数あるということですが、改修に当たっては、施設管理者のほか、所管部局も様々であることから、

【第2分科会 12月7日 第2号】

関係者との調整に時間がかかる場合も多いというふうに考えます。

関係部局とどのように調整を行い、長寿命化改修を進めているのか、伺います。

○大越農子委員長 建築局長芥川昌久君。

○芥川建築局長 長寿命化改修の進め方についてであります。長寿命化が可能と判定した建築物については、工事内容や概算工事費のほか、工事に伴う騒音、停電、断水などによる使用制限を加味した施設の使用スケジュールなどを建設部や施設管理者などの関係者が情報共有し、具体的な工事計画を策定の上、事業に着手することとしているところでございます。

また、建設部では、施設管理者が工事内容を把握できるよう、長寿命化改修で実施する項目を一覧表で示しているほか、知事部局や教育庁、警察本部の長寿命化改修の水準等の統一化を図るため、道有建築物のストックマネジメントに係る連絡調整会議を本年設置し、施設管理者の円滑な検討を促しているところでございます。

○佐々木大介委員 これまで長寿命化改修の進め方について伺ってまいりましたが、道有建築物は、道民生活に密着した貴重な財産であり、厳しい財政状況の中でも、施設利用者が安全で快適に利用できる環境整備や、その価値を保持し、次世代の負担を軽減させるためにも、適切な維持管理や修繕、長寿命化を図ることが重要と考えます。

最後に、道では、今後、道有建築物の長寿命化にどのように取り組む考えなのか、伺います。

○大越農子委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてであります。道では、道有建築物の老朽化が進行する中、道民サービスの向上や道有財産の有効活用を図るためには、適切な維持管理や長寿命化改修の円滑な実施が重要であると考えているところでございます。

このため、ファシリティマネジメント推進方針に基づき、建物の長寿命化に向けて、日常的な点検や維持管理のほか、計画的な修繕を実施するとともに、耐用年数を超えた使用の可能性などを判定いたします長寿命化診断を実施し、その診断結果を踏まえ、安全性や機能性を確保するために必要な長寿命化改修を行っているところでございます。

道といたしましては、ストックの有効活用に向け、今後とも、関係部局との連携を一層強化し、限られた財源の中で適切な修繕や改修などを行い、道有建築物の長寿命化に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 終わります。

○大越農子委員長 佐々木委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員 おはようございます。

通告に従いまして、以下、順次質問させていただきます。

まず最初に、札幌冬季オリンピック・パラリンピックに関して、特に真駒内屋内競技場の在り方についてお伺いをいたします。

11月29日、IOCは、今後のオリンピック、パラリンピックの候補地について、2030年にはフ

ランスのアルプス地域、2034年にはアメリカのソルトレークシティにそれぞれ一本化することを決めました。また、2038年冬の大会については、スイスと優先的に対話を進めるということであり、事実上、札幌開催は消滅いたしました。

さて、そこで、私たちとして気になるところは、真駒内屋内競技場の在り方についてであります。

オリパラ招致に際し、アイスホッケー会場の予定であったことから、我が会派は、かねてから、この施設の在り方について伺いたしましてまいりました。

ここで改めて伺いますが、オリパラ札幌開催が事実上消滅した現在、道は、今後、真駒内屋内競技場の在り方についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

**○大越農子委員長** まちづくり局長信太一人君。

**○信太まちづくり局長** 真駒内公園屋内競技場の今後の在り方についてであります。真駒内公園屋内競技場は、スケートやランニングなどの一般利用のほか、高校総体などの全国規模のスポーツ大会やフィギュアスケートなどの国際大会、数千人規模のコンサートなど、多様な用途に活用されているところであります。

道としては、将来にわたって幅広い世代の皆様がスポーツやイベントなどに親しむことができる施設として利活用が図られるよう、今後とも、適切な維持管理や必要な補修に努めてまいりたいと考えております。

**○小泉真志委員** 今後の計画についてであります。知事は、議会議論の中で、冬季オリパラ大会の競技場については、IOCが開催地として決定した後、国際競技連盟などと協議した上で具体的な活用方法が検討されることから、引き続き、札幌市と緊密に情報共有を図ると答弁し、さらに、道立真駒内公園の競技場について、平成26年に策定した道立公園施設長寿命化計画に基づき、今後も、引き続き、所要の点検や健全度の評価を行うとともに、ライフサイクルコストや環境性なども考慮しつつ、最適な維持管理や補修などを行い、将来にわたって幅広い世代の皆様がスポーツに親しむことができる施設として利活用が図られるように努めてまいると答弁をしております。

しかし、札幌開催はなくなりました。これまで、札幌市とどれだけ緊密に情報共有を図ってきたのかは私たちには知る由もありませんが、真駒内屋内競技場の今後の在り方については、札幌市との調整の必要性はなくなり、単独で決定できることとなると理解をしますが、その認識でいいのか、お伺いをします。

その上で、1972年の札幌オリンピック会場として利用され、50年以上が経過している真駒内屋内競技場でございますけれども、バリアフリー化もされていない施設の改修はもう待ったなしと考えますが、今後の真駒内屋内競技場の改修に係る現時点での計画についてお伺いをします。

**○信太まちづくり局長** 真駒内公園屋内競技場の改修についてであります。真駒内公園は、道民のレクリエーション需要に応え、余暇活動や健康増進などに寄与する重要な施設であり、道では、継続的な利用促進に向け、施設の補修などを行っていく必要があると認識しております。

【第2分科会 12月7日 第2号】

このため、道では、平成26年度に策定した道立公園施設長寿命化計画に基づいて、定期的な点検や健全度の評価を実施しており、その結果を踏まえ、計画的に施設の補修などに取り組むとともに、トイレなどのバリアフリー化を進めてまいりる考えでございます。

なお、今後、大規模な改修が必要となった場合などは、地元自治体や関係団体などと必要な協議、調整を行った上で、施設管理者である道が対応を検討してまいります。

○小泉真志委員 真駒内屋内競技場の改修は、もう待ったなしというふうに私たちは認識をしております。国際大会を誘致したりする部分で、やはり、完全なるバリアフリー等を施していかなければならないと思っております。

この部分につきましては、知事に直接お伺いをしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、建設産業における担い手等の確保についてお伺いをいたします。

建設産業の役割は、住民生活や地域経済の安定を図るため、自然災害に対する脆弱性を見直し、強靱化を図ることで、災害から住民の生命、財産、暮らしを守り、地域の持続的な成長につなげるための重要な役割を果たしております。

しかしながら、就業者の高齢化や入職が進まないなどの課題があることから、「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」を策定し、本年度からの5年間で推進期間と承知をしております。

2024年問題を直近に控えていることも含めて、以下、伺ってまいります。

まず最初に、建設産業の方々からは、異口同音に、高齢者率が高く、若年層の入職が進まないとお聞きをしますが、まず、道内の建設産業の就業者数や年齢構成、求人倍率はどのように推移しているのか、お伺いをします。

○大越農子委員長 建設業担当課長多羽田元己君。

○多羽田建設業担当課長 道内の建設業の現状についてであります。総務省の労働力調査によると、道内建設産業における就業者数は、令和4年には22万人と、ピークであった平成9年の35万人の約6割となっており、年齢別構成比では、平成16年は、50歳以上が約4割、29歳以下は約2割でありましたが、近年は、50歳以上の割合が5割を超える一方、29歳以下は約1割となっており、若年者の入職が進まず、就業者の高齢化が進んでいるところでございます。

また、有効求人倍率は、北海道労働局の公表資料によると、建設業関係全ての職種で道内全職業計を上回る高い水準が続いており、建設・土木作業員においては、平成25年度は1.81倍でありましたが、令和4年度は4.52倍と、高い倍率になっているところでございます。

○小泉真志委員 全体の傾向については分かりましたけれども、特に厳しい職種についてお伺いいたします。

○多羽田建設業担当課長 人材不足の現状についてであります。一昨年、道が実施した北海道建設業の現状に関するアンケート調査の結果によると、職種別では、普通作業員と重機オペレーターが不足していると回答した会社が多かったところでございます。

○小泉真志委員 このような中で、道として、今まで、北海道建設産業支援プラン2018で取り組んできたと思いますけれども、今年度からスタートしました「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」に基づく担い手確保の取組状況についてお伺いをいたします。

○多羽田建設業担当課長 担い手対策の取組についてであります。道では、本年3月に「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」を策定し、担い手の確保育成を早期に解決すべき重点課題と位置づけ、働き方改革、生産性の向上、魅力の発信を施策の柱として取組を展開しております。

具体的には、建設産業の魅力を送信するため、地域の高校生を対象とした意見交換会や就業体験を実施するほか、働き方改革として、長時間労働の是正や週休2日を確保するため、現場の土曜日閉所を目指す取組のほか、下請業者を含めた適切な賃金の支払いや社会保険の加入促進について、建設業団体に対して働きかけるなど、就業環境の改善を図っているところでございます。

○小泉真志委員 担い手確保を進めるためには、適切な賃金水準の確保、週休2日制の推進、そして時間外労働の縮減等、就業環境の改善に取り組み、魅力ある業界にしていかなければなりませんけれども、現状についてお伺いをします。

○多羽田建設業担当課長 就業環境についてであります。道内建設業における一般労働者の月間現金給与額は、令和4年に総合政策部が実施した毎月勤労統計調査地方調査によると、41万3000円となっており、北海道の全産業38万7000円を上回っているものの、全国建設業の45万1000円を下回っているところでございます。

休日の取得状況については、一昨年、道が実施した北海道建設業の現状に関するアンケート調査によると、4週8休を実施しているとの回答は全体の約3割となっているところでございます。

道内建設業における月間実労働時間は、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、令和4年は171.4時間となっているものの、全産業の平均163.4時間を上回っている状況にあるところでございます。

○小泉真志委員 今、実態についてお伺いをしましたけれども、この数字は、全体という形なのですが、建設業界では、元請と下請の差があるというふうに私も認識しておりますので、今後、そういう視点も踏まえて対応していくことを指摘させていただきます。

次に、若年層の就業と定着について伺います。

若年層の入職が進まない理由として、約3割以上の労働者が日給月給制などの不安定な雇用形態で働いていることや、建設業に魅力を感じない理由のうち、約4割が、前近代的な体質が残っているとの回答があるということが日本建設産業職員労働組合協議会の調査から明らかとなっております。

また、道内の工業高校を卒業した学生の入職も少ないというふうに承知しております。道として、どのように若年層の就業と定着を図っていくのか、お伺いをいたします。

○多羽田建設業担当課長 若年者の就業と定着についてであります。若者の入職や定着促進の

【第2分科会 12月7日 第2号】

ためには、就業環境の改善やイメージアップを図る必要があると認識しております。

このため、道では、長時間労働の是正などの就業環境改善に向けた講習会などを実施する建設業団体へ支援しているほか、建設現場の疑似体験を行う建設産業ふれあい展の開催や、工業高校において生徒と若手建設業就業者との意見交換会、ドローンの操縦体験を行う講習会などを実施してきたところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、今年度からは、地域の建設業団体などと連携し、建設産業ふれあい展を複数の地方都市においても開催してきたほか、意見交換会の対象を普通科高校へ広げるなど、取組の拡充を図るとともに、SNSアカウントを開設し、若い世代にとって身近で親しみやすい情報をタイムリーに発信するなどして建設産業のさらなるイメージアップに努めているところでございます。

○小泉真志委員 私も、新聞等で、各地域でいろいろな催しが行われていて、厳しさを踏まえながらしっかりと取り組んでいただいていることについては理解しております。

特に、工業高校系から幅を広げ、普通科高校へも間口を広げていくというのは大変大事なことだと思うのですが、その中で、新年度から施工管理技術検定の受検資格変更がなされると承知をしております。

この変更によって、担い手確保にどのような影響、または効果があるのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 建設管理課長牧野幹芳君。

○牧野建設管理課長 技術者制度についてであります。施工管理技術検定は、建設工事に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的といたしまして国が行う技術検定制度であり、これまで、1級施工管理技士を受検するには、大学の指定学科を卒業した場合でも3年以上、高卒者では11年以上の実務経験が必要とされていたところでございます。

令和6年4月1日からの受検資格の見直しにより、1次検定合格後の実務経験が短縮されるなど、学歴に関係なく、最短20歳で資格が取得できるようになったところでございます。

このたびの受検資格の緩和により、優秀な若手技術者や他業種から中途採用した人材のキャリア形成、指定学科以外の出身者の活躍促進のほか、事業者における人材確保にもつながることが期待されるところでございます。

○小泉真志委員 次に、帝国データバンクによりますと、建設産業の倒産は、8月までに1082件発生し、年内の倒産件数も過去5年で最多となることが確実になったと承知をしております。

倒産の要因としては物価高が挙げられておりますが、建設業の約7割で人手が不足している状態で、うち5%の企業は、非常に不足している状況にあり、コロナ禍前を上回るなど、物価高以上に職人不足の影響が建設現場で深刻化しているということでございますけれども、道内の倒産の現状について伺います。

○多羽田建設業担当課長 道内の倒産の現状についてであります。毎月、建設部で取りまとめている「道内建設業の現状」においては、令和5年10月末の道内における建設業の倒産件数は53件、負債総額は約63.4億円となっており、前年同期の16件、約16.6億円に比べ増加しているところ

るでございます。

また、全産業に占める倒産件数の割合は24.5%となり、前年の9.5%に比べ増加しているところでございます。

なお、倒産の原因は、業績不振が62.3%と最も多くなっているところでございます。

**○小泉真志委員** 倒産の原因が業績不振ということで、一番多いということですが、アンケートの選択肢の中に、人手不足等が入っていないということもお聞きをしておりますので、全てを調べるのは厳しいと思いますけれども、そういうところも注視をしながら対応していただきたいというふうに思っております。

次に、2024年問題についてお伺いをいたします。

2024年4月から時間外労働の上限規制が建設産業にも適用されるため、人手不足が今まで以上に深刻化すると見られております。

2024年問題が建設工事に与える影響をどのように想定し、また、その対策としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

**○大越農子委員長** 建設業担当局長千葉正彦君。

**○千葉建設業担当局長** 時間外労働の上限規制への対応についてであります。平成31年4月に、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、建設業においても、令和6年度から時間外労働の上限規制に罰則規定が適用されることから、建設工事従事者の長時間労働の是正や週休2日の実現、休日の確保等が必要となっているところでございます。

このため、道では、法律の適用を見据え、国などと連携し、これまで、建設現場における休日の確保を図るため、4週8休以上の現場閉所が達成された場合に工事施工成績で加点評価する週休2日モデル工事の拡大を図ってきたほか、受注者の時間外労働の縮減を促すため、土日の作業となる依頼を行わないといった労働環境改善プロジェクトや工事書類の簡素化に取り組んできたところでございます。

引き続き、地域の建設業団体など人手不足の問題について意見交換を行いながら、週休2日の促進や時間外労働の縮減など、就業環境の改善に努めてまいります。

**○小泉真志委員** 5年かけて今まで様々取り組んでこられたというふうには思いますが、直近になって、一気に動きが加速しているというふうにお聞きをしています。

私も地元の建設業界の方にお聞きをしますと、民間ベースで、第2・第4土曜日を完全に閉所できないかということで、今、試みをされているというふうにお聞きしております。いい取組だと思うのですが、元請さんは、人がある程度いて、うまく人を回すことができるのですが、課題としては、下請さんのほうは作業員が不足をする、そういう状況の中で本当に現場は回るのだろうかというようなことで大変苦慮されていると聞いております。

そのような状況を踏まえて、2024年問題、2024年4月のスタートに対応できるのか、改めてお伺いをしたいと思います。

**○千葉建設業担当局長** 人手不足への対策についてであります。道では、地域の建設業団体と



【第2分科会 12月7日 第2号】

下請も含めた人手不足の問題について早急に意見交換を行い、週休2日の促進や時間外労働の縮減など、就業環境の改善に努め、工事の円滑な実施が図られるよう取り組んでまいります。

○小泉真志委員 大変だと思いますけれども、ぜひ、現場の声を聞き取って対応していただくよう、お願いを申し上げます。

次に、ラピダスの関係で質問させていただきます。

ピーク時には、建設技術者など約6000人が建設に携わるとされるビッグプロジェクトが北海道千歳市で始まろうとしております。

このプロジェクトに、道内の多くの職人が引き抜かれるケースが想定される中、地方では、業者の淘汰や人手不足により家が建てられない、道路の修繕が進まないなどといった事態が多発するのではないかというふうに言われております。

ラピダスが建設工事に与える影響をどのように想定しているのか、また、その対策についてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○千葉建設業担当局長 ラピダス社の進出による影響についてであります。次世代半導体工場の建設に当たり、建設業団体からは、現時点で、労働者の不足や資材の調達に大きな影響が生じているとは聞いておりませんが、今後を懸念する声もあり、道では、公共工事への影響を把握することが重要であると認識しているところでございます。

これまで、道が発注する建設工事では、地域外から労働者や資材を確保せざるを得ない場合には、その宿泊費や赴任旅費、資材の輸送費など、必要となる経費を計上するなどの取組を行ってきたところでございます。

道といたしましては、地域の建設業団体などと労働者不足や資材の需給状況について情報を共有するなどして、建設工事の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。

○小泉真志委員 うわさでしょうけれども、給料が3倍になるというようなお話も聞いたりもします。それらの話が現実であれば、人が流れていくという部分については止めることはできないのかなというふうに思っておりますが、この問題は建設部だけで解決できることとは思っておりません。経済部や総合政策部等々、全庁一丸で取り組んで対応していただくよう、指摘をさせていただきます。

また、この問題につきましては知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをお願いいたします。

次に、学校のエアコン設置の影響と対応についてお伺いをします。

今年の酷暑に鑑み、全道の各自治体で学校のエアコン設置が急ピッチで進められていると承知をしております。ただ、道内の電気設備業者が圧倒的に少ないと言われる中、学校のエアコン設置が進められると、民間の建設工事がストップしてしまうのではないかというふうにお聞きをしております。

学校へのエアコン設置が建設工事に与える影響をどのように想定し、また、その対策についてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 建築局長芥川昌久君。

○芥川建築局長 エアコン設置による工事への影響等についてであります。この夏の猛暑により、道内の各自治体では、学校等に対して、エアコンや簡易型クーラーの設置を検討しており、工事が集中することにより、地域によっては技術者の不足が懸念されているところでございます。

これまで、道の発注する建築工事では、技術者不足に対応するため、建設業者が技術者の効率的な配置を検討できるよう、年度当初に年間の工事情報を公表するほか、発注時期の分散による施工時期の平準化などに取り組んできているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、市町村においても工事の平準化などに取り組むよう働きかけることに加え、地域の実情に応じて、市町村及び関係団体との意見交換の場を早急に設けるなどして、工事の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。

○小泉真志委員 今、私も指摘させていただいたのですけれども、道内の電気設備業者が圧倒的に少ないという状況の中で、多分、エアコン設置がかなり優先されると思うのです。そうなりますと、やっぱり、民間の住宅等の建設工事がかなり遅れるという部分の懸念は本当に多くの方から聞きます。

また、設備関係の方々が、特にエアコン設置については6月ぐらいまででしょうか、集中的に付けられるということで、休日返上、そして時間外労働も課せられて、本当に労働災害等というのですか、事故とかそういうものが起きないのかということも心配するわけでございます。

そしてまた、2024年問題という上限規制もありますけれども、こういう状況を踏まえた上でどのように対応するのか、もう一度伺いをします。

○芥川建築局長 技術者不足への対応についてであります。道や市町村、関係団体による意見交換を通じて、地域における技術者の状況や工事量などの情報を共有し、建設業者が技術者の効率的な配置を検討できるよう、工事の優先度を考慮し、施工時期の平準化などに取り組み、市町村においても同様の取組を働きかけるなどして、工事の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。

○小泉真志委員 担い手確保対策は待ったなしの課題だというふうに思っております。

住民生活や地域経済を安定させてきた建設産業の持続的な発展を図るためにも、担い手確保対策に特化をして取り組んでいかなければならないと思っておりますけれども、道として、今後どのように取り組んでいくのか、部長に伺います。

○大越農子委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の取組についてであります。本道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まず、依然として厳しい状況が続いている中、時間外労働の上限規制の適用などによりまして、今後の技術者不足を危惧する声もあり、建設産業が担う地域の安全、安心や経済、雇用を支えるという重要な役割を十分に果たせなくなることが懸念されるところでございます。

このため、道では、本年3月に「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」を策定し、担

【第2分科会 12月7日 第2号】

い手の確保育成を早急に解決すべき重点課題と位置づけ、週休2日の導入促進などによる働き方改革、ICTの活用による業務の効率化や人材育成に関する研修への支援といった生産性の向上、高校生との意見交換や就業体験の実施などによる魅力の発信を施策の柱といたしまして取組を展開しているところでございます。

道といたしましては、こうした取組を進め、将来の担い手となる若者や子どもたちにとって、本道の建設産業の未来が魅力あるものとなりますよう、引き続き、関係団体や教育機関等と連携を図りながら、建設産業の持続的な発展に向け取り組んでまいります。

以上です。

○小泉真志委員 今、部長から答弁がありましたけれども、全くそのとおりだと思っております。

それで、2024年に働き方改革がスタートするわけでありますが、それだけでも厳しい状況の中、ラピダスの問題とか、特にエアコンの設置等も入ってきますので、本当に今年はかなり大変だと思うのですが、ぜひ、現場の声を聞いていただいて、酌み取っていただいて、何とかうまく回るように頑張らせていただくことを指摘させていただきまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○大越農子委員長 小泉委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

高田真次君。

○高田真次委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

国土強靱化対策についてお伺いをいたします。

初めに、高速道路の4車線化についてであります。

道民の命と暮らしを守るためには、災害に強い高規格道路の果たす役割が大変重要となる中、近年、気象災害が激甚化、頻発化し、大規模地震や火山噴火の発生リスクも高まっています。

胆振東部地震の際には、日高道の4車線区間では、一部、車線規制を行いながらではありましたが、交通開放したまま本復旧工事を実施できたと聞いております。

国では、国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化5か年加速化対策として、高速道路の早期の4車線化を進めていると承知しておりますが、以下、道の取組について伺います。

積雪寒冷地である本道においては、路面凍結時のスリップによる正面衝突など、重大事故の危険性が非常に高いことから、冬期間の安全の面からも高速道路の暫定2車線区間の4車線化を進めることが重要と考えます。

そこで、道内及び全国の整備状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○大越農子委員長 高速道・市町村道担当課長小笠原誠君。

○小笠原高速道・市町村道担当課長 4車線化の整備状況についてであります。全国のNEXCO各社が管理します高速道路の供用延長は、令和4年4月現在、約9500キロメートルでありま

して、このうち、約7700キロメートルが4車線以上で整備されており、その割合は約8割となっております。

また、本道の供用延長は約720キロメートル、4車線で整備されている延長は約370キロメートルでありまして、その割合は約5割となっております。

**○高田真次委員** ただいまの答弁によれば、道内の4車線化は全国と比べてとても遅れている状況にあります。

国は、全国で4車線化の優先整備区間を選定していますが、道内の優先整備区間の延長と整備状況はどのようになっているか、伺います。

**○小笠原高速道・市町村道担当課長** 優先整備区間の整備状況についてであります。国では、平成29年12月に社会資本整備審議会の国土幹線道路部会におきまして取りまとめられた基本方針を受け、令和元年9月に「高速道路における安全・安心基本計画」を策定したところです。

この計画において、4車線化の優先整備区間として、全国で約880キロメートルが選定され、道内では、道東道の千歳恵庭ジャンクション・十勝清水インターチェンジ間、道央道の登別室蘭インターチェンジ・伊達インターチェンジ間、国縫インターチェンジ・八雲インターチェンジ間、和寒インターチェンジ・士別剣淵インターチェンジ間の4区間、合計で約136キロメートルが選定されたところです。

そのうち、道東道の占冠インターチェンジ・十勝清水インターチェンジ間、約29キロメートルで4車線化事業が進められているところです。

**○高田真次委員** その中で、私の地元である胆振管内では、周辺に、前回の噴火から20年以上が経過し噴火の可能性を有する有珠山や活火山の倶多楽を抱えていますが、それらの近傍を通過し、物流の要衝である道央道の登別室蘭―伊達間の4車線化についての道の認識及び今後の4車線化に向けた取り組み方について伺います。

**○大越農子委員長** 建設部長白石俊哉君。

**○白石建設部長** 今後の取組についてであります。高速道路の暫定2車線区間を4車線化することによりまして、速達性、定時性が向上し、物流の効率化等が図られますほか、正面衝突などの重大事故の減少や災害時における早期の交通機能の確保など、様々な効果が期待されるところでございます。

道央道の登別室蘭インターチェンジ・伊達インターチェンジ間は、「高速道路における安全・安心基本計画」において、周辺に比べて走行速度が低い区間と評価されておりますほか、前回の有珠山噴火では、避難に際して周辺道路で渋滞が発生するなど、長期間にわたり広域的な物流等に大きな影響があったところでありまして、国土強靱化の観点からも早期の4車線化は必要と認識してございます。

道では、これまでも、市町村や関係団体と連携し、「命のみち」づくりを求める東京大会を開催するなど、高速道路の整備促進に向けた要望を行ってきたところでありまして、引き続き、早期の4車線化の実現について国や関係機関に強く働きかけてまいります。

○高田真次委員 次に、道管理河川の流域治水対策についてであります。

気象災害が激甚化、頻発化する中、国土強靱化5か年加速化対策において重点的に取り組む対策として、河川のハード、ソフトの一体となった流域治水が位置づけられておりますが、近年、大雨が局所的、集中的に発生しており、今年も避難指示の目安となる氾濫危険水位を超えた河川があると承知しており、以下、道の取組について伺います。

道が管理する河川において、過去3年と今年度の氾濫危険水位に達した河川数及び回数について伺います。

○大越農子委員長 維持担当課長黒田健一君。

○黒田維持担当課長 氾濫危険水位についてであります。道では、洪水により、相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の起こるおそれがある水位を氾濫危険水位とし、令和5年4月1日現在、道が管理する河川のうち、279河川で設定しているところでございます。

道管理河川につきましては、過去3か年に氾濫危険水位を超過した河川数及び回数は、令和2年度は3河川、3回、3年度は9河川、9回、4年度は23河川、延べ29回で、今年度につきましては現時点で12河川、延べ14回となっているところでございます。

○高田真次委員 氾濫危険水位を超えた場合、市町村は、対象地域住民に対して避難指示を発表し、事前に避難所の開設等を行っております。しかしながら、氾濫危険水位を超えても河川の氾濫が発生しないこともあるため、これに慣れたことにより、避難指示が発出されても住民避難がなされない場合もあると認識をしております。その背景には、設定水位と氾濫の危険性に乖離があるケースもあると認識をしております。

そこで、氾濫危険水位等の水位設定についての考え方についてお伺いします。

○大越農子委員長 施設保全防災担当局長橋本雄太君。

○橋本施設保全防災担当局長 水位の設定についてですが、氾濫危険水位は、水位の上昇速度と地域住民の避難に必要な時間を考慮して設定しているところでございます。

道では、水位上昇により氾濫危険水位に到達した場合などにおいては、住民の適切な避難行動につながるよう、建設管理部から関係市町村に対し、水位や河川の状況などについて、道管理河川等におけるホットライン等により、直接、情報提供しているところでございます。

なお、改修等による河道状況や、氾濫区域における土地利用状況に変化が生じた場合などについては、地域の意見を踏まえながら、必要に応じて基準水位の設定の見直しなどを検討してまいります。

○高田真次委員 ここまではソフト対策について伺ってまいりましたが、やはり、ハード対策も非常に重要と考えるところであります。

道管理河川のこれまでの整備状況について伺います。

○大越農子委員長 河川砂防課長上前孝之君。

○上前河川砂防課長 河川の整備状況についてであります。道が管理している河川のうち、令和4年度末時点で整備の必要があるのは、約1200河川、約7800キロメートルであり、このうち、

一定の整備を終えた区間を有する河川は約750河川で、その延長は約3100キロメートルとなっております。

○高田真次委員 近年、全国的に気象災害が激甚化、頻発化している中、氾濫危険水位に達する頻度が高くなっている河川もあると聞いております。

道では、特に市街地を流れる河川について、既に改修を行ったものを含め、今後の河川整備についてどのように対応していくのか、伺います。

○大越農子委員長 土木局長瀧川雅晴君。

○瀧川土木局長 河川整備についてであります。道では、近年、各地で記録的な大雨による災害が発生している状況を踏まえまして、洪水により家屋や農地などに大きな被害が発生した箇所や甚大な被害が生じるおそれのある市街地の河川などを優先して整備を行ってきているところがございます。

また、気候変動の影響などを踏まえますと、施設整備のみでは防ぎ切れない被害が想定されますことから、昨年度、道内全ての2級河川において、道や市町村のほか、森林管理者や農業施設管理者などで構成する流域治水協議会を設置したところでありまして、流域全体で水害を防止、軽減する対策である流域治水プロジェクトを推進してまいります。

○高田真次委員 最後に、北海道におけるこれまでの気象災害を踏まえますと、河川のハード対策を加速していくとともに、ソフト対策についても適切に進めるべきと考えますが、道として今後の治水対策についてどのように進めていくのか、伺います。

○白石建設部長 今後の治水対策についてであります。近年、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化しておりまして、今後の気候変動の影響なども考慮いたしますと、あらゆる関係者の方々が協働して流域全体で治水対策を行う流域治水の取組は大変重要と認識してございます。

このため、道では、流域の関係者との連携を一層強化するとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も最大限活用いたしまして、堤防整備や河道掘削などの河川整備を推進しますほか、市町村に対するハザードマップの作成支援や水位情報の提供を行うなど、ハード、ソフトの一体となった流域治水の取組を進め、道民の皆様の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

以上です。

○高田真次委員 終わります。

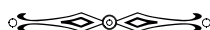
○大越農子委員長 高田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩



○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

---

〔馬場主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、佐々木大介議員、吉田正人議員の委員辞任を許可し、佐藤禎洋議員、浅野貴博議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

---

### 1. 水産林務部所管審査

○大越農子委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

高田真次君。

○高田真次委員 それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

初めに、道産水産物の販路拡大等についてであります。

道産水産物の輸出については、令和4年に過去最高の833億円となりましたが、ALPS処理水の海洋放出によって中国が日本産水産物の輸入を全面的に停止したことにより、漁業や水産加工など本道水産業が大きな影響を受けております。

このため、中国に代わる国内外での販路を急速に拡大していくことが求められていることから、以下、道の取組などについて伺います。

道では、今年末までの5か年を取組期間とする第2期の輸出拡大戦略に基づき、道産食品の輸出拡大に取り組んできたと承知しています。

輸出される道産食品の大半は水産物となっておりますが、中国の輸入規制を踏まえ、来年から始まる次期輸出戦略では、水産物についてどのような方向性で取り組んでいくのか、伺います。

○大越農子委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 次期輸出拡大戦略の方向性についてであります。道では、国内における人口減少が続く中、水産物の安定した需要を確保するため、輸出の拡大が重要と認識しており、現在策定を進めている第3期北海道食の輸出拡大戦略の素案においては、中国の輸入停止措置など国際情勢の変化を踏まえ、水産物の安定生産や計画的な供給を進めるほか、リスク分散を図る観点から、特定の地域や品目に依存しない体制の構築や付加価値の高い製品づくりを推進するなど、政策の実現のため、五つの基本戦略を掲げております。

また、品目ごとの展開方向として、ホタテガイについては、中国以外への販路拡大や加工施設への対米・対EU-HACCPの導入を促進するとともに、輸出拡大が見込める主要品目に新たにブリやカレイ類を追加するなど、道産水産物の輸出拡大に取り組むこととしております。

○高田真次委員 中国の輸入規制により、ホタテガイを中心に、道産水産物の中国向け輸出が不

可能となりました。

道からも、リスク分散が必要と答弁をされていますが、中国の輸入規制後、これまでの道産水産物の輸出振興に向け、どのように取り組んできたのか、伺います。

○**小林水産食品担当課長** 輸出振興の取組についてであります。道では、これまで、付加価値の高い製品の輸出を進めるため、作業の効率化や高度な衛生管理に資する機器の導入を促進してきたほか、海外において積極的な販促プロモーションを行うなど、新たな販売ルートの開拓を行ってきたところでございます。

こうした中、このたびの中国の輸入規制を受け、輸出先国の多角化や品目の拡大に向けた動きを加速化するため、米国で、ホタテやアキサケなどの水産エコラベル製品やカレイ類加工品のテスト販売を実施するとともに、タイやベトナム、オーストラリアの量販店において、現地ニーズに基づき開発したホッケ製品の販売促進活動を拡充するほか、関係団体と連携しながら、国の政策パッケージも活用し、道内での加工処理体制の強化に向けて、人材確保や機器導入を促進するなど、輸出振興に取り組んでいるところでございます。

○**高田真次委員** 輸出額が最も多いホタテガイは、オホーツク海での生産に加え、噴火湾の生産もこれから本格化していきます。

輸出振興を図っていくことも重要ですが、それと同時に、国内での消費喚起を進めていく必要があります。道では、どのように消費喚起を図っているか、伺います。

○**小林水産食品担当課長** 消費喚起の取組についてであります。道では、国内における道産水産物の消費を喚起するため、漁業者団体が行う首都圏でのPRや飲食店でのフェアなどの取組に支援するとともに、全国の量販店やコンビニ、社員食堂などにおいて、「食べて応援！北海道」キャンペーンを展開しております。

また、市町村においても、学校給食へのホタテ提供事業などに国の政策パッケージが活用されるなど、需要喚起の取組が広がり、道産水産物の国内消費は着実に拡大しております。

道としては、こうした動きを追い風に、引き続き、関係団体と連携した販売促進に加え、インバウンド向けに道産水産物のPRや試食販売を行うとともに、道内宿泊団体など幅広い業種の方々と連携した、「ホテルで、旅館で、食べて応援！北海道」などの取組を推進し、全国での消費拡大を進めてまいります。

○**高田真次委員** 道産水産物の輸入規制により、漁業をはじめとする水産業への影響がさらに拡大することも懸念されております。国は、政策パッケージを示しておりますが、支援事業を活用し、経営を維持していく必要があると考えます。

道としては、これらの水産関係者に寄り添いながら、本道水産業への影響を最小限にとどめるため、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**大越農子委員長** 水産基盤整備担当局長藤田瑞代君。

○**藤田水産基盤整備担当局長** 今後の取組についてでございますが、本道水産業は、中国の輸入停止措置により、産地価格の下落や在庫の滞留など大きな影響が生じており、今後、さらなる影



響の拡大が懸念されるところでございます。

このため、道では、生産者団体など関係機関と連携し、「食べて応援！北海道」キャンペーンの積極的な展開など、道内外における消費拡大の取組を一層強化いたしますとともに、今後、輸出の拡大が見込める東南アジアや欧米などにおいてプロモーションを行うなど、あらゆる機会を捉え、道産水産物の販路拡大に取り組んでまいります。

また、特に影響の大きい水産加工業者の皆様への資金繰りの支援については、国の保証制度に対応した道の制度融資の取扱いを開始するなど、経営の安定に努めますほか、国の政策パッケージも活用して、リスク分散の観点から、高付加価値化に向けた加工処理能力の強化を促すなど、輸入停止による水産業への影響を最小限にとどめ、事業者の皆様が安心して事業を継続できるよう取り組んでまいります。

**○高田真次委員** 次に、栽培漁業の推進についてであります。

我が会派では、これまでも、種苗放流による栽培漁業の取組について道の考えを伺ってきたところですが、海洋環境等の変化により漁業生産が低迷する中、種苗放流の取組による資源の増大を図っていくことは今後ますます重要となることから、以下、道の取組について伺います。

まずは、栽培漁業センターの取組についてであります。

道では、私の地元である伊達市をはじめ、全道5か所に栽培漁業センターを整備し、種苗の大量生産や放流の取組を進めていると承知していますが、栽培漁業センターにおける近年の種苗生産の状況について伺います。

**○大越農子委員長** 水産振興課長佐々木剛君。

**○佐々木水産振興課長** 種苗生産状況についてであります。道では、羽幌町、せたな町、八雲町熊石、伊達市及びえりも町の5か所に栽培漁業センターを整備し、北海道栽培漁業振興公社が、広域回遊魚種であるニシンやマツカワ、ヒラメのほか、定着性魚類のマナマコやエゾアワビの種苗を栽培漁業基本計画や各地域のニーズに基づき生産し、漁業者などに供給しております。

直近3か年の生産実績については、ニシンとマツカワは計画どおり、それぞれ毎年340万尾と100万尾を生産しており、ヒラメは、132万尾の計画に対しまして、疾病の発生により、令和3年は116万5000尾、4年は75万2000尾でありましたが、5年は計画どおりの生産となっております。

また、マナマコは、3年は199万5000個の計画に対しまして206万4000個、4年は226万6000個に対して205万1000個、5年は232万7000個に対して237万4000個と、年によって変動はあるものの、おおむね計画どおりの生産となっております。

さらに、エゾアワビは、3年は93万2000個の計画に対しまして88万5000個、4年は82万5000個に対して58万6000個と計画を下回る中、5年は77万2000個の計画でありましたが、道内で初めて確認された疾病の発生により、出荷できない状況となっております。

**○高田真次委員** 各地の栽培漁業センターの生産状況を伺いましたが、計画した生産数量を達成できず、地域に十分な種苗供給ができていない魚種もあるようですが、生産不調の原因とその対

応について伺います。

○大越農子委員長 水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長津久井潤君。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 生産計画を下回った要因などについてではありますが、各栽培漁業センターにおきましては、近年、様々な魚病の発生や生産過程における発育不全などにより、生産数量が計画を達成できない事態が散見されているところであり

ます。  
主なものといたしまして、羽幌センターでは、令和3年、4年と続けて、ヒラメのアクアレオウイルス感染症の発生により、伊達センターでは、生物餌料の栄養不足によるマツカワ稚魚の発育不全により、瀬棚センターでは、マナマコ稚仔が飼育水中に混入した動物プランクトンに捕食されたことなどにより生産数量が大きく減少したほか、熊石センターでは、本年8月に道内で初めて発生した、エゾアワビの筋萎縮症により大量へい死を引き起こし、種苗供給ができない状況にあります。

このため、道といたしましては、安定した種苗の生産、供給を行えるよう、これまで、魚病検査や施設、飼育水の殺菌消毒などの対策を講じてきたところであり、エゾアワビにつきましては、現在、栽培公社が主催する対策会議に参画し、道総研水産試験場などと連携しながら、原因の解明や効果的な予防措置など、疾病対策の徹底を図ることとしてございます。

○高田真次委員 次に、伊達センターにおけるマツカワ種苗生産について伺います。

ここ数年、疾病等の発生により種苗生産・供給に影響が生じているとのことでありますが、ほかに、北海道電力の伊達火力発電所から飼育海水の供給を受けている北海道栽培漁業伊達センターでは、発電所の休止に伴い、えりも以西栽培漁業振興推進協議会が中心になって進めているマツカワの種苗生産事業への影響が懸念をされており、協議会から道に対し、影響が最小限となるよう対策を要望したと聞いていますので、以下、伺います。

伊達センターでは、マツカワの種苗生産を行っていますが、対象魚種の選定やセンター整備に至った経緯について伺います。

○佐々木水産振興課長 伊達センターの整備についてではありますが、マツカワは、かつて太平洋沿岸で多く漁獲され、その後、幻の魚と呼ばれるまで資源が減少しましたが、低水温でも成長がよく、その優れた食味から高単価が期待されたため、道では、昭和63年、第2次栽培基本計画にマツカワを技術開発魚種として位置づけ、当時の道立栽培漁業総合センターが種苗生産技術の開発に着手したところであり

ます。  
平成10年頃には量産技術が確立されたことから、道では、14年に、えりも以西海域栽培漁業拠点センター基本計画を策定し、伊達市とえりも町に栽培漁業センターの整備を進め、18年から、栽培公社がセンターを活用して種苗生産を行い、函館市からえりも町までの沿海市町や漁業協同組合で構成されるえりも以西栽培漁業振興推進協議会が種苗放流を行っているところであり

ます。  
○高田真次委員 ただいま御説明がありました平成18年からの種苗の大量放流後、マツカワの種

【第2分科会 12月7日 第2号】

苗生産・放流数や漁獲量はどのように推移をしているのか、伺います。

○佐々木水産振興課長 マツカワの種苗放流数などについてであります。えりも以西協議会では、平成18年から、毎年、100万尾規模の種苗放流を継続しており、平成25年は、魚病により80万2000尾にとどまり、29年は、海水ろ過施設の機能や餌の品質の低下などによる大量へい死により7万尾と計画を大きく下回ったものの、近年では、令和3年は113万6000尾、4年は110万尾、5年は114万6000尾と、計画どおりの放流を行っております。

また、漁獲量については、大規模放流前の平成17年は約10トンだったものが、放流魚が漁獲対象となった21年には121トン、29年には過去最高の146トンとなったものの、29年の稚魚の大量へい死の影響を受け、令和2年は85トン、3年は89トンと落ち込みましたが、4年は126トンまで回復しております。

○高田真次委員 ただいまの説明のとおり、栽培漁業の成果が非常に現われているというふうに認識をしております。

北電からは、来年3月に伊達火力発電所が休止されることが発表されましたが、発電所の休止は、発電所から海水の供給を受けている伊達センターのマツカワ種苗生産に大きな影響を与えると考えております。道の認識について伺います。

○佐々木水産振興課長 マツカワ種苗生産への影響についてであります。伊達センターの整備に当たっては、自前の海水取水施設は設けず、隣接する北海道電力の伊達火力発電所から冷却用に取水している海水の一部を無償で提供してもらい、飼育水として種苗生産に利用しており、発電所の休止に伴い、北電が海水の取水を停止した場合、現状ではマツカワの種苗生産ができない状況となります。

試験研究機関の調査研究によりますと、マツカワは、資源の約9割が人工種苗放流により造成されている魚種とされており、道としては、放流事業が実施できなければ、漁獲量の大幅な減少により、漁業経営に大きな影響が生じるものと考えているところです。

○高田真次委員 伊達火力発電所が休止されることにより、伊達センターへの海水供給が止まり、大きな影響があるとのことですが、今後のマツカワの資源造成に向けて道はどのように対応していくのか、伺います。

○藤田水産基盤整備担当局長 今後のマツカワの資源造成についてであります。マツカワは、栽培漁業の優良事例として世界的にも評価されておりまして、太平洋沿岸の貴重な資源ともなっており、資源造成を図っていくためには、健康な種苗を安定的に生産し、放流を継続することが何より重要であり、先般、えりも以西協議会からも道に対して、種苗生産と放流事業の継続について強い要請があったところでございます。

このため、道といたしましては、マツカワ資源への影響が最小限となるよう、協議会や栽培公社と連携しながら、次年度以降の事業継続に向けて、引き続き、北電に対し、海水の供給などの協力を求めるほか、伊達センターにおける新たな海水の取水方法や他のセンターとの連携によるバックアップ体制などについて総合的な検討を進め、マツカワの種苗生産と広域的な放流事業を

維持できるよう取り組んでまいります。

○高田真次委員 最後に、今後の対応についてであります。

栽培漁業センターの取組についてこれまで伺ってまいりましたが、漁業生産が低迷する中、各地域で資源の増大を図っていくためには、資源管理の取組はもとより、全道5か所の栽培漁業センターにおいて大量の種苗を安定的に供給し、継続して放流していくことが大切だと考えるところであります。

今後の栽培漁業センターにおける種苗放流による取組について、道の考えを伺います。

○大越農子委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 栽培漁業センターの取組についてでございますが、近年、海洋環境の変化などにより回遊魚を中心に生産が低迷する中、生産の安定増大を図っていくためには、全道5か所に整備いたしました栽培漁業センターを最大限活用しまして、健康な種苗を計画的に生産、放流し、適切な資源管理の下で、生産増大を図る栽培漁業の取組を一層推進していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、価格の高いエゾアワビやマナマコのほか、資源造成の着実な成果が現れているヒラメやマツカワ、ニシンの種苗を安定供給するため、道総研水試や栽培公社と連携し、魚病検査や施設、飼育水の消毒殺菌のほか、親魚から稚魚への感染を防ぐため、飼育区域のゾーニングといった疾病対策の徹底に加え、魚病の発生などの緊急時における各センター間の連携を強化するなど、健康な種苗の安定生産を進めてまいります。

また、栽培漁業センターの適切な維持管理はもとより、計画的な修繕や整備に努め、施設の機能をフルに活用した種苗放流の取組を積極的に展開し、本道の漁業生産の安定増大を図ってまいります。

○高田真次委員 終わります。

○大越農子委員長 高田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

田中勝一君。

○田中勝一委員 通告に従いまして、順次質問いたします。

まず、森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、道や市町村に対して森林面積や林業就業者数及び人口による基準で案分をされているところでもありますけれども、令和元年度から、毎年度、どれぐらいの額が道や市町村に譲与をされているのか、伺います。

また、令和元年度から本年度までに道や市町村に譲与された金額の総額に対しまして、実際に活用された金額の総額はどうなっているのか、併せてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 譲与額と活用実績についてでございますが、道への譲与額は、令和元年度は3億1000万円、2年度は4億6000万円、3年度は4億5000万円、4年度は4億5000万円で、4年間で16億7000万円でありまして、15億3000万円を活用しております。

【第2分科会 12月7日 第2号】

道内の市町村への譲与額は、令和元年度は12億3000万円、2年度は26億1000万円、3年度は25億7000万円、4年度は33億3000万円で、4年間で97億4000万円でありまして、55億7000万円を活用しております。

また、市町村では、年を追うごとに活用額が増加してきておりまして、令和5年度の道内市町村の予算額は、譲与見込額の33億3000万円を上回る36億円が計上されているところであります。

以上でございます。

○田中勝一委員 次に、その使途の内容につきましてお伺いをいたします。

森林環境譲与税の使途につきまして、市町村は、森林の整備に関する施策や森林の整備の促進に関する施策に充てることとされており、都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされておりますけれども、これまで具体的にどのような取組に充てられてきたのか、お伺いをいたします。

○山口森林計画課長 譲与税の使途についてであります。道が毎年実施しております市町村を対象とした譲与税の活用状況の調査によりますと、私有林の植林や間伐など、森林整備への支援に加え、公共施設の木質化や木製遊具の整備、木質ペレットストーブの導入など、木材の利用促進への支援、さらには、労働環境の整備につながる安全装備品の購入支援などの人材の育成確保に向けた取組や、木育イベントや森林教室の開催などの林業・木材産業の普及啓発に活用されてきたところであります。

また、道では、市町村を支援するため、市町村職員を対象に、森林整備の知識及び技術を習得する研修会の開催や相談窓口の設置のほか、市町村職員の事務負担の軽減を図る森林GISなどの森林情報システムの提供や、道庁本庁舎1階ロビーの木質化、税制度に関するリーフレットの作成、配付による普及啓発などに活用してきたところであります。

以上でございます。

○田中勝一委員 これまで、譲与税の額、そして使途の内容についてお伺いをいたしました。

問題は、譲与税が交付されて、使途の内容について、今後、どのように活用を促進していくかという点にあると思います。森林環境税が令和6年度から1人年額1000円を個人住民税に上乗せして徴収されることとなっておりますけれども、道民の皆様から税金として徴収する以上、適切かつ有効に活用されなければならないと考えます。

これまでと比較して金額がどれくらい増えるのか、また、先ほど、市町村における活用率が約57%と少し低いということをお聞きしましたけれども、一部は大きな事業をするために基金に積んでいる市町村もあると聞いていますし、中には、使い方が分からず、基金にずっと積んでいるということも承知をしております。

このように取組が進んでいない市町村も含めまして、今後の市町村における活用促進に向けて、道としてどのように支援をしていくのか、お伺いいたします。

○山口森林計画課長 譲与税の活用促進についてであります。令和6年度の道内市町村への譲与見込額は40億9000万円でありまして、5年度より約8億円増加いたしますことから、道では、

市町村における譲与税の活用が一層進みますよう、引き続き、市町村職員を対象とした研修会を道内各地で開催いたしますとともに、設計積算や森林GISなどのシステムの充実を図るほか、ICT等を活用した森林資源の把握手法の開発を進めてまいります。

また、各振興局に設置しております地域協議会におきまして、譲与税を有効に活用している全国の優良事例や、手入れが必要な森林の場所や面積などの情報を提供いたしますほか、振興局の職員が市町村を訪問し、譲与税を活用した事業の企画から実施までのサポートや現地での助言、地域の課題に応じた提案を行うなど、きめ細かな支援を行ってまいります。

以上でございます。

○田中勝一委員 次に、使途の公表についてお伺いをいたします。

森林環境譲与税の使途に関する事項につきましては、インターネットなど適切な方法により公表しなければならないとされておりますけれども、森林環境税の導入を踏まえ、今後はより丁寧に道民の皆さんに対しまして使途を公表していく必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○山口森林計画課長 譲与税の使途の公表についてであります。令和6年度から森林環境税の課税が開始されますことから、税の必要性等につきまして道民の皆様の理解が一層進みますよう、より丁寧な広報活動に取り組むことが重要と考えております。

このため、道では、森林整備や木材の利用促進といった譲与税の具体的な活用状況に加えまして、森林が有する二酸化炭素の吸収や災害の防止などの公益的機能の重要性のほか、木材を建築物などに利用することがさらなる森林整備につながることで、さらに、こうした取組を一層進める上で税制度が極めて重要であることなどにつきまして、ホームページや広報紙など様々な媒体を通じまして道民の皆様に分かりやすく周知できますよう、市町村と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○田中勝一委員 今後の取組についてお伺いをいたします。

一部報道によりますと、現在、国では、森林環境譲与税の配分基準に関しまして、森林面積の割合を引き上げ、人口割合を引き下げる方向で見直しが検討されているとのことでありますけれども、広大な森林面積を有する北海道の多くの自治体にとっては有意義な見直しであると考えます。

一方で、今後は、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林の増加や所有者が不明な森林の顕在化が懸念され、豊かな森林が持つ多くの機能を維持していくためには、しっかりと森林整備を進めていくことが重要と考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 森林計画担当局長加納剛君。

○加納森林計画担当局長 今後の取組についてであります。本道の豊かな森林が、木材生産に加え、水源の涵養や二酸化炭素の吸収などの公益的な機能を持続的に発揮するためには、適切な

【第2分科会 12月7日 第2号】

間伐や、計画的な伐採と伐採後の着実な植林を進めることが重要と考えております。

このため、道といたしましては、国の補助事業や森林環境譲与税の活用はもとより、植林につきましては、豊かな森づくり推進事業により、森林所有者の負担軽減を図り、森林整備を推進してまいります。

また、ICT等の新たな技術を導入したスマート林業を推進しますとともに、植林本数の低減や、二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木の安定供給に取り組み、森林整備の省力化を図りながら、森林の若返りを進めてまいります。

さらには、譲与税につきましては、道内の森林整備がより一層進むよう、国に譲与基準の見直しを要望してきたところであり、今後とも、こうした取組を通じまして、本道の豊かな森林を将来に引き継げるよう、活力ある森林づくりを進め、ゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。

以上でございます。

○田中勝一委員 今後の取組についてお伺いをいたしました。

これまでも市町村に対しまして支援をしてきているわけでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、来年度から税として徴収が始まることから、これまで以上に、より一層の利用促進に向けて市町村への支援を行っていただきますよう指摘をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

先日追加提案をされました太平洋海域漁業被害対策関連予算についてお伺いいたします。

令和3年9月、北海道太平洋で発生した赤潮は、ウニやサケなど様々な魚種に大変な被害をもたらしました。国や道においては、令和3年度から補正予算を計上し、漁業生産の回復に向け、様々な対策に取り組んできたものと承知をしておりますが、令和5年度におきましても、先日、補正予算が提案されましたが、以下、数点にわたってお伺いをいたします。

初めに、広域モニタリング体制構築事業費についてお伺いをいたします。

道では、令和3年度から、赤潮原因プランクトンのモニタリングや、関係機関と連携をし、赤潮発生の予察手法の開発に取り組んできており、今年度も同様の補正予算が提案されておりますけれども、赤潮の発生に関する予察手法の確立などに向けた研究の成果についてお伺いいたします。

○大越農子委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 研究成果についてであります。道では、国や道の試験研究機関と連携し、赤潮発生に関する予察手法の確立に向けて取組を進めてきたところであり、これまでの成果として、令和3年夏に道東沖で発生した赤潮は、海洋熱波がかつてない規模で発生し、この海洋熱波が低気圧の通過により収束する際に海水が激しくかき混ぜられ、下層から表層に大量の栄養塩が供給されたことにより、原因プランクトンであるカレニア・セリフォルミスが増殖し、赤潮が長期間かつ広範囲に発生したと考えられております。

また、カレニア・セリフォルミスは、水温10度から22.5度で増殖するほか、植物プランクトン

に含まれるクロロフィルaの濃度を示す衛星画像が、赤潮の発生予測に役立つ可能性が示唆されたところでもあります。

道としては、試験研究機関や漁業関係者と連携し、赤潮プランクトンの判別技術の向上など、全道海域での監視体制の充実を図るとともに、衛星画像解析による精度の高い発生予測技術の開発を進めるなど、引き続き、得られた成果を活用して早期に赤潮の発生を察知し、漁業被害の軽減につながるよう取り組んでまいります。

○田中勝一委員 次に、環境・生態系保全緊急対策事業費についてお伺いいたします。

北海道太平洋側の赤潮や漁業被害が発生した地域における漁場環境の回復を図るために、国や道、市町村が一定割合を負担し、令和3年度から漁業者等による漁場再生の活動を支援してきたと承知しておりますけれども、これまで、再生の取組を進め、ウニなどの赤潮の被害を受けた魚種についてどのような結果が得られているのか、お伺いいたします。

○大越農子委員長 水産支援担当課長西川仁君。

○西川水産支援担当課長 取組結果についてであります。道では、令和3年度から国の環境・生態系保全緊急対策事業を活用し、赤潮の被害を受けた海域において、漁業者などが行う漁場の清掃やウニ種苗を活用した漁場環境の把握、漁具を用いたタコやツブの分布状況調査など、漁場環境の回復に向けた活動に支援してきたところであります。

この結果、放流したウニは順調に成長していることが確認されておりますが、ツブやタコを含めて、生産は回復に至っていないことから、漁場の再生に向けた取組を継続していく必要があると認識しております。

このため、道では、本定例会に補正予算案を追加提案し、引き続き、漁業者の方々による漁場回復に向けた取組を支援するとともに、試験研究機関との連携の下、活動の成果を分析し、地域との情報共有と優良事例の普及を図るなど、漁場環境の早期回復に向け、効果的な取組を促進してまいります。

○田中勝一委員 引き続きの取組をお願いしたいと思いますけれども、特にこの事業費は、国が70%という大きな役割を担っていますので、国に対して引き続き強く要請するよう、指摘をしておきたいと思っております。

次に、ホタテガイなどの現状につきましてお伺いをいたします。

中国の輸入停止措置から3か月以上がたちまして、9月にはホタテガイをはじめとする全ての水産物の輸出額がゼロとなり、深刻な状況は現在も継続をしております。

国では、総額1007億円の政策パッケージによる支援を表明し、道においても、緊急的な対応として、道産水産物の消費拡大に向けた取組に支援を行っているものと承知しております。

例えば、今回の追加提案されたお米券、牛乳券に加えて、ホタテ券を配付することも選択肢の一つではなかったのかと考えます。

現状、これまでの取組により、ホタテガイなど道産水産物の消費拡大の取組はどの程度進んでいるのか、道の取組と受け止めをお伺いいたします。



○大越農子委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 消費拡大の取組についてであります。中国による輸入停止を受け、在庫の増加などの影響が生じていることから、道では、ホタテをはじめとした道産水産物の消費拡大が急務と考え、漁業者団体が首都圏などで行う販促PRや道内主要都市の飲食店におけるフェアの開催へ支援するとともに、全国の量販店やコンビニ、社員食堂などにおいて、「食べて応援！北海道」キャンペーンを実施し、約100件の取組が行われ、各地の学校給食やふるさと納税の返礼品においてもホタテが積極的に活用され、広がりを見せているなど、消費は着実に拡大しているところでございます。

また、東南アジアやアメリカ、オーストラリアなどの量販店等における販促キャンペーンや、ジェトロなど関係機関の協力を得て、海外における道産水産物のPRも強化しているところであり、引き続き、国内外における消費拡大に取り組んでまいります。

○田中勝一委員 今の答弁で、消費は着実に拡大をしているというお話でした。当然、拡大はしていると思うのですが、まだまだこれから取組を進めなければならない、そういう状況だと認識をしております。

今後の道の対応につきましてお伺いをします。

国では、総額1007億円の政策パッケージに加え、広く地域のホタテ加工に貢献し、欧米等、海外への輸出の拠点となる地域の加工拠点の整備費用を支援することとしておりますけれども、中国の輸入停止措置が長引くと、状況はますます悪化し、さらなる国の支援が必要になることも想定をされます。

今回の追加提案には、ALPS処理水対策に関わる補正予算は計上されておりましたが、国の支援内容も踏まえ、今後どのように道として対応していくのか、お伺いいたします。

○大越農子委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の対応についてでございますが、ALPS処理水の海洋放出に係る風評などの影響に対応するため、国は、販路拡大などへの支援や漁業経営の継続に加え、国内加工体制の強化や輸出先の転換などを目的とした総額1007億円から成る「水産業を守る」政策パッケージを措置したところでございます。

このため、道では、道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会など様々な機会を通じて、関係事業者の方々に支援内容の周知を図るとともに、事業実施に当たっての要望や課題をお伺いし、支援事業の早期活用をはじめ、要件の緩和や対象範囲の拡大といった改善を国に申し入れてきたところでございます。

こうした中、道内では、国の事業を活用し、販路拡大や学校給食での食材提供、一時買取り・保管の取組が進められているほか、水産加工施設の機器整備に向けた検討も行われているところでございまして、今後とも、国の支援策のさらなる活用を促すほか、先般、国が経済対策として追加措置した支援策について、その詳細な制度内容や運用方針等を国に求めていくなど、事業者の皆様が事業の継続に向けて必要な支援が受けられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○田中勝一委員 今後も、国の政策パッケージの周知をはじめ、中長期的に検証していただき、もし必要であれば道の独自の支援策というのでも検討していただくよう、指摘をしておきたいと思えます。

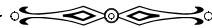
最後でありますけれども、ホタテガイをはじめとした道産水産物へのALPS処理水対策につきましては知事の見解もお伺いしたいと思えますので、委員長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○大越農子委員長 田中(勝)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩



午後1時12分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

檜垣尚子さん。

○檜垣尚子委員 通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、ナラ枯れ被害についてであります。

近年、全国でナラ枯れ被害が拡大しており、令和4年度には41都府県で、被害量は15万1000立方メートルに上っていると伺っています。道内では、本年10月に初めて道南地域で確認されましたが、道内のほかの地域への被害の拡大を防止するため、迅速な対応が求められます。被害の状況と対応について、以下、伺ってまいります。

まず、ナラ枯れとはどのようなものなのか、改めて伺うとともに、今回、道内で初めて発見に至った経緯について伺います。

○小泉真志副委員長 森林整備課長渡邊訓男さん。

○渡邊森林整備課長 ナラ枯れについてであります。ナラ枯れは、樹木の内部に侵入するカシノナガキクイムシ、通称・カシナガが媒介するナラ菌により、ミズナラなどが枯れるもので、全国で被害が拡大しております。

令和2年度には、被害が青森県津軽半島の先端まで北上したことから、道では、試験研究機関と連携して、道南地域においてカシナガの生息調査を開始し、2年度には、5個体を確認したものの、被害木は確認されませんでした。本年8月の調査では、3年ぶりに17個体を確認したところでございます。

このため、9月に津軽半島に近い松前町と福島町を対象にドローンによる上空からの調査を行い、被害の可能性のある箇所については、10月に現地での詳細な調査を実施し、道内では初めてとなるナラ枯れを確認したところでございます。

○**檜垣尚子委員** 道内での被害状況やこれまでの対応を伺うとともに、道内で被害が発生した原因について、道の見解を伺います。

○**渡邊森林整備課長** 被害の状況等についてであります。本年10月及び11月に実施した現地での詳細な調査の結果、松前町及び福島町の民有林で5か所、15本の被害木を確認しております。

このため、道では、10月26日に、森林総合研究所や道総研林業試験場、北海道森林管理局などで構成する対策会議を開催するとともに、先月13日には、松前町におきまして、渡島・檜山管内の町や森林組合など、地元関係者も加えた対策会議を開催し、カシナガの卵が成虫となり移動を開始する来年6月までに被害木を伐採し、薬剤を注入するといった駆除の方法や、上空から被害木を確実に発見するための調査方法などについて検討を進めたほか、地域住民の皆様へ被害情報を呼びかけることとしたところでございます。

また、試験研究機関では、本道の被害発生につきましては、青森県北部から飛来したカシナガが原因であると推定しておりまして、今後も青森県の被害状況を注視していく必要があります。

以上でございます。

○**檜垣尚子委員** 今回、道南の2町でカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が確認されましたが、今後、ほかの地域に拡大することも懸念されます。

一たび蔓延すると防除が困難とされており、被害の拡大防止に向けた対応が重要と考えますが、道としてはどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 森林計画担当局長加納剛さん。

○**加納森林計画担当局長** 今後の対応についてであります。本道でのナラ枯れ被害の拡大を防ぐためには、被害木を早期に発見し、カシナガを確実に駆除していくことが重要であります。

このため、道では、市町村などによるカシナガの駆除が確実に進むよう、他県の事例を参考に、使用する薬剤の種類や、伐採した被害木をビニールで覆い薬剤を浸透させるといった具体的な実施方法を示したマニュアルを作成し、提供するほか、試験研究機関や地元市町村、森林組合などとの連携を強化し、森林所有者や地域住民に被害情報の提供を呼びかけるとともに、カシナガの生息調査やドローンによる上空からの森林調査などを実施し、被害木の早期発見に取り組むなど、本道を代表する広葉樹であるミズナラ等の貴重な資源を保全できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○**檜垣尚子委員** 菌の飛来などとなると時間との闘いとなることも考えられますので、関係各所との情報共有を密にしながら保全をお願いいたします。

次に、木育の推進についてであります。

本道発祥の木育が来年で20周年を迎えます。道内では、植樹祭や「道民森づくりの集い」など、各地で様々なイベントが開催されています。道民運動としての木育の定着を図るため、地域の関係者が一体となって多様な取組を進めることが必要と考えますので、以下、伺ってまいります。

道民運動としての木育の定着を図るためには、道民理解の促進が必要です。

道では、市町村などと連携しながら、植樹や育樹といった森林づくり活動の促進に取り組んでいます。取組内容について伺います。

○小泉真志副委員長 森林活用課長赤澤大佐さん。

○赤澤森林活用課長 森林づくり活動の促進についてであります。道では、森林づくりの大切さを広く普及啓発するため、市町村や関係団体、国と連携し、毎年、北海道植樹祭を開催するほか、道民の森や道有林などをフィールドとして、植樹、育樹といった森林づくりを体験する機会を提供するなど、道民の皆様に対して活動への参加を働きかけているところでございます。

また、漁場環境の保全を目的として、漁協女性部が市町村と連携して取り組む「お魚殖やす植樹運動」や、森林ボランティア団体などが身近な森林をフィールドとして行う植樹や間伐などの活動に支援しているところでございます。

こうした取組に加えまして、北海道植樹の日・育樹の日条例が制定から5年の節目を迎えたことを契機として、先般、全道で500万本の植樹、育樹を目指す「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を開始し、道民の皆様にとって覚えやすく、親しみの持てるキャッチフレーズの公募を行うなど、運動の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 道では、環境保全に関心のある企業に対し、森林づくりや木育イベントへの参加を働きかけるなど、企業による木育活動を促進していますが、道の取組について伺います。

○赤澤森林活用課長 企業による木育活動についてであります。道では、環境保全意識の高い企業が、市町村などの森林所有者と協定を締結して植樹・育樹活動を行う「ほっかいどう企業の森林づくり」の取組や、商業施設での木工教室の開催や木製遊具の設置といった企業と木育マスターが連携した木育活動を推進しており、企業が主体となった活動を一層促進するため、本年7月に「企業等と連携した木育推進方策」を策定し、取組を強化しているところでございます。

具体的には、今年度から、新たに、道のホームページに企業向けの特設サイトを開設し、「ほっかいどう企業の森林づくり」の制度や木育活動の優良事例につきまして広く情報発信するとともに、植樹や育樹の活動フィールドの検索や木育活動の相談ができるページを作成するなど、ワンストップ窓口を整備しましたほか、今月6日から東京で開催されております環境関連イベントにおきまして、本道の雄大な自然環境を生かし、森、川、海のつながりを学びながら森林づくりを行うといった特色のある取組を企業にPRするなど、木育活動への参画を積極的に働きかけているところでございます。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 企業の森林づくり活動をより一層進めるためには、活動フィールドの提供など、企業の活動をサポートする体制が必要です。

道の活動支援の取組について伺います。

○赤澤森林活用課長 企業の活動への支援についてであります。多くの企業に森林づくりに参

【第2分科会 12月7日 第2号】

画していただくためには、企業への働きかけはもとより、必要な情報の提供や活動をサポートする人材の育成確保など、企業が取り組みやすい環境づくりを進めていくことが重要と認識しております。

このため、道では、企業が森林づくりを行うためのフィールドを確保できるよう、市町村や森林組合等と連携しながら、活動の候補地となる森林を選定し、面積や地形条件、市街地からの距離やアクセス道の整備状況など、フィールドの選択に必要な情報を提供しているところでございます。

また、活動の提案、助言を行う人材を育成するため、地域林業に精通する市町村職員等を森林づくりコーディネーターとして登録し、「ほっかいどう企業の森林づくり」の進め方や、企業が求める活動プログラムの作成方法を習得する研修を実施するほか、企業の森林づくりを推進するために道が昨年度設置しました、市町村や林業関係団体等で構成する協議会におきまして、参画企業のさらなる拡大に向けた取組を検討するなど、企業の活動をサポートする体制の整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○檜垣尚子委員** 企業には、植樹と併せた木育イベントの開催など、様々な要望があると思いません。

こうした多様化する企業のニーズに対応できるよう、木育マイスターのスキルアップが重要と考えますが、道ではどのように取り組むのか、伺います。

**○赤澤森林活用課長** 木育マイスターの育成についてであります。木育マイスターが、地域住民との交流や子どもから大人まで楽しめる企画といった企業の多様なニーズに対応した活動を行うためには、森林、林業や木材利用に関する幅広い知識の習得はもとより、企画力などの一層の向上を図ることが重要と認識しております。

このため、道では、マイスターのスキルアップを図るため、森林体験活動のノウハウや木工技術を学ぶ講座のほか、地域で先進的に取り組むマイスター等の活動を見学、体験し、イベントの企画運営やコーディネート力の向上につなげる研修を実施しているところでございます。

また、マイスターの認定者数は、地域により偏りが見られますことから、認定者が少ない地域でも多様な木育活動が円滑に実施されるよう、活動事例の報告会や意見交換会の開催を通じてマイスター同士の交流を促すなど、連携強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○檜垣尚子委員** 企業による森林づくり活動の促進や木育マイスターの育成などについて伺いましたが、道民全体で森林づくりを支えていく機運を醸成するため、木育の一層の推進が必要と考えます。

道としては、今後どのように取り組むのか、伺います。

**○小泉真志副委員長** 森林環境局長寺田宏さん。

**○寺田森林環境局長** 今後の取組についてであります。道民全体で森林づくりを支え、本道の

豊かな森林を未来に引き継いでいくためには、幅広い年代の方々の理解と協力を得ながら、道民との協働による森林づくりを推進していくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、植樹祭などの森林づくりを体験する機会の提供や、教育機関等と連携し、青少年を対象としました森林環境教育や植樹・育樹活動を強化するなど、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を着実に進めてまいります。

また、「企業等と連携した木育推進方策」に基づきまして、道内で行われております木育活動の優良事例を紹介しながら、企業等に対しまして「ほっかいどう企業の森林づくり」や木育イベントへの参画を積極的に働きかけますとともに、道内各地におきまして、企業のニーズに応じた多様な木育活動が展開されるよう、森林づくりコーディネーターの育成確保に加え、木育マイスターのスキルアップや連携強化を図るなど、より多くの企業や道民の皆様にも木育活動に参加していただき、本道発祥の木育の輪が一層広がるよう取り組んでまいります。

**○檜垣尚子委員** 少し前になりますが、めいが木育イベントに参加したとき、クイズに全問正解して、とてもよく知っていて、驚きました。学校で習ったばかりだから分かるとのことで、さらにきちんとした教育を受けていて驚きました。意識醸成も含めて、教育のほうとも連携しながら、小さいときからの木育の推進に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、道産材の利用拡大についてであります。

住宅着工戸数の減少などを背景として、今年に入り、製材の荷動きが低調に推移しており、依然として回復の兆しが見られない状況にあります。長期化する製材需要の低迷は、原木の生産や伐採後の植林にも支障が生じることが懸念されます。このため、製材需要の回復に向けた取組などについて、以下、伺います。

道内の住宅着工戸数が減少傾向で推移する中、道では、道産建築材の利用拡大を図るため、木造の占める割合が低い住宅以外の建築物での木造化や木質化に取り組んでいると承知していますが、その内容について伺います。

**○小泉真志副委員長** 林業木材課長立原泰直さん。

**○立原林業木材課長** 民間施設などにおける道産木材の利用についてであります。道内では、公共施設はもとより、店舗や事務所などの民間施設の建設においても道産木材の活用が進んでおり、こうした動きを着実なものとし、道産建築材の利用をさらに拡大していくことが重要と認識しております。

このため、道では、津別町や旭川市の庁舎をはじめ、札幌市や函館市のコンビニ、小樽市の宿泊施設、北広島市の商業施設など、道産木材を活用した施設の合計61件を「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録し、優れたデザインや先進的な技術について、企業と連携しながら、PR冊子やSNS等を通じて広く情報発信しているところであります。

また、非住宅分野での道産建築材の利用拡大に向けて、設計会社や建築分野の大学教授などが参画する協議会での検討結果を踏まえ、市町村職員を対象に、道産CLTなどの新たな部材を活用した木造公共施設の事例を紹介する研修会を開催するほか、地域で生産される製品の種類や特

徴を取りまとめた設計者等向けの道産建築材リストの作成に取り組んでいるところであります。

○**檜垣尚子委員** 道では、住宅分野における道産材の利用拡大に取り組んでいると承知してはいますが、道総研林産試験場の研究では、2020年の北海道における建築用材の道産材自給率は2割以下にとどまるとの推計も出されており、住宅分野での道産材の利用を一層進めることが重要と考えます。

道の取組内容について伺います。

○**立原林業木材課長** 住宅分野における道産木材の利用についてであります。世界的に木材流通の状況が変化し、輸入材の安定的な確保が懸念される中、道産建築材の利用を一層進めることが必要であり、道では、木材関係団体などと連携し、「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化に取り組んでいるところであります。

こうした中、この取組に賛同する事業者や団体は、本年11月末時点で282者となり、設計事務所や工務店も61者まで増加していることから、道としては、こうした工務店などと連携して、住宅情報誌や住宅関連のイベント、道庁本庁舎などにおけるパネル展、さらには、道産木材をふんだんに活用した住宅の見学会において、優れた設計やデザイン、木材の持つぬくもりといった魅力をPRするなど、道産建築材の利用拡大に取り組んでいるところであります。

○**檜垣尚子委員** 道産材の利用拡大を図るためには、建築物での需要の拡大はもとより、原木の安定供給や製品の供給力強化など、川上から川下に至る総合的な対策が必要です。

道としては、今後どのように取り組むのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 林務局長野村博明さん。

○**野村林務局長** 今後の取組についてであります。道内では、木材の需給状況の変化を背景に、工務店や設計事務所が道産木材を利用する取組が広がりつつあり、こうした動きをより確かなものとするため、道産木材の需要拡大はもとより、原木の安定供給体制の構築や、品質、性能の確かな製品の供給を促進していく必要があります。

このため、道では、国の事業を活用し、高性能林業機械の導入や加工施設の整備に支援するほか、ICTハーベスタによる原木の生産、流通の効率化など、スマート林業を推進するとともに、道総研林産試験場などと連携し、製材の歩留りを向上させる技術や乾燥技術を普及するなど、道産建築材の供給力強化に取り組んでいるところであります。

また、道や木材関係企業などで構成する協議会が、今月13日から15日まで、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の建材展「JAPAN BUILD」に、柱や内外装材、建具を初めて出展することとしており、今後とも、こうした取組により、森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業の振興を図ってまいります。

○**檜垣尚子委員** 道産木材利用の建築物が増えてくると木育にもつながると思いますし、次の質問の人材育成にもつながってくるのではないかと考えています。

次に、森林づくりを担う人材の確保についてであります。

道内の人工林は、本格的な利用期を迎えており、今後、伐採や伐採後の植林など、事業量の増

加が見込まれています。一方、全道的に人口減少と高齢化が進んでおり、今後、労働者の確保が懸念されています。伐採後の植林を着実に進め、森林資源の循環利用を推進するために、森林づくりを担う人材の確保が大変重要な課題であると考えています。

以下、伺ってまいります。

森林づくりの担い手を安定的に確保するためには、広く道内外から若者をはじめとする新規就業者を確保する必要があると考えますが、道ではどのように取り組んでいるのか、伺います。

○小泉真志副委員長 林業振興担当課長笹岡英二さん。

○笹岡林業振興担当課長 新規就業者の確保についてであります。本道において、全国を上回るスピードで人口減少が進む中、林業では依然として高齢者の占める割合が高く、利用期を迎えた人工林の計画的な伐採と伐採後の着実な植林を進めていくためには、道内外から新規就業者を確保することが必要です。

このため、道では、広大な森林で展開される本道の林業の魅力をホームページなどにより積極的に発信するとともに、森林整備担い手支援センターと連携し、首都圏などで開催されます移住・転職イベントにおいて、就業相談会を実施しております。

また、北森カレッジにおきまして、林業先進国・フィンランドでの研修や、シミュレーターによる高性能林業機械の操作実習などの独自のカリキュラムをはじめ、就職率100%といった実績をウェブやSNSにより幅広く発信するほか、オープンキャンパスや道外における進学相談会を開催するとともに、道内外の高校への個別訪問を実施するなど、広く入学者の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 道では、林業事業体や市町村などが参画する地域林業担い手確保推進協議会を全振興局に設置し、林業従事者の確保や定着に取り組んでいると承知していますが、道の取組内容について伺います。

○笹岡林業振興担当課長 地域における取組についてであります。道では、基幹産業であります林業を持続的に発展させるため、若い世代の方々が林業に就業し、定着するよう、地域の関係者と連携し、魅力発信や従事者間の交流促進などに取り組んでいるところです。

具体的には、道内各地に設置した、林業事業体や市町村などで構成する協議会におきまして、新規就業者の確保に向け、農業高校の森林科学科を対象とした林業現場の体験学習や、普通高校等への出前授業、さらには、林業に関心のある方々を対象とした林業・木材産業の現場を見学するバスツアーを実施しております。

また、従事者の定着に向けまして、関係団体と連携し、作業負担を軽減する自走式草刈り機の普及を進めるとともに、仕事のやりがいについての意見交換や、ドローンによる森林調査といった先進技術の研修などに取り組む若手従事者のグループへの参加を促し、モチベーションの向上を図るなど、林業の担い手の確保と地域への定着に努めております。

以上でございます。



○**檜垣尚子委員** 道では、市町村など関係者と連携しながら、担い手確保の取組を進めているとのことですが、そのためには、道の林業の専門職員を確保し、育成していくことも重要です。

一方、近年、技術系職員の確保が難しくなっており、林業分野においても、毎年30名程度の募集に対し、十分な採用者を確保できていないと承知しています。

そこで、林業の専門職員の採用者の確保に向け、道では、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺うとともに、採用予定者を確保できていない要因について、どのように分析しているのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 総務課長藤原啓裕さん。

○**藤原総務課長** 林業職員の確保についてでございますが、道では、道内外の林業関係の学科がある高校や大学などを訪問いたしまして、就職担当教員と道職員の採用に関する情報交換を行いますとともに、採用セミナーやインターンシップを通じて、直接、学生に林業職員の魅力ややりがいなどをPRしておりますほか、道のホームページやパンフレットを活用するなどして、職員の確保に向けて様々な取組を行ってきたところでございます。

また、人事委員会が行います採用試験におきまして、社会人を対象とする林業C区分の試験を平成26年から開始したほか、大学卒業程度を対象とする林業A区分の試験を令和元年から2回に増やすなど、より受験しやすい環境を整えてきたところでございます。

採用予定数を確保できない理由についてでございますが、最終合格者は予定数をおおむね満たしておりますものの、国家公務員に対し、より安定性が高いイメージを持つ受験者や保護者の方がおりますことや、市町村とは異なり、道は全道規模での転勤があることなどを理由として、併願者の一定数が採用を辞退しているといったことが主な原因と考えております。

○**檜垣尚子委員** 林業の専門職員の確保については、分析結果を踏まえた取組が必要と考えます。

分析結果からも、転勤に対する学生の不安の軽減や、山の中での仕事に対し、例えば、国で措置されている山上等作業手当などの特殊勤務手当を創設するなど、道を選択しない要因や選択に当たっての学生の不安や疑問をできるだけ解消することが必要と考えますが、職員の確保に向け、今後どのように取り組むのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 水産林務部次長渡辺敦司さん。

○**渡辺水産林務部次長** 職員の確保に向けた取組についてでございますが、森林は、環境保全、災害防止、木材供給など、様々な機能を持つかけがえのない財産でございますが、森林づくりを地域と道職員が連携して進めるためには、林業に関する専門的な知識を有する職員は欠かすことのできない存在でございます。

このため、道では、職員の確保に向けまして、林業職員の魅力を、直接、学生に丁寧に伝えるため、引き続き、道内外の高校や大学などと連携を密にし、採用セミナーやインターンシップに取り組めますほか、新たに、学生の就職に当たっての悩みを解消いたしますため、若手の林業職員が対話形式でアドバイスを行いますオンライン相談窓口を今年度中に開設してまいりたいと考

えております。

また、国において措置されております山上等作業手当につきましては、他都府県の措置状況などを含めまして、調査研究を進めてまいりますなど、今後とも、学生の不安の解消や道の林務行政の魅力の効果的な発信に努めますとともに、林業職員の就業環境の改善を図ることによりまして、将来を担う優秀な職員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○檜垣尚子委員** 本道の豊かな森林を将来に引き継いでいくためにも、地域の森林づくりを担う人材の育成確保を進め、林業の振興を図ることが必要です。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○小泉真志副委員長** 水産林務部長山口修司さん。

**○山口水産林務部長** 今後の取組についてでございますが、道内各地で深刻な人手不足が課題となる中、林業が健全に発展していくためには、従事される方々を道内外から広く確保し、育成するとともに、安心して就業できる環境を整備していくことが必要であります。

このため、道では、豊かな森林で展開される本道の林業の魅力発信や林業現場の体験学習の開催など、道内各地の担い手対策協議会と連携した様々な取組により、林業への就業を促すほか、関係団体と連携し、森林作業の基礎から現場管理のノウハウまで、経験年数に応じた技術を習得できる研修を実施するとともに、北森カレッジにおいて、企業のニーズを踏まえ、林業機械のメンテナンス技術やマーケティングの知識を習得する実習を行うなど、引き続き、人材の確保育成に取り組んでまいります。

また、ICTハーベスタなどを活用したスマート林業の推進を通じて、従事者の方々の作業負担の軽減を図るとともに、チェーンソーによる事故を防ぐ防護ズボンや振動障害を防ぐ手袋、ヒグマ撃退スプレーといった労働安全の確保に資する装備品の購入に支援するなど、就業環境の改善に取り組んでまいります。

さらに、若手従事者の方々の就業意欲を高めるため、専門家や先輩従事者とキャリアプランについて意見交換を行うワークショップを開催するなど、本道の森林づくりを支える人材の育成と確保を進めてまいります。

**○檜垣尚子委員** 森林づくりを担う人材は何となく男性が多いというイメージもありますが、もう少し女性も働きやすい環境を整えてアピールすることも大切かと思えます。また、スマート林業も進んできていますので、女性活躍の視点からも考えていただければと思います。

引き続き、森林づくりを担う人材の育成と確保、そして何より離職させないような対策もお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

**○小泉真志副委員長** 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

佐藤伸弥さん。

**○佐藤伸弥委員** それでは、ホタテガイの安定的な生産について質問してまいります。

【第2分科会 12月7日 第2号】

ホタテガイは、先人たちのたゆまぬ努力により生産技術の開発が進められ、オホーツク管内の地まき漁場の拡大などにより着実に生産を伸ばし、今日では、漁業生産量、漁業生産額ともに第1位の魚種となるなど、本道を代表する水産物まで成長してきたところであります。

また、道は、本道の豊かな食の販路の拡大や生産者の所得向上などを図るため、北海道食の輸出拡大戦略を策定し、輸出拡大に向けて施策を進めておりますが、ホタテガイは、本道の輸出を支える主要な魚種にもなっており、漁業だけではなく、食産業の振興を図る上でも、これまで以上にホタテガイの計画的な生産、そして消費につなげていく必要があると考えます。

そうした中、私の地元の網走市の能取湖におきまして、本年3月、育成されていたホタテガイの稚貝がへい死する状況が確認され、稚貝生産を行う漁業者はもとより、能取湖で生産された稚貝を放流しているオホーツク管内の他地域にも大変影響があったと承知しております。

このたびの能取湖における稚貝のへい死の要因について検討が進められてきたと思いますが、へい死の要因としてどのようなことが考えられるのか、まず伺います。

○小泉真志副委員長 成長産業化担当課長石川傑さん。

○石川成長産業化担当課長 稚貝のへい死についてであります。本年3月、網走市内の能取湖において、育成中のホタテガイの稚貝2億粒のうち、約9割の貝のへい死が確認されましたことから、その原因などを明らかにし、再発防止を図っていくため、網走市や漁協、大学、試験研究機関、振興局などが参画するへい死対策検討委員会が4月に設置されたところであります。

委員会では、研究者などで構成される調査部会を中心として、湖内の水温や流れの変化などの調査を行いながら、へい死要因の分析が進められているところでありますが、現時点では、水温や塩分濃度といった生育環境の変化による影響に加え、昨年12月の大型低気圧の通過による波浪により、養殖施設が大きく揺れたことによる影響が主な要因として考えられているところであります。

○佐藤伸弥委員 能取湖では、来年の春の出荷用の稚貝の育成を行っていると思いますが、現在の生育状況について伺います。

○石川成長産業化担当課長 本年6月に採苗したホタテガイの稚貝については、水温や塩分濃度、溶存酸素量をモニタリングしながら、貝の成長に応じて養殖籠を入れ替えるなど、より一層の注意を払って飼育管理が行われてきたところであります。

現在、約1000台ある養殖施設には、例年どおり、約2億粒の稚貝が収容されておりますが、漁業者や水産技術普及指導所などにより、おおむね順調に生育していることが確認されております。

今後、厳冬期を迎え、湖内の結氷や暴風雪の発生などが懸念されることから、湖内環境のモニタリングに加え、漁業者が中心となって、養殖施設の点検や保全など、荒天に対する備えを強化することとしておりまして、道といたしましても、本年の稚貝が計画的に生産できるよう、漁業団体や網走市、大学、試験研究機関と連携しながら、へい死の未然防止に向けて取り組んでまいります。

○佐藤伸弥委員 おおむね順調に生育をしているとのことでありましたけれども、御承知のとおり、能取湖というのは湖でありますから、水温とか塩分濃度とか、環境に左右されやすい部分もありますし、漁業者の人たちから話を聞きますと、湖口に土砂が堆積しているのではないかと、そのことによって潮の流れが変わってきていることもこうした稚貝のへい死の要因になっているのではないかと、そういった声も聞かれるわけであります。

ぜひ、漁業者の皆さんの声にもしっかりと耳を傾けて、関係機関と連携をしながら、対策、対応を取っていただきますよう求めておきたいと思っております。

次に、オホーツク管内のホタテガイの生産状況などについて伺ってまいります。

ホタテガイ漁業は、稚貝を放流し、約4年で成貝を水揚げする漁業であるため、稚貝の生産が順調であったとしても、消費が安定しなければ、将来的には、稚貝生産への影響も懸念されます。このため、稚貝の安定生産はもとより、国内外での販売促進活動や輸出の拡大に一層取り組んでいく必要があると考えます。

まず、ホタテガイの昨年の道内港からの輸出実績と主な輸出先、輸出の形態について伺います。あわせて、中国の輸入停止後の輸出の状況についても伺います。

○小泉真志副委員長 水産食品担当課長小林成行さん。

○小林水産食品担当課長 ホタテガイの輸出実績などについてであります。財務省の貿易統計によりますと、昨年の道内港からの道産水産物の輸出額は、中国やEUといった主要な国への輸出が好調に推移したほか、円安の影響や輸出単価の上昇などにより、過去最高の833億円となり、このうち、ホタテガイは618億円で7割以上を占め、国別では、中国が447億円、次いで、EUが73億円、米国が44億円、形態別では、殻つきのまま冷凍をかけた冷凍両貝が355億円、次いで、冷凍貝柱が223億円、干し貝柱が22億円などとなっております。

また、中国が輸入停止した今年8月以降のホタテガイの輸出額は、8月が前年比37%減の38億円、9月が65%減の25億円、10月が75%減の20億円で、1月から10月までの累計では28%減の384億円となっております。

○佐藤伸弥委員 道産水産物の輸出額833億円のうち、ホタテガイが618億円、その大半の447億円が中国への輸出となっており、中国が輸入停止をした後の状況は減少というのが顕著に出ているわけであります。

オホーツク管内では、水揚げされたホタテガイは、主に、冷凍貝柱や乾燥貝柱などの製品に加工されておりますけれども、中国の輸入停止後のオホーツク管内での水揚げの状況と、これらの製品の消費動向について伺います。

○小林水産食品担当課長 ホタテガイの水揚げ状況などについてであります。漁業者団体によると、オホーツク管内における水揚げは、9月は3万1000トン、10月は2万5000トンで、1月から10月末までの累計では、18万3000トンと、昨年同期を7%上回り、中国の輸入停止後も含め、ほぼ順調に行われております。

ホタテ製品の消費動向につきましては、冷凍貝柱製品は、回転ずし店など飲食店に加えて、全

国的な生産者支援の機運が高まる中、量販店での販売が好調であり、アメリカや東南アジアへの輸出も前年を上回っております。

また、干し貝柱は、中華食材の原料として利用されているほか、香港などへ滞りなく輸出されるなど、比較的順調に消費が進んでいる状況でございます。

○佐藤伸弥委員 オホーツク管内の状況について伺ってまいりましたが、本道にとってホタテガイは重要な輸出品目であり、先般、第3期北海道食の輸出拡大戦略の素案が公表されましたが、輸出の大部分を占める水産物について、第2期の取組を踏まえ、どのような課題があり、課題に対してどのような方向性で取り組むのか、見解を伺います。

○小林水産食品担当課長 課題への対応についてであります。昨年の道産水産物の輸出額は過去最高を記録しましたが、中国向けが6割以上を占め、このうち、主に中国国内で加工原料として利用される冷凍両貝が大半を占めるなど、特定の国、地域や品目に偏重していることが課題と認識しております。

このため、道では、現在策定中の第3期北海道食の輸出拡大戦略で掲げる輸出品目の拡大や高付加価値化の推進など、五つの基本戦略に基づき、リスク分散を図る観点から、特定の国、地域や品目に依存しない体制づくりに向け、ホタテガイの中国以外への販路拡大や輸出の拡大が見込めるブリやカレイ類を新たに主要品目に追加し、積極的に販売プロモーションを展開するとともに、関係団体とも一層連携しながら、国の政策パッケージを活用し、付加価値の高い製品開発に向けた加工処理能力の強化や、加工施設の対米・対EU-HACCP導入を促進し、輸出環境整備を進めるなど、輸出拡大に取り組んでまいります。

○佐藤伸弥委員 中国の輸入規制後、私の地元の網走市、そして、オホーツク管内においても、今の状況が長期化した場合、漁業者はもとより、水産加工業への影響が非常に大きいとの不安の声が私の元にも来ております。

一部の国や地域に輸出先が偏ったことが一因とも考えられますが、ホタテガイの生産を継続するためにも、国内外での安定的な消費が必要と考えますが、今後、道産水産物の消費や輸出の拡大に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部長山口修司さん。

○山口水産林務部長 今後の取組についてでございますが、今般の輸入停止措置により、在庫の滞留や産地価格の下落など、漁業のみならず、流通加工業などに大きな影響が生じておりますことから、道では、国内外における安定した需要の確保が急務と考え、全国の量販店やコンビニなどの御協力の下、「食べて応援！北海道」キャンペーンを展開するとともに、漁業者団体と連携をし、首都圏などでの販促PRや飲食店でのフェアの開催などに取り組み、国内消費は順調に増加をしているところでございます。

また、輸出先国の多角化や品目の拡大を図るため、国の支援策も有効に活用し、加工場での人材確保や機器の導入など、加工処理体制の強化を促進するとともに、漁業者団体がタイやベトナム、オーストラリアの量販店で行うホタテをはじめとした道産水産物の販促キャンペーンへの支

援や、米国でホタテやアキサケなどの水産エコラベル製品のプロモーションを展開するほか、ジェットロがベトナムで実施する新たな輸出ルートの構築に向けた調査事業なども活用しながら、輸出の拡大に努め、関係者の皆様が将来にわたり安心して事業を営むことができるよう、道産水産物の消費や輸出の拡大に積極的に取り組んでまいります。

○佐藤伸弥委員 部長から答弁をいただきましたけれども、知事から直接お話を伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしく願いいたします。

終わります。

○小泉真志副委員長 佐藤(伸)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

浅野貴博さん。

○浅野貴博委員 ただいま佐藤(伸)委員からも質問がありましたが、私もホタテ漁について伺ってまいります。

本道のホタテ漁は、佐藤(伸)委員がおっしゃったように、北海道の食品の海外輸出の主力となっております。オホーツク並びに太平洋側で主に成貝などが生産されて中国に輸出されていると思いますが、私の地元の留萌管内をはじめとする日本海側は、そのもととなる稚貝を育てておりまして、道内外の飲食店や中国等への海外輸出を支えている生産を行っております。このように、本道のホタテ漁は、明確な役割分担がなされており、他県にはない特徴を持っていると考えます。

そこです、1点目ですが、ホタテ稚貝の価格についてであります。

留萌管内においては、全道で生産される約3割、漁業者同士で売買される、流通されるものの約6割のホタテ稚貝が生産されていると言われております。

今申し上げたように、本道の主力であるホタテ輸出を支える土台となっている地域と、私は地元の議員として自負しているものであります。近年は、特に人件費や各生産資材の高騰等により経費が上昇して、稚貝生産者の経営を圧迫する大きな要因となっております。ホタテ稚貝の価格は必ずしもコストに見合ったものではないという悩みがあります。

それに加えて、本年8月24日から東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出が行われたことを受けまして、今年9月に開催されたホタテ稚貝の価格交渉においては、中国向けの輸出再開の時期が見通せないなどの事情により、今後のホタテ生産の先行きも見えないということから、稚貝単価の引上げはできない、据置きという状況になったと聞いております。

これらの価格交渉は、ホタテ漁業振興協会が主に仕切りまして、あくまで民間事業者同士で決められるものでありますので、道をはじめ行政が関与するものではないということは承知しておりますが、道として、ホタテ稚貝のこれまでの価格の推移をどのように把握されているのか、まず伺います。

○小泉真志副委員長 水産食品担当課長小林成行さん。

○小林水産食品担当課長 ホタテガイの稚貝の価格動向についてであります。留萌管内で生産

【第2分科会 12月7日 第2号】

されたホタテガイの稚貝は、毎年、約10億粒のうち、一部は自前の本養殖に向けられますが、多くは、放流用種苗として、オホーツク海や野付などの根室海域を中心に出荷され、本道のホタテガイ漁業の生産を下支えする重要な役割を果たしております。

留萌振興局の調べによりますと、稚貝の価格動向について、平成29年以降の5年間は、キログラム当たり300円台となっており、年ごとの増減はあるものの、単価は上昇傾向となっております。

○浅野貴博委員 御答弁、ありがとうございます。

小林水産食品担当課長は、以前、留萌振興局の水産課長もされていまして、よく御存じかと思えます。

留萌管内のホタテ稚貝の生産に関してなのですが、ALPS処理水の海洋放出に関連した東電の賠償の在り方は、風評被害等により価格が下落した場合に算定される逸失利益を基に算定されると伺っております。

本道産ホタテの輸出再開の見通しが立たないことから、生産基盤である稚貝の価格も下落をしてしまう、または、上昇基調だったものが据え置かれるということになれば、稚貝生産についても逸失利益が生じたとみなせますので、補償、支援が必要だという声が地元から寄せられております。

この点に対する道の認識と今後どのように対応されるのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産基盤整備担当局長藤田瑞代さん。

○藤田水産基盤整備担当局長 東京電力による賠償についてでございますが、東京電力は、令和4年12月、ALPS処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準を公表し、賠償の対象は、水産物の価格下落による逸失利益に加え、風評被害で負担を余儀なくされた追加的費用により損害額を算定するとしておりますが、地域の実態に応じた賠償を実施できるよう、関係者と協議の上、適宜見直しを行い、適切に対応するとしております。

道では、これまで、国に対し、迅速かつ適切に賠償が実行されるよう東京電力を強く指導することを繰り返し要請してきたところであり、留萌管内のホタテ稚貝生産者を含む道内漁業者の賠償の対応を一括して担う北海道漁連と連携し、必要に応じ国への要請を行うなど、被害に遭われた漁業者の方々に本道の実情を踏まえたきめ細やかな賠償が行われるよう、引き続き取り組んでまいります。

○浅野貴博委員 ありがとうございます。

11月18日土曜日に、宮下一郎農水大臣が留萌管内を訪問してくださいました。そのとき、近藤水産局長もわざわざ留萌まで来てくださって、その場にいらっしゃったので、地元漁業者と大臣とのやり取りをお聞きになっていると思いますが、先ほど答弁でもありましたように、昨年の1年間で447億円のホタテの輸出がなされたものの、それが今年の9月以降はゼロになっております。

輸出をされていた業者の皆様、生産者の皆様が一番ダイレクトに被害を被っている、そこに補

償や様々な政策の支援が第一義的に寄せられることは当然とは思いますが、その陰となるといえますか、その背景にある、そうした方々の生産を支えている地域でこれからまた影響が出るのが懸念されますので、苦しんでいるところ、なかなか光が当たらないところにも道の皆様にはしっかりと目配りをしていただきたいと思います。とおっしゃいます。

宮下大臣からも、経産省と連携して何かできることはないか考えてみるというコメントをいただきましたので、地域の実情に応じたきめ細やかな補償がなされるよう、地域事情の把握とともに、国への働きかけをお願いしたいと思っております。

次に、遊漁船の安全確保について伺います。

2022年4月に知床で重大な旅客船事故が発生したことを受け、国交省は、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令案に、小型旅客船等の安全対策を盛り込んで、救命いかだを乗せることなどの義務づけをするとのことであり、旅客船については来年4月から、遊漁船などについては再来年4月からを見込んでいます。

そこでまず、現状を伺いますが、国交省の改正案の内容は、旅客船に対しては国交省から3分の2の補助がなされるとしていますが、遊漁船に対しては水産庁による補助の在り方が明確でないとの懸念が寄せられており、混乱が及んでいると考えます。

国交省が検討している内容について、現時点で道が把握しているものはどのようなものか、説明をお願いします。

○小泉真志副委員長 サケマス・内水面担当課長野田勝彦さん。

○野田サケマス・内水面担当課長 国の検討状況についてであります。国では、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船などの安全対策を強化するため、船舶安全法施行規則などを年内に改正し、旅客船に加え、遊漁船に対しても、無線設備の見直しのほか、非常用位置発信装置や救命いかだなどの安全設備の搭載を義務化する方向で検討を進めているところであります。

このような中、本年11月20日に国主催の都道府県担当者を対象とした説明会が開催され、国土交通省では、旅客船への安全設備の導入に対しては、補助率3分の2を上限とする支援制度を既に創設しておりますが、遊漁船を支援対象としていないこと、また、水産庁からは、令和6年度概算要求において、補助率2分の1を上限とする支援事業を要求しているとの説明があったところでございます。

○浅野貴博委員 ちょっとお聞きしたいのですが、なぜ補助率が省庁によって異なっているか、道として理由を把握されていらっしゃいますか。

○野田サケマス・内水面担当課長 補助率の違いの理由については、道として特に説明を受けていませんので、把握はしておりません。

○浅野貴博委員 私の地元の遊漁船経営者の方が水産庁に聞いたら、自分たちにも分からないみたいな答弁だったらしいのです。

北海道の海の魅力発信を旅客船と同様に担う遊漁船に対して補助率が違うというのでは、非常



【第2分科会 12月7日 第2号】

に不公平感が生じますし、多くの遊漁船業者の経営が厳しくなって、それをやめてしまうということも誘発しかねないと思います。

この点に対する道の認識と今後の取組を伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部長山口修司さん。

○山口水産林務部長 今後の取組についてでございますが、近年、小型船舶を利用した海洋性レクリエーションが盛んとなる中、海難事故も多く発生しておりまして、これら船舶の安全対策の強化は、人命を保護する観点から必要な措置と考えておりますが、本道の遊漁船業者は、沿岸漁業との兼業者も多く、小型船舶により釣り客を乗船させて漁場に案内する零細な経営の方々も多いことから、救命いかだ等の設備の導入には多大な経費を要し、経営に大きな負担が生じるものと認識をしております。

このため、道では、国に対し、遊漁船の安全設備導入についても、旅客船と同様の支援制度となるよう、補助率のかさ上げを要望したところであり、引き続き、あらゆる機会を通じて、遊漁船業における安全対策が円滑に進みますよう、国に要望してまいります。

○浅野貴博委員 不公平感が生じないように、また、非常に零細な経営の多い遊漁船の皆様方が廃業を選ばざるを得ないような状況にならないように、道はしっかりと声を国に上げていただきたいと思います。

以上で終わります。

○小泉真志副委員長 浅野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

佐藤禎洋さん。

○佐藤禎洋委員 皆さん、お久しぶりでございます。こうやって皆さんの顔を見るのも久しぶりなのですけれども、激務のためか顔色が優れない人も中にはいるようですけれども、大丈夫ですか。私が信頼を寄せる皆さんに現時点での精いっぱいの答弁を期待しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

9月16日、17日の2日間にわたり、38年ぶりとなる第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会が、天皇皇后両陛下の御臨席の下、厚岸町及び釧路市で開催をされました。

大会は、先人たちが守り続けた豊かな海の恵みに感謝し、この大切な財産を次の世代につなげる、そして、栽培漁業や地域資源の利活用など、多様な取組をオール北海道で推し進め、水産業の持続的な発展と地域の活性化を図ることを基本理念として掲げて、「守りぬく 光輝く 豊かな海」をテーマに、式典や海上歓迎、放流行事など、様々な催しが盛大に執り行われたわけであります。

私もこの大会に参加させていただきましたけれども、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ行われた式典の厳かさや、大会理念を具現化するために行われた各種行事を実際に目にして、改めて、その開催意義の尊さ、大切さを深く感じたところであります。

そこで、全国豊かな海づくり大会を終えて、道として、その開催の効果などについてどのような認識等を持っているのか、お伺いをしてまいります。

まず、この大会は、長期にわたる準備期間を経て開催に至ったものであり、成功裏に大会を終えられたことについて、道としても感慨深いものがあると思います。

大会を終えられて2か月ほどたちましたけれども、今の率直な感想を伺うとともに、この大会の開催によって得られた効果はどのようなものであったと認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長津久井潤さん。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 全国豊かな海づくり大会の開催効果などについてであります。天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国から多くの方々をお招きし、地元の厚岸町や釧路市をはじめ多くの関係機関の御協力の下、天皇陛下のお言葉や功績団体等表彰などの式典行事のほか、漁船などによる海上歓迎やマツカワの稚魚放流など、全ての行事を滞りなく無事に開催できたことに安堵しているところでございます。

また、大会を通じて、栽培漁業や地域資源の利活用など、海の恵みを次世代につなげる生産者の様々な取組に加え、道産水産物をはじめとした食や魅力ある地域資源を活用したイベントなど、北海道ブランドを広く全国にPRするとともに、海洋プラスチックや廃棄する漁網をリサイクルする取組といった環境保全に対する道民の皆様の意識を高めるなど、豊かな海づくり大会の理念を道内外に広めることができたものと認識してございます。

○佐藤禎洋委員 大会では、水産関係者の責務として、これからも、水産資源の管理と環境・生態系保全の取組を行うとともに、国民への水産物の安定供給に向けて、豊かな海を将来にわたって引き継いでいくことが決議されました。

こうした責務を果たすためには、この大会で得られた開催理念や効果といったものを一過性のものとして終わらせることなく、しっかりと引き継いでいく必要があると考えます。

現時点で、道としてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 開催効果の波及に向けた取組についてであります。北海道大会を成功させるためには、子どもから大人まで幅広い道民の皆様に、つくり育てる漁業や環境保全の大切さを理解していただき、全道的な機運醸成を図ることが重要であるため、道といたしましては、大会開催の1年前から、全道各地において、児童などによる稚魚放流のほか、海浜清掃や海洋プラスチックごみ問題の周知啓発を地域と一体となって行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、将来を担う若い世代を中心に、稚魚放流や出前授業、魚食普及などの取組を通じ、地域の生産者との交流を促進するとともに、漁業者はもとより、行政や企業、市民団体など、幅広い分野の方々の参画の下、藻場、干潟の保全や造成、ブルーカーボンや海洋プラスチックごみ対策といった環境保全の取組を推進し、大会の開催理念や効果を引き継いでまいります。

○佐藤禎洋委員 一方、全国植樹祭・育樹祭は、行幸啓を伴う全国大会であり、同様の趣旨、目的等を持って道内大会を開催している大会として北海道植樹祭があります。

道の植樹祭は、例年、道、林野庁、公益社団法人北海道森と緑の会が協力し、関係市町村や団

【第2分科会 12月7日 第2号】

体と連携しながら、道民参加による協働の森づくりを進めることを目的として行われております。

今年度は、「届けよう 未来の世界に この緑」をテーマに、5月に第73回大会が厚真町で開催されました。

長年にわたり道植樹祭を行ってきておりますけれども、道は、平成19年の全国植樹祭や令和3年の全国育樹祭の開催を踏まえ、その開催理念を道の植樹祭にどのように反映させてきたのか、また、その効果はどのようなものであったか、見解をお伺いします。

○小泉真志副委員長 森林活用課長赤澤大佐さん。

○赤澤森林活用課長 北海道植樹祭についてであります。本道では、平成19年に、苫小牧市において、「道民との協働による森林づくり」を理念として全国植樹祭を、令和3年に苫小牧市及び札幌市において、「森を育て、木とふれあい、豊かな心を育む」を理念として全国育樹祭を開催したところでございます。

道では、全国大会の本道開催を契機に、より一層高まりました森林づくりの機運を全道各地に広げるため、例年開催している北海道植樹祭の充実を図ったところでございます。

具体的には、より多くの団体や企業との連携の下で開催することとしましたほか、全国大会により関心が高まりました本道発祥の木育の普及啓発活動を強化するため、パネル展示や木工体験等を行う「木育ひろば」を会場に設置するなど、全国大会の理念を反映させながら北海道植樹祭を開催することにより、本道における緑化運動や木育の活動の輪がこれまで以上に広がったと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤禎洋委員 今回の全国豊かな海づくり大会は、環境保全に対する道民意識の向上や、豊かな海の恵みを守り、次世代につなげる生産者の思いを全国の皆様に知ってもらおう絶好の機会として捉えられておりました。

道内でも、様々な理念の下、水産関係の大会が多く行われていると考えますけれども、本道においてはどのような大会がどういった目的で開催されているのか、お伺いします。

○小泉真志副委員長 企画調整担当課長成澤直人さん。

○成澤企画調整担当課長 水産関連の大会などについてであります。本道の水産業、漁村は、安全で安心な水産物の安定供給はもとより、藻場、干潟による水質の浄化や水産資源の保護培養、海難救助などといった多様な役割を担っております。

こうした中、道では、漁業関係団体等と連携し、水産資源の維持増大を図る漁場の造成や漁業生産の拠点となる漁港や海岸の整備によります活力のある漁村づくりを進めるため、北海道漁港漁場大会を隔年で開催しております。

また、魚への親しみや水産資源の保護などの大切さを普及啓発するため、全道各地で海浜の清掃活動や小学生などを対象としたサケやマツカワなどの稚魚の放流、漁協女性部を中心に「お魚殖やす植樹運動」などの取組が行われているところでございます。

以上でございます。

**○佐藤禎洋委員** ただいまの答弁において、北海道漁港漁場大会を隔年で開催しているというお話がありました。私が聞いた限りでは、今年度も含めて、近年は札幌市内のホテルで開催されていると記憶をしております。札幌で開催することを決して否定するものではありませんけれども、こういった大会は、先ほど質問した北海道植樹祭と同様に、生産現場等と直結した場所で行うほうがより効果的ではないかなと感じております。

また、水産資源保護を目的とした清掃活動や稚魚の放流などの取組も全道各地でそれぞれ行われているとのことであり、言い換えれば、全道規模で統一的に行っている取組等はないということでもあります。

そこで、最後の質問となるわけでありましてけれども、全国大会は、開催県にとっては数年あるいは数十年に一度開催されるものであります。この全国豊かな海づくり大会も、実に38年ぶりとなる本道での開催でありました。

大会は、次世代に向けて財産を受け継いでいくことを目的としておりますけれども、こうした理念を実現していくためには、道民の、ひいては国民の意識に大会理念をしっかりと根づかせて、不断の取組として育てていくことが大切であります。こうした考えの根本的な部分は、全国植樹祭や北海道植樹祭のテーマとも相通じるものがあります。

私は、今回の全国豊かな海づくり大会の開催を契機に、その理念を次世代に継承していくため、北海道植樹祭と同様に、定期的に道の豊かな海づくり大会を開催するなど、その開催理念を広く道民に定着させていく取組を行う必要があると考えますが、山口修司水産林務部長、道の見解をお伺いします。

**○小泉真志副委員長** 水産林務部長山口修司さん。

**○山口水産林務部長** 今後の対応についてでございますが、近年、海洋環境の変化などにより、主要魚種の生産が低迷する中、生産の回復、安定に向け、良好な漁場環境の保全、創造と、「つくり育てる漁業」を積極的に推進していくことが重要でございます。

このような中、栽培漁業や地域資源の利活用など、多様な取組をオール北海道で推し進め、水産業の持続的な発展と地域の活性化を図ることを基本理念に、本大会を本道で開催できましたことは、時宜を得た大変有意義なものであると考えてございます。

このため、道では、広く道民の皆様の御賛同と御協力の下、大会の理念や効果を次の世代に引き継いでいくため、今後、他の都府県の取組事例を調査するなど、その効果的な手法について研究をしてまいります。

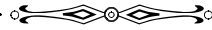
**○小泉真志副委員長** 佐藤(禎)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩



午後2時30分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔馬場主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、佐藤禎洋議員、浅野貴博議員の委員辞任を許可し、佐々木大介議員、吉田正人議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

### 1. 農政部所管審査

○小泉真志副委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

千葉真裕さん。

○千葉真裕委員 よろしくお願いいいたします。

初めに、先日提案された補正予算に関して、農業分野における実施内容や期待される効果などについて、以下、伺ってまいります。

まず、酪農生産基盤の確保についてであります。

道では、これまで、飼料価格の高騰対策や生産基盤の確保に向けた支援など、物価高騰による生産者負担を軽減する対策を実施してきましたが、道として酪農経営の現状をどのように認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 畜産振興課長黒島誠計さん。

○黒島畜産振興課長 酪農経営の現状についてであります。道では、これまで、生乳の生産抑制や飼料価格の高騰など、厳しい酪農経営の状況を踏まえ、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の全額支援や優良な乳用後継牛の確保に必要な経費の助成など、道独自の支援策を講じ、生産者負担の軽減に取り組んできたところでございます。

こうした中、本年度のプール乳価は、キロ当たり113円7銭と、昨年度に比べ約1割上昇し、酪農家の収入増加が見込まれます一方で、生乳生産量は、この夏の猛暑の影響などから、生産目標数量を下回って推移するとともに、配合飼料価格の高止まりに加えまして、乳用雄子牛、いわゆるぬれ子の平均価格も低迷していることから、依然として厳しい経営環境が続いているものと認識してございます。

○千葉真裕委員 今回追加提案のあった事業では、飼料価格の高止まりなどの影響を受ける酪農家に対し、自給飼料を生産するための経費を支援するとのことですが、どのような内容であるの

か、及び、どのような効果が期待されると考えているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 生産振興局長牧野充さん。

○牧野生産振興局長 自給飼料生産支援酪農対策事業についてでございますが、配合飼料価格の高止まりなど、厳しい生産環境が続く中、本道酪農が持続的に発展していくためには、良質な自給飼料の生産と利用の拡大を推進していくことが重要でございます。

このため、道では、本道の恵まれた土地基盤に立脚した飼料の生産体制の確立を後押しするため、自給飼料の生産拡大やスマート農業技術の活用による生産の効率化、高品質化などに取り組む酪農家に対し、搾乳牛1頭当たり5000円を支援する自給飼料生産支援酪農対策事業を本定例会に追加提案したところでございます。

道といたしましては、国の対策と併せ、本事業の実施により、自給飼料の生産性の向上と経営支援につながり、酪農経営の安定に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○千葉真裕委員 酪農経営は依然として厳しい経営状況が続いていることから、国や道による対策が措置されましたが、道として、今後、酪農経営の維持に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 農政部長水戸部裕さん。

○水戸部農政部長 酪農経営に対する今後の取組についてであります。我が国の生乳生産量の約6割を占める酪農王国・北海道が、今後とも、その役割と責任を果たし、地域を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、酪農家の方々が安心して生産できる環境を整えていくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、このたび自給飼料の生産拡大や高品質化に取り組む酪農家に対し、独自の対策により支援を行うこととし、あわせて、国の事業も効果的に活用しながら、優良品種を用いた計画的な草地の整備改良や、コントラクターなど営農支援システムの整備のほか、スマート農業の導入による省力化や牛乳・乳製品の輸出を含めた消費拡大など、生産と消費の両面から施策を総合的に展開し、酪農家の方々が将来にわたり意欲を持って営農を続けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○千葉真裕委員 次に、施設園芸の生産基盤強化についてであります。

燃料価格の高止まりが施設園芸の経営を圧迫しており、このような状況が続けば、営農を継続することができなくなるとの不安や危惧の声も寄せられております。

燃料や資材の高騰による道内の施設園芸農家に対する影響について、道はどのように認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 園芸担当課長畠山透さん。

○畠山園芸担当課長 燃料等の高騰による施設園芸への影響についてであります。野菜や花卉などを生産する施設園芸は、冬季の加温に使用する暖房費や農業用ビニールなどの生産に必要な

【第2分科会 12月7日 第2号】

資材の経営費に占める割合が高く、今般の燃料や資材の高騰の影響を受けやすい経営構造となっております。

具体的には、農林水産省の農業物価統計によりますと、最近の燃料等の価格は、令和5年9月期では、燃料用のA重油は、200リットル当たり2万3620円と、前年同月比に比べて8.2%上昇し、農業用ビニールの価格は、100メートル当たり2万1090円と、11.8%上昇するなど、生産コストが増大し、施設園芸農家の経営に大きな影響を与えているものと認識しております。

○千葉真裕委員 国では、施設園芸の燃料価格の高騰対策として、燃料価格が一定基準を上回った場合に補填金を交付する施設園芸セーフティネット構築事業を措置していますが、その実施状況について伺います。

○畠山園芸担当課長 施設園芸セーフティネット構築事業についてであります。本事業は、燃料価格の高騰に備え、3戸以上の農業者が省エネルギー化や生産性の向上に取り組む計画を策定し、国と生産者が1対1の割合で資金を積み立てることにより、燃料価格が国の定める発動基準を上回った場合に差額分が補填される仕組みであります。

近年の実施状況につきましては、令和3年10月から4年6月までの令和3事業年度では、A重油と灯油を対象に、15団体、275戸に対し、1億1633万円が補填され、令和4事業年度には、対象燃料にLNGやLPガスが追加され、26団体、322戸に対し、2億6396万円が補填されたところでございます。

また、本年10月からの令和5事業年度の加入申込みは、これまで過去最高となる27団体、336戸となっております。

以上であります。

○千葉真裕委員 燃料価格高騰に対しては国の事業が活用されていることもあり、追加提案のあった事業では、エネルギー転換や高温障害による収量減のリスクへの対応に向けた取組などを支援するとしていますが、どのような効果があると考えているのか、伺います。

○畠山園芸担当課長 施設園芸生産基盤緊急支援事業についてであります。園芸用ハウスなどの省エネルギー化や暑熱対策を推進するため、このたび追加提案している施設園芸生産基盤緊急支援事業では、燃料使用量の削減が図られ、温度や稼働時間を細かく設定できる暖房機や、燃料を使用せず加温するヒートポンプ、暖房が不要な無加温ハウスのほか、ハウス内の温度を下げた高温障害の発生を抑制するミスト送風機や自動換気装置の導入などを支援することとしたところでございます。

道としましては、こうした機器や設備の導入を推進することにより、省エネルギー化や暑熱対策の双方の効果を期待しているところでございます。

以上でございます。

○千葉真裕委員 燃料等資材価格が高騰する中、国や道による対策が措置されましたが、施設園芸はもともと経営費に占める燃料費の割合が高いことから、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める必要があると考えます。

道は、施設園芸経営の安定に向けて今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 施設園芸の経営安定に向けた取組についてであります。燃料やビニールなどの資材価格の高騰が長期化する中、施設園芸の経営安定を図るためには、ハウス内におけるエネルギー利用の効率化を進め、本年のような猛暑のほか、資材価格の変動など外的要因の影響を受けにくい安定した生産供給体制に転換していくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、国の燃料価格高騰対策と併せ、本定例会に追加提案しております施設園芸生産基盤緊急支援事業を実施し、ハウスなどの施設における省エネルギー化の促進や暑熱に対して効果のある設備の導入に加えまして、スマート農業技術などの先進的技術の活用などにより、さらなる生産性の向上と作業の効率化や省力化を図り、本道の施設園芸の経営体質の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○千葉真裕委員 次に、水田の畑地化に向けた取組についてであります。

国は、畑作物の本作化対策に係る水田活用関連予算を補正予算で措置しましたが、畑地化促進事業については採択されず、保留とされた農業者が多数生じていると聞いています。

この点については、第3回定例道議会予算特別委員会で我が会派の同僚議員からも伺ったところですが、その後の状況を含め、改めて北海道における採択状況について伺います。

○小泉真志副委員長 農産振興課長花岡弘毅さん。

○花岡農産振興課長 畑地化促進事業の採択についてであります。国の令和4年度第2次補正予算におきまして、水田を畑地化して小麦や大豆、野菜などの生産に取り組む農業者への支援として畑地化促進事業が措置され、本年9月に1次採択されたものの、北海道では多くの農業者の採択が保留となったところです。

こうした中、先月29日に成立しました国の令和5年度補正予算が追加措置されたことによりまして、保留されていた道内の農業者の畑地化の取組が全て2次採択されたところです。

以上でございます。

○千葉真裕委員 畑地化促進事業のうち、畑地化に伴い、土地改良区に支払う必要がある地区除外決済金等を支援する土地改良区決済金等支援については、第3回定例道議会に続き、本定例道議会においても補正予算案に計上されています。

これまでの実施状況と追加採択が見込まれる時期について伺います。

○花岡農産振興課長 土地改良区決済金等支援についてであります。道では、さきの第3回定例会において、農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等を支援する畑地化促進事業費補助金を予算措置し、9月に1次採択された農業者に対する補助金の円滑な支出に向けた体制整備を進めてきたところです。

このたび、国の令和5年度補正予算の成立を受け、これまで保留となっていた農業者の全てについて2次採択されたことから、道では、本定例会において必要な予算を追加し、年度内に支払いを終えることができるよう手続を進めているところであります。



以上です。

○千葉真裕委員 先ほど、保留されていた畑地化の取組について、全て2次採択されたとの答弁がありましたが、国の令和5年度補正予算による追加措置まで農業者の採択が保留されたことで、円滑な水田の畑地化に支障が生じたと同っています。

道として、畑地化の推進に向けて今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 水田の畑地化の推進についてであります。水田地域における畑地化に伴い、小麦や大豆など、需要のある作物への転換をはじめ、営農支援組織や水利用の在り方などが大きく変わることが見込まれる中、本道の水田農業が将来にわたり発展していくためには、農業者や関係団体などが、地域の目指すべき将来像に向けて一体となって取り組んでいくことが重要であると考えてございます。

このため、道としては、関係機関・団体と連携をしながら、地域における産地形成に向けた検討の加速化や将来のビジョンづくりを後押しするとともに、その実現に向けて、農業生産基盤の計画的な整備やスマート農業技術による生産の効率化、普及センターの技術指導、さらには、国の事業を活用した乾燥調製施設の整備などの施設を総合的に推進し、地域の農業が持続的に発展されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○千葉真裕委員 ここまで価格高騰等に対する農業分野への対応等について答弁をいただきましたが、今回の追加対策に込めた知事の思いなどを改めて伺いたいと存じますので、委員長、よろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

次に、花卉について伺います。

花卉の振興について、道は、令和2年7月に北海道花きの振興に関する条例を制定し、令和12年度——2030年度を目標年度とする北海道花き振興計画に基づいて諸施策を展開していると承知しています。

まず、確認の意味で、道の農業振興策全体の中での花卉の位置づけについて、道の認識を伺います。

○畠山園芸担当課長 道産花卉についてであります。本道の花卉は、昭和40年以降、冷涼な気候を生かした水田転作作物として道南や道央を中心に生産される中で、小規模でも経営が成り立つ高収益作物であり、新規就農者でも比較的取り組みやすい作物として位置づけているところでございます。

また、産出額は、令和3年で130億円と、北海道全体の農業産出額の1%程度のシェアとなっておりますが、道産花卉は、冷涼な気候を生かし、府県の生産が減少する夏場の主産地として高い評価を得るとともに、花には、日常生活に彩りや安らぎを与えるなど、私たちの暮らしにおいても大きな役割を担っていると認識しております。

以上でございます。

○千葉真裕委員 本年11月17日から19日、ベトナム・クアンニン省ハロン市で「北海道フェステ

「イバル in ハロン」が開催されましたが、道内花卉関係者の御協力の下、レセプションの会場等に北海道産の切り花が飾られたり、参加者に配布されるなどして、花文化が盛んなベトナムの皆さんに好評を博しました。私自身も訪越いたしました。言葉を使わずとも思いが伝わるという花の力を再認識したところであります。

日本産、北海道産の花卉は、海外の花卉とは異なる繊細さを持ち、海外からも一定の需要があると聞いているところであり、北海道産花卉の輸出については大きな可能性があるものと考えます。

北海道花き振興計画でも一部触れられておりますが、北海道産花卉の輸出をめぐる状況について道はどのように認識し、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○牧野生産振興局長** 道産花卉の輸出についてであります。道産花卉を扱う市場関係者からは、現在、恒常的に輸出している道内の産地はないものの、先月、ベトナムのハロン市で開催されました北海道フェスティバルにおいて、道産のアルストロメリアが展示され、花色の鮮やかさや日もちのよさから、参加した関係者から大変好評だったと聞いているところでございます。

道といたしましては、令和3年3月に策定いたしました北海道花き振興計画におきまして、道産花卉の輸出に向けた取組を推進することとしており、具体的には、関係団体と連携し、植物検疫などに関する情報の収集、提供、花卉の品質保持や貯蔵管理の技術開発と普及、輸送中の鮮度保持や日もちの向上の技術開発と普及など、道内外への出荷の拡大のみならず、今回、イベントを実施したベトナムをはじめ、諸外国への輸出に対応できる産地の体制整備などに取り組んでまいります。

以上でございます。

**○千葉真裕委員** 花卉関係者はもとより、経済部など関係部局ともしっかりと連携して取組を進めていただきたいと思います。

一方で、花卉の流通、販売に携わる方々からは、花卉生産者の減少が続き、このままの状況が続けば、花の種類によっては道内での調達が難しくなってしまうとの危惧の声が寄せられております。

道は、現状及びその要因をどのように認識しているか、また、花卉生産の安定化に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○水戸部農政部長** 花卉生産の振興についてであります。近年、高齢化の進行や生産資材コストの高止まりの影響などによりまして花卉生産農家は減少しているものの、生活に潤いと安らぎを与える花卉は私たちの暮らしになくてはならないものであり、本道において花卉生産の安定化を図ることは重要であると考えてございます。

このため、道としては、高品質な花卉の安定生産に向けて、北海道花・野菜技術センターで実施しております花卉の栽培技術研修をはじめ、普及センターによる品目の特性に合わせた生産技術の指導、スマート農業技術の導入による生産の省力化、日もち性を向上させる流通の高度化や効率化を促進するとともに、令和2年7月に制定をした北海道花きの振興に関する条例に基づ

【第2分科会 12月7日 第2号】

き、「北海道花の日」を中心とした道産花卉の認知度向上や需要拡大の取組の推進など、生産と消費の両面から総合的な施策を推進し、関係者と一体となって本道の花弁振興に努めてまいります。

以上でございます。

○千葉真裕委員 次に、ホッカイドウ競馬についてであります。

本年のホッカイドウ競馬は、門別競馬場で4月19日から11月9日まで開催され、発売額が4年連続で500億円を超えるなど、引き続き好調に推移していると承知しています。

道は、令和3年3月に北海道競馬推進プランを策定し、3年近くが経過しましたが、本年度の取組状況や発売傾向などを分析し、来年度以降も安定的な運営を続けていくことが重要であると考えますので、以下、伺ってまいります。

初めに、本年度の発売額と近年の推移について伺います。

○小泉真志副委員長 競馬事業室参事木村良さん。

○木村競馬事業室参事 発売額についてであります。今年度のホッカイドウ競馬は、春先まで走路整備を行ったため、昨年より3日少ない4月19日から11月9日までの82日間の開催であったことから、発売額は、前年比97.2%の512億8091万円となりましたが、1日当たりの発売額は、前年比100.7%と、昨年より445万円多い6億2537万円となったところでございます。

近年の発売額の推移につきましては、平成23年度から令和4年度まで、12年連続で前年実績を上回るなど好調に推移しておりまして、直近では、令和2年度が520億円、3年度が522億円、4年度が527億円と、4年連続で500億円の大台を確保しているところでございます。

以上です。

○千葉真裕委員 全国には、北海道の門別及び帯広競馬場を含めて、地方競馬場が15か所ありますが、地方競馬全体の発売状況はどのような傾向になってきていると把握しているのか、伺います。

○木村競馬事業室参事 地方競馬全体の発売状況についてであります。全国では、現在、14の地方競馬の主催者が、15か所のいずれかの競馬場で、365日、競馬を開催しており、全体の発売額は、平成24年度に3326億円となった以降、11年連続で前年実績を上回り、令和4年度には史上初めて1兆円を超える1兆700億円を記録するなど、好調に推移しているところでございます。

本年度につきましては、4月から10月におけるこれまでの発売額は、開催日数の減少などから、前年比99.3%の6131億円と、昨年をやや下回っているものの、1日当たりの発売額では、前年比100.1%の7億5692万円と、昨年と同水準となっております。引き続き堅調に推移しているところでございます。

以上です。

○千葉真裕委員 ネットでの発売額が全体の9割を超え、馬券の購入者も全国区となっており、道民のみならず、全国の方々に支持されるよう取り組むことが必要と考えます。

本年度は、どのようなことに重点を置いて取組を行ってきたのか、また、その効果についてど

のように分析しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 競馬事業室長安田貞彦さん。

○安田競馬事業室長 本年度の取組についてであります。近年、インターネットなどによる発売額が9割を占め、全国の主催者との競合が増す中、ホッカイドウ競馬が発売額を着実に確保しながら安定的な運営を続けていくためには、全国の競馬ファンの皆様に選ばれる魅力あるレースを提供していくことが重要でございます。

このため、出走頭数の確保に向けまして、本年は、これまでの冬期間に門別競馬場で調教する馬への支援や出走馬の購入補助に加えまして、賞金、諸手当を充実するとともに、レース情報の提供や競馬ファンの皆様と一緒にレース予想を楽しむユーチューブ番組の開設など、情報発信を強化するほか、門別競馬場への無料バスの再開や特産品の来場者プレゼントといったファンサービスの充実などに努めてきたところでございます。

こうした取組により、1日当たりのレース数や出走頭数が前年を上回り、レースの充実が図られますとともに、5月3日には門別競馬場の来場者数が3546人の入場レコードを記録したほか、11月3日に実施しました第4回JBC2歳優駿競走では、発売額が10億円を超え、1レース当たりの発売額の過去最高を更新するなど、発売額の確保につながったものと受け止めております。

以上でございます。

○千葉真裕委員 門別競馬場の厩舎は、昭和57年に門別トレーニングセンターとして開所された当時から使用されており、老朽化が著しいため、本年度から整備に着手していると承知していません。

整備の進捗状況、今後のスケジュールや全体の整備計画などについて伺います。

○安田競馬事業室長 門別競馬場の整備についてでございますが、道では、一昨年3月に策定しました第3期北海道競馬推進プランに基づき、老朽化した門別競馬場につきまして、騎手や調教師など関係者にとって住みやすく働きやすい職場環境を整えるとともに、多くの競馬ファンの皆様が楽しめるよう来場スペースを拡張するなど、安全で効率的な競馬の運営に向けまして再編整備することとしてございます。

このため、本年度は、老朽化した厩舎の整備に着手するとともに、今月から移転先エリアの森林伐採工事を行い、順次、用地造成やインフラの整備、厩舎の建築を進めるとともに、業務施設や住居などにつきましても、今後、計画的な整備に向けた検討を行い、将来に向けて競馬事業が安定的に運営できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○千葉真裕委員 ホッカイドウ競馬の財源となる馬券発売額は4年連続で500億円を確保したという答弁でございましたけれども、一方で、物価や人件費の高騰等、必要な経費は大きく増加していると思います。

単年度黒字決算を継続し、今後も安定的な運営を図るためには、ホッカイドウ競馬の魅力を一層高めていく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 今後の取組についてであります。ホッカイドウ競馬は、馬産地に立脚した競馬として、全国への競走馬の供給はもとより、市場で成立しない馬を生産者自らが馬主となって出走させるセーフティーネットを担うなど、地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしております。今後とも多くの競馬ファンに支持をされながら発展していくことが重要であると考えてございます。

このため、道としましては、第3期北海道競馬推進プランに基づき、産地をはじめ、関係者の方々と一体となって、競馬ファンに選ばれるよう、出走頭数の確保やJRAとの交流競走など、魅力あるレース番組の提供や情報発信の強化などに努め、門別競馬場への来場促進による新たなファンの掘り起こしや発売額の拡大を図るとともに、老朽化した厩舎や業務施設などの基幹施設の整備を計画的に進めながら、ホッカイドウ競馬が我が国の競馬界を下支え、将来にわたって安定的に運営できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○千葉真裕委員 先ほどの答弁でもございましたけれども、インターネットなどによる販売額が9割ということでございます。そうしますと、当然、ほかとの差別化というものをしっかりと図っていく、ほかの娯楽であったり、ほかの地方競馬場との差別化をしっかりと図っていくということが重要だと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、農業の担い手・労働力の確保についてであります。

令和4年の道内での新規就農者は410人で、過去最も少ない人数になったと承知しています。新規就農者の減少は全国的にも同様の傾向であり、人口減少が進む中、今後ますます道内での新規就農者の確保が難しくなると考えます。

そこで、道の認識や取組などについて、以下、伺ってまいります。

道の第6期農業・農村振興推進計画においては、令和12年度——2030年度までに新規就農者数を670人とする目標を掲げていますが、近年の道内における新規就農者の推移と道の認識について伺います。

○小泉真志副委員長 技術普及課長鈴木章代さん。

○鈴木技術普及課長 新規就農者数の推移などについてであります。本道の新規就農者数は、令和元年は454人、2年は474人、3年は477人、4年は、前年と比べて67人減少し、410人と過去最少となったところです。

4年の内訳を見ますと、学校卒業後すぐに親元に就農する新規学卒者は145人で、前年の146人と比べ1人減少しましたが、他産業に従事してから親元に就農するUターン就農者は156人で、前年の203人と比べ47人と大幅な減少、また、農外から新たに就農する新規参加者は109人で、前年の128人と比べると19人減少しています。

この要因としましては、農家戸数の減少に伴い後継者が減ったことや、近年の雇用情勢の持ち直しによる他産業への就職、増加傾向にある農業法人への雇用増、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大による就農相談や研修機会の減少などによるものと考えております。

○千葉真裕委員 新規就農者の確保は、農政において最重要課題の一つであると考えますが、道はこれまでどのような対策を行ってきたのか、伺います。

○鈴木技術普及課長 新規就農者の確保についてであります。道では、新規就農者の確保に向け、高校生や大学生に農業に関心を持ってもらうことを目的として、振興局で、農業者を講師として行う就農促進セミナーを開催するとともに、就農準備段階の方々に対しては、担い手育成センターにおける相談対応や研修先の紹介、あっせん、農業大学校での実践教育や技能の取得機会の提供、研修に必要となる資金の交付などを行っています。

さらに、就農後間もないの方々に対しましては、就農時に必要となる資金の交付や、施設、機械の導入支援、就農後における普及センターによる技術指導など、就農準備段階から経営が軌道に乗るまでの各段階に応じた取組を行っているところです。

○千葉真裕委員 農業経営の法人化は、離農者の農地引受けや就農希望者の研修受入れなど、地域農業の維持につながることを期待できます。

道内における農業法人の大部分を占める、農地を所有する農地所有適格法人の推移、及び、法人化に向けた道の取組について併せて伺います。

○小泉真志副委員長 農業経営課長佐々木秀弥さん。

○佐々木農業経営課長 農地所有適格法人についてであります。本道の農地所有適格法人数は、毎年1月現在で、平成31年は3605、令和2年は3716、3年は3830、さらに、4年は3889と、年々増加しております。

こうした中、道では、農業者や企業による農地所有適格法人の設立を支援するため、経営相談会の開催や、税理士など専門家の派遣による経営計画づくりへの助言指導に加えまして、本年4月には、農業経営・企業連携サポート室を新たに設置し、就業規則の作成支援など、雇用人材の確保に向けた働きやすい環境づくりについても一体的に支援する体制を強化したところでございます。

以上でございます。

○千葉真裕委員 道内の農業分野における雇用労働者の確保も難しくなっていると聞いているところです。トマトなどの野菜類は、収穫時に多くの人手を必要とし、規模縮小も考えていかなければならないという事例があると耳にするところです。

道内農業の雇用労働の現状について伺います。

○佐々木農業経営課長 道内の雇用労働の現状についてであります。農林水産省の農林業センサスによりますと、令和2年の道内の雇用労働者数は、従事期間が7か月以上の常雇いが1万5430人、従事日数は延べ329万日であり、従事している経営形態は、通年雇用がしやすい酪農、肉用牛、施設園芸の順に多くなっております。

また、従事期間が7か月未満の臨時雇用は9万3985人、従事日数は延べ221万日で、従事している経営形態は、収穫時期に多くの労働力を必要とする稲作、露地野菜、施設野菜の順に多くなっております。

以上でございます。

○千葉真裕委員 農業における労働力確保に向け、道では、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○佐々木農業経営課長 雇用労働力の確保についてであります。道では、担い手を支える雇用人材の確保を図るため、農業者を対象とした働きやすい環境づくりのセミナーの開催や、退職予定自衛官を対象としたインターンシップの実施に加えまして、1日単位の農作業が可能なアルバイトアプリの利用促進に向け、実際にアプリを利用して農作業を行った体験談などを集め、農産物直売会など、地域イベントで情報発信してきたところです。

また、外国人の方々や農福連携による人材の確保に向け、特定技能外国人を酪農家に代わって搾乳などの作業を行う酪農ヘルパーとして雇用するためのモデル事業を実施するとともに、農福連携の取組への指導助言を行う人材育成を目的に、農業者や福祉事業所の職員などを対象とした道内初となる農林水産省認定の研修会を開催したところであり、今後は、研修修了者を農業現場に順次派遣し、障がい者の円滑な受入れや定着に向けた支援を行うこととしております。

以上でございます。

○千葉真裕委員 本道の国内における食料供給地域としての役割はますます重要なものとなっていく一方、農業従事者のうち、65歳以上の方の割合は、他都府県の72%を下回っているものの、40%と高い水準にあります。

新規就農者や雇用労働力確保に向け、道は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 今後の取組についてであります。本道の農業・農村が持続的に発展をしていくためには、新規就農者をはじめ、農業生産を担う多様な担い手とそれらを労働力で支えるパートやアルバイト、外国人、農福連携など、多様な人材の育成確保が極めて重要であると考えてございます。

このため、道では、新規就農者の確保に向け、担い手育成センターにおいて、農業への理解を促進する情報発信、就農希望者に対する相談対応や研修先の紹介、あっせんをはじめ、研修時や就農時に必要となる資金の交付、施設、機械の導入支援による農作業の効率化、さらには、雇用人材の確保に向けて、外国人や障がい者の方々などが農業現場において働きやすい環境づくりを支援しているほか、農作業のアルバイトアプリの利用促進などに取り組んでいるところでございます。

道としては、今後とも、関係機関や団体と一体となって、こうした施策を効果的に組み合わせながら、多様な担い手と人材の確保に努め、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしてまいります。

以上でございます。

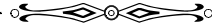
○千葉真裕委員 先ほど、雇用情勢の持ち直しが新規就農者の減少の要因の一つと考えられる旨の答弁がありました。人手不足は全産業にわたる深刻な問題であり、今後、状況はますます厳しくなっております。

あらゆる施策を活用して、根気強く取り組んでいただくようお願いして、私からの質問を終わります。

○小泉真志副委員長 千葉(真)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩



午後3時41分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

小泉真志君。

○小泉真志委員 お疲れさまです。よろしくお願いいいたします。

まず最初に、てん菜振興についてお伺いをいたします。

てん菜は、輪作を基本とします北海道畑作農業におきまして、麦、豆、バレイショと並ぶ基幹的作物であり、畑作物の安定生産、農業経営の安定化を図るために欠かせない農産物とされております。

一方、砂糖の消費減で在庫が増え、コロナ禍などで輸入量が減って、調整金の収支が悪化しているとして、ここ5年間で9万トンの削減をすると承知しております。

以下、そのような観点から伺ってまいります。

まず、国内糖を保護する国の糖価調整制度では、安く輸入される原料糖から徴収した調整金をビート交付金の財源に充てており、交付対象に64万トンの上限枠を設けておりました。

これが昨年変更され、交付対象の上限数量を2023年度は60万トンとし、その後も段階的に下げ、2026年度には55万トンにするということが決定されております。

また、昨年の作付面積も5万5400ヘクタールに対して、計画的な生産を進めるための作付指標面積を2026年度には5万ヘクタールまで減らすとしておりますが、今年度の道内の見込み収量、面積についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 農産振興課長花岡弘毅君。

○花岡農産振興課長 てん菜の生産状況についてであります。農業団体の調査によりますと、本年産の作付実績は5万1100ヘクタールで、前年産と比べ7%減少しております。

また、現在操業中の糖業各社からの聞き取りでは、本年産のてん菜の収量については、平年を上回っているものの、猛暑や褐斑病の発生により品質が低下し、産糖量については大幅な減少が見込まれているところです。

以上であります。

○小泉真志委員 てん菜は寒さに強く、寒冷地作物として栽培されております。

今年は、高温多湿などの影響が大きいと聞いておりますけれども、今夏の猛暑等による影響に



ついてお伺いいたします。

○大越農子委員長 技術普及課首席普及指導員松井克行君。

○松井技術普及課首席普及指導員 てん菜における猛暑の影響についてであります。本年産の生育状況は、春以降、平年を上回る高温が続き、日照時間も多かったため、順調に生育していたものの、8月以降、記録的な猛暑となり、褐斑病が多く発生したところです。

こうした中、収量については平年を上回るものの、品質は、褐斑病や糖분을蓄積する夏から秋にかけて夜温が高かったことも影響し、糖度の低下が見られる状況でございます。

以上でございます。

○小泉真志委員 猛暑は、来年以降も想定されます。高温多湿な状況で発生します褐斑病に対してこれまでどのような対応をしてきたのか、お伺いをします。

○大越農子委員長 農業環境担当課長庄司好明君。

○庄司農業環境担当課長 褐斑病への対策についてであります。道では、これまで、褐斑病の発生や蔓延防止を図るため、道総研農業試験場で効果が確認された防除方法などに基づき、連作を避け、抵抗性を有する品種を導入するなどのいわゆる耕種的防除を基本としつつ、薬剤防除を行う場合には、普及センターが、農協など関係機関・団体と連携し、農薬の適正かつ安全な使用を確保の上、使用する薬剤や散布の時期、間隔などについて、気象条件や発生状況に応じた指導を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○小泉真志委員 私も地元を回らせていただきまして、農家の方々からお聞きをしましたところ、やはり、褐斑病の対策として一番重要なのは防除と言われておりました。そこで、多くの農家の方々が防除で使っているものが、マンゼブ剤ということであります。

マンゼブ剤は、年間の使用量が5回までと決められているということではありますが、生産者の立場からすると、褐斑病対策のために回数を増やせないのかというような生の声もございました。

褐斑病に有効な手だてが講じられない今、より効果のある防除技術や対策についてどのように対応されていくのか、お伺いをします。

○大越農子委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 褐斑病への対応についてであります。道では、現在、薬剤防除の方法として、より効果が発揮されるよう、褐斑病が発生する前の散布や気象条件を踏まえた防除間隔の短縮に加えまして、定められている回数の上限に達すると見込まれる場合には、別の薬剤と併せて使用するなどの指導を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、普及センターを通じ、適時適切な防除指導に努めるほか、本年3月に新たに優良品種に認定されました、より抵抗性の強い品種の普及や、道総研農業試験場などと連携し、新たな品種の開発や選抜、より効果の高い防除方法などの技術対策について検討してまいります。

以上でございます。

○**小泉真志委員** いつもされていると思いますけれども、ぜひ、生産者の方々と対話をしていただき、そういう声も聞いていただきたいということを指摘させていただきます。

今後のてん菜振興についてですが、十勝、オホーツクなどの道東地方には、てん菜農家が多く、製糖工場も有していることから、てん菜の減産は地域経済や雇用に大きな影響を与えます。本道農業の持続的発展には、輪作体系を維持しなければならないと思います。糖価調整制度の見直しを強く国に求めるとともに、持続可能なてん菜生産を構築するために、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをします。

○**大越農子委員長** 生産振興局長牧野充君。

○**牧野生産振興局長** てん菜の生産振興についてであります。てん菜は、本道畑作の輪作体系の維持に欠かせない作物であり、てん菜から製造される砂糖は、国内生産量の約8割を占めるほか、製糖工場は地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしており、今後とも、砂糖の安定供給に大きく寄与する糖価調整制度を維持しつつ、てん菜の安定的な生産を図っていくことが重要でございます。

このため、道では、引き続き、てん菜の省力化や低コスト生産などに向けて、普及センターによる技術指導をはじめ、必要な機械の導入のほか、糖業各社や農業団体と連携し、生産者を対象とした現地研修会などを通じて、本年の気象条件下における対応事例について情報提供を行うとともに、耐病性に優れた新品種の導入などを進め、てん菜が将来にわたり安定的に生産されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○**小泉真志委員** 道の役割としては、やはり、有効な情報提供をしていただければいいのかなと思っております。防除が有効なのか、品種改良なのか、本当にいろいろあると思います。農業者の方々が安心できる状況には、すぐにはならないかもしれませんが、ぜひ、そういう部分で御努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、酪農振興についてお伺いをします。

コロナ禍での牛乳や乳製品の需要減、そして、円安やロシアによるウクライナ侵攻から始まったとされます飼料、肥料、資材の高騰によって、地元の酪農家からは、一昨年よりは昨年、昨年よりは今年と、年々、状況は厳しくなっているというふうに伺っております。

今年度は、年度当初から生産抑制が推し進められ、北海道農協酪農・畜産対策本部委員会が決定した道内の生乳生産目標数量は前年度対比2.9%減の399万トンとなっており、また、個体販売も下落をしており、酪農家の厳しい現状は改善されていないという状況でございますので、その観点から伺ってまいります。

まず、直近3か年の道内の乳用牛や生産量の推移について伺います。

○**大越農子委員長** 畜産振興課長黒島誠計君。

○**黒島畜産振興課長** 酪農の現状についてであります。道内の乳用牛の飼養頭数は、国の畜産

【第2分科会 12月7日 第2号】

統計によると、令和3年は82万9900頭、4年は84万6100頭、5年は84万2700頭となっており、生乳生産量は、国の牛乳製品統計によると、令和2年は415万3714トン、3年は426万5600トン、4年は430万9275トンとなっております。

また、指定生乳生産者団体であるホクレンが公表している生乳受託乳量速報によりますと、ホクレンに生乳を出荷している酪農家戸数は、本年4月末には4658戸でしたが、10月末には4536戸と、122戸減少しております。

以上でございます。

**○小泉真志委員** やはり、厳しい状況は続いているというふうに私は認識をしておりますけれども、まず、夏の猛暑の影響についてです。

今夏の7月から8月下旬にかけては、35度以上の猛暑日が続き、畜舎によっては40度近いという状況も聞いておりましたが、私の地元の十勝でも、6月から8月の3か月間で、34頭が暑熱被害を受けて、そのうち16頭が亡くなったというふうに聞いております。

また、暑さに弱いホルスタインは、食育不振や病気などで収量が大幅に低下し、受胎等への影響もあると思いますけれども、酷暑による酪農への影響の状況をお伺いします。

**○黒島畜産振興課長** 猛暑による酪農への影響についてであります。道内の乳用牛における日射病や熱射病の発生頭数は、本年6月は5頭であったものの、その後、猛暑の影響により急増し、7月から8月までの2か月間で211頭、そのうち、死亡または廃用となった頭数は87頭と、過去10年間で最も多くなっております。

また、ホクレンによりますと、生乳の生産量は、農業団体が自主的に生産抑制に取り組む中、本年4月以降、前年対比96%程度で推移していましたが、記録的な高温による暑熱ストレスから乳牛の採食量が落ち込むなど、8月の生乳生産量は、昨年同期に比べて92.7%に落ち込み、その後、9月は94%、10月は95.5%と、徐々に回復しつつありますが、暑熱ストレスによる受胎率の低下など、今後の生乳生産への影響が懸念されるところでございます。

以上でございます。

**○小泉真志委員** このように生乳が減ってくると、やっぱり、心配になるのはバターだと思っております。

2014年には、猛暑、もしくは酪農家の減少で生乳生産量が減って、バターが品薄になりました。そういうことが繰り返されてきているというふうに思いますけれども、7月の時点で、各メーカーから卸売業者に対してバターの出荷制限が出されて、やむなく各地でバターの値上がりや欠品が起きているとも聞いておりますけれども、現在、バター不足が起きていないのか、お伺いをいたします。

**○黒島畜産振興課長** バターの需給についてであります。本年度の道内の生乳生産量は、生産抑制により、10月までの累計で244万7000トンと、前年に比べて3.8%減少しておりますが、全国のパターの生産量も3万7000トンと、前年同期に比べて12.7%減少し、本年10月のバターの在庫量は2万4000トンとなっており、適正在庫水準で推移しているところでございます。

一方、報道によりますと、大手乳業メーカーは、年末に向け、家庭用バターを優先的に製造し、これらが品薄や品切れになる懸念は少ないものの、業務用につきましては、国産品の引き合いが強く、国産需要の全てに対応できない状況もあると承知をしております。

以上でございます。

**○小泉真志委員** バターは、これからが一番の山場になるということでもありますので、注視をしていかなければなりません。北海道だけでできることではないと思いますけれども、ぜひ、そういうことにならないように働きかけていただくようお願いを申し上げます。

次に、脱脂粉乳の現状についてお伺いをします。

クラスター事業等で酪農生産基盤が回復し、生乳生産量が増える中、コロナ禍の影響で外食需要などが落ち込み、需給緩和が問題となってきていると思います。

特に、脱脂粉乳の在庫量が過去最大水準となった時期もありましたが、脱脂粉乳の在庫の推移について伺うとともに、その在庫量の確認はどのように行っているのかについてもお伺いをします。

**○黒島畜産振興課長** 脱脂粉乳の在庫量についてであります。令和2年1月末に7万3000トンであった脱脂粉乳の在庫量は、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、生乳需要の減少に伴い、長期保存可能なバターや脱脂粉乳の生産が増加したことから、在庫量は年々増加し、昨年5月末には過去最高の10万4000トンとなったところでございます。

このような中、昨年度から、全国の生産者団体と乳業メーカーが一体となりまして、脱脂粉乳を飼料用に転用するなどの在庫対策を実施したことにより、本年10月末の在庫量は5万4000トンにまで減少したところでございます。

なお、国内の在庫量の確認につきましては、農林水産省が、毎月、全国の製造工場などに対し、乳製品の生産量や使用量、月末の在庫量の調査を行い公表する牛乳乳製品統計調査により実施しているところでございます。

以上でございます。

**○小泉真志委員** 脱脂粉乳の適正在庫量は、目安として現状の5万トンから6万トンとされているということですが、これらの脱脂粉乳の利用用途についてお伺いをしたいと思います。

この間、脱脂粉乳が積み上がって、北海道の酪農家が出口対策として1キログラム当たり3.5円を拠出していたという状況もございましたが、現在の利用以外に、新たな利用方法について、例えば、道総研等で研究を進めていくべきではないかと考えますけれども、所見を伺います。

**○黒島畜産振興課長** 脱脂粉乳の利用促進についてであります。脱脂粉乳の主な用途につきましては、ヨーグルトなどの発酵乳や乳酸菌飲料が多く、次いで、乳飲料、アイスクリーム類のほか、近年は、脱脂粉乳の在庫低減対策として、子牛の粉ミルクなどの飼料用に利用されております。

こうした中、国は、令和5年度補正予算において、新たに民間事業者が行う脱脂粉乳を原材料とした新商品の開発を支援することとしておりまして、道といたしましても、民間事業者の取組

状況の情報収集に努め、必要に応じ、道総研とも連携しながら対応してまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 新商品の開発支援については、こういう状況ですので、本当に期待をしております。やっぱり、ヨーグルトの消費が落ちているということが非常に大きいのですが、一方で、口に入れるもの以外としての活用もあるやに聞いており、私もタオルなんかをもらって、使ったりもしています。それが現実的に脱脂粉乳の在庫の解決といいますか、消費するものになるかどうかは分かりませんが、様々な方面から考えていただくこともぜひお願いをしたいというふうに思っております。

次に、配合飼料価格安定制度についてお伺いをします。

配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、配合飼料価格安定制度に新たな特例を設けて補填金を交付したと承知しておりますが、これが12月で打ち切られるというふうにお聞きをしております。

このことによる本道酪農業への影響と今後の対応についてお伺いをします。

○牧野生産振興局長 配合飼料価格安定制度の運用などについてでございますが、国は、本年度に配合飼料価格安定制度の補填が発動しやすくなるよう、新たな特例を措置してきましたが、本年12月をもってこうした特例期間が終了しますが、現在、配合飼料の原料であるトウモロコシの国際価格や海上運賃は落ち着いているものの、配合飼料価格は円安基調から高止まりが続いており、酪農への影響が懸念されております。

道といたしましては、国に対し、情勢の変化に応じた柔軟な制度運用を図るなど、生産者の負担軽減について要請したところであり、引き続き、価格の推移について注視しますとともに、必要な対策を国に求めてまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 今、生産振興局長のほうから、道として情勢の変化に応じた柔軟な制度運用を要請したところであり、必要な対策を国に求めてまいるという答弁がありました。配合飼料の高止まりの要因の一つに円安もあるだろうというふうに私は認識をしております。円安を改善できないのであれば、やはり、政府の責任をしっかりと追及していく必要があるかなと思います。上がっている部分については、国として配合飼料価格安定制度に代わるような新たな補填を道として強く求めていただくよう、指摘をさせていただきます。

次に、自給飼料についてであります。

私は、第2回定例会の一般質問で質問をさせていただきました。そのときに、農政部長から、牧草やトウモロコシなど、良質な自給飼料の生産拡大を積極的に推進することにより、酪農家の方々が、それぞれの地域において安心して営農を続けることができるよう取り組んでまいりますという答弁をいただきましたが、まず、道内の自給飼料の現状と認識についてお伺いをします。

○大越農子委員長 環境飼料担当課長辻哲也君。

○辻環境飼料担当課長 自給飼料の生産状況についてでございますが、本道では、恵まれた土地

資源を生かし、道東や道北を中心に牧草を主体とした自給飼料が生産されており、令和4年度の作付面積は、牧草で52万5200ヘクタール、サイレージ用トウモロコシは5万9000ヘクタールとなっております。

また、近年、水田地帯を中心に、稲発酵粗飼料や配合飼料の原料となります子実用トウモロコシの作付が拡大しており、稲発酵粗飼料は令和4年度で900ヘクタール、子実用トウモロコシは令和3年度で843ヘクタールとなっております。

道といたしましては、畑作地帯のみならず、水田地帯との耕畜連携などを促進し、自給飼料の生産と利用の拡大を推進していくことが重要と考えているところでございます。

**○小泉真志委員** まず、今回、農政部の皆さんの頑張りとっていいの分かりませんが、酪農支援に対する補正予算として24億円を講じていただいたことについては大変評価させていただきたいと思います。私の知り合いの酪農家からも、本当にありがとうございますという声が届いております。しかし、これまでの国や道の対策と併せて、利用が相次いでいる道内の酪農家支援としては十分な規模だったのかどうかという部分について、まず認識をお伺いしたいと思います。

ただ、いつまでも支援をし続けるということは大変厳しいと私も認識しております。そこで、農政部長が言われる自給飼料の拡大だというふうに思っております。

道として、どのような見通し、計画を講じているのか、農政部長がおっしゃる、外的要因に左右されにくい自給飼料の生産基盤に立脚した体質の強い酪農・畜産経営の確立を図れるような見通しが構築できているのか、所見を伺います。

**○牧野生産振興局長** 酪農経営の体質強化についてでございますが、飼料価格の高止まりなど厳しい状況が続く酪農経営に対して、国や道では、配合飼料価格の高騰対策や生乳生産基盤の確保に向けた支援を実施してきたところでありまして、道では、これらに加え、本定例会においては、自給飼料の生産拡大やスマート農業技術の活用による生産の効率化などに取り組む全ての酪農家を支援する自給飼料生産支援酪農対策事業を追加提案しており、自給飼料の生産拡大とともに、酪農経営の負担が一定程度軽減されるものと考えております。

また、道といたしましては、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の目標である、牛の飼料自給率62%の達成に向けて、各般の施策を活用し、草地の整備改良や草地更新などによる牧草の単収向上を図るとともに、新品種導入によるサイレージ用トウモロコシの作付拡大などの着実な実施、さらには、水田地帯において稲発酵粗飼料や子実用トウモロコシの生産拡大や耕種農家とのマッチングを推進することにより、体質の強い酪農・畜産経営の確立に努めてまいります。

以上でございます。

**○小泉真志委員** 今御答弁いただきましたが、改めて自給飼料の拡大は必須だというふうに思っております。

ただ気になるのは、どのぐらいまで拡大ができるのか、100%までいけるのかということだと思います。それは大変厳しいと私も思っております。

【第2分科会 12月7日 第2号】

本道は、食料自給率200%を誇る日本の食料基地という部分はございます。しかし、幾ら広大な北海道においても、水田とか畑地を削ってまで自給飼料を拡大していくのかというと、そうはならないのだと思います。

道の酪肉近の目標であります、2018年度に52%であった飼料自給率を、2030年度には62%にするというものを達成すれば、外的要因に左右されにくい体質の強い酪農・畜産経営が図れるのかどうかということは、これからしっかりと考えていかなければならないと思っております。

この計画をつくられたときには、確かに、価格の安かった配合飼料を輸入して経営が成り立っていたのかもしれませんが、現状では、配合飼料は大幅に価格が上がっていて、経営を苦しめている状況であるわけでございます。

自給飼料の拡大にシフトすることには私は大賛成なのですが、食料安全保障が叫ばれている今、ほかの作物も食料自給率を上げることが求められています。食料、そして飼料の自給率を共にどのように上げていこうと考えているのか、その見通しについて再度お伺いをします。

○大越農子委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 自給飼料の生産拡大などについてでございますが、道では、自給飼料の生産基盤の強化に向け、草地の整備改良や草地更新などによる牧草の単収向上を図るとともに、新品種の導入による酪農地帯でのサイレージ用トウモロコシの作付拡大などに取り組んでいるところでございます。

また、第6期北海道農業・農村振興推進計画に基づいて、農産物の計画的かつ安定的な生産を図るため、米や麦、飼料作物などの生産体制の強化に向けた取組を推進しており、道といたしましては、こうした取組を通じて、本道における自給飼料の生産拡大と我が国の食料自給率の向上に最大限寄与してまいりたいと考えております。

○小泉真志委員 同じ答弁の繰り返しであったのですけれども、私としてはまだ判然としない部分があります。この部分についてはいろいろと意見交換をさせていただこうと思っておりますけれども、まずは、この方向性も含めて、知事に直接お伺いをしたいというふうに思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

今後に向けてなのですけれども、自給飼料の拡大を図ることは本当に大事だと思っておりますが、今言ったように、日本の食料安全保障を考えるときに、水田や畑作等との整合性が取れるのかについては疑問を持っている部分もあります。自給飼料の拡大も踏まえ、今後の酪農振興にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 酪農振興についてであります。我が国の生乳生産量の約6割を占める本道酪農が、今後も、その役割と責任を果たし、地域を支える基幹産業として持続的に発展をしていくためには、酪農家の方々が安心して生産できる環境を整えていくことが重要であると考えてございます。

このため、令和3年3月に策定いたしました北海道酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、飼

料の作付面積を維持しつつ、栄養価の高いサイレージ用トウモロコシや子実用トウモロコシなどの濃厚飼料の生産と利用拡大を推進しているところでございます。

道といたしましては、本定例会に追加提案をしております自給飼料の生産拡大や高品質化などに取り組む酪農家に対する支援に加えまして、国の事業も効果的に活用しながら、優良品種を用いた計画的な草地の整備改良や、TMRセンターなど営農支援システムの整備を進めるほか、スマート農業の導入による省力化や牛乳・乳製品の輸出を含めた消費拡大など、生産と消費の両面から施策を総合的に展開し、酪農家の方々が将来にわたり意欲を持って営農を続けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

**○小泉真志委員** それでは次に、持続可能な農業についてお伺いをさせていただきます。

食料・農業・農村基本法が制定されてから20年が経過をして、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が、制定時には想定されなかったレベルで変化しているため、現在、基本法を検証し、見直しに向けた議論が進められていると承知をしていることから、以下、質問してまいります。

先ほどの千葉(真)委員の質問にもありましたけれども、まず最初に、道内の新規就農の状況についてお伺いをするとともに、道の認識をお伺いします。

**○大越農子委員長** 技術普及課長鈴木章代君。

**○鈴木技術普及課長** 新規就農についてであります。本道の新規就農者数は、令和4年は410人となり、前年の477人に比べて67人減少し、過去最少となったところです。

経営形態別では、稲作が、前年の105人に比べ、29人減の76人、畑作が、前年の158人に比べ、17人減の141人、酪農が、前年の78人に比べ、13人減少の65人となっています。

このことは、農家戸数の減少に伴い、後継者自体の数が少なくなったことや、近年の雇用情勢の持ち直しによる他産業への就職、増加傾向にある農業法人への雇用増などのほか、経営形態別では、稲作や畑作では肥料、酪農では飼料といった生産資材の高騰などにより、就農後の経営不安や農業情勢の厳しさを感じて就農を見合せていることなどが要因と考えております。

**○小泉真志委員** ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響により、肥料、飼料、資材の高騰が続いて、農業経営者は所得が確保できずに、後継者がいるにもかかわらず事業承継に踏み切れないという声が、私の地元の十勝でも聞こえてくるようになりました。

一方、食料安全保障の観点から、本道に寄せられる期待は大きいのですが、農業後継者の親元就農が進まない現状をどう認識され、どのように対応していくのか、所見を伺います。

**○山野寺技術支援担当局長** 親元就農についてであります。令和4年の新規就農者410人のうち、親元に就農する新規学卒者とUターン就農者は301人で、前年と比べて48人減少しており、このことは、農家戸数の減少に伴い、後継者自体が少なくなっていることに加えまして、他産業での雇用情勢が持ち直したことや、生産資材の高騰などにより、就農後の経営に不安を感じ、就



【第2分科会 12月7日 第2号】

農を見合せていることなどが要因と考えています。

道といたしましては、農業後継者に対し、普及センターによる就農に関する相談対応や技術指導、道立農業大学校における実践的な研修の実施など、就農段階に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、就農時に必要となる資金の交付や施設、機械の導入を進めるなど、関係機関が一体となりまして、農業後継者が希望を持ち、安心して経営が継承できるよう、担い手の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 410人という新規就農者の数字は、過去最少ということで、私にとってはちょっと衝撃的な数字でありました。

繰り返しになるのですが、私が伺ったところでは、十勝で平均的な農地面積を持つ農家の方々からお話を聞いたときに、2年前は、年間の肥料代が500万円だったけれども、それが今は800万円に上がっているとのことでした。

農薬は10%程度上がっているのだけれども、この気象状況で防除する回数が増えており、当然、機械の値段も相当上がっているという状況で、現在は、今までの蓄えてきた資金を削りながら何とか事業継続をしているが、本当に経営が厳しくなっている、この経営の厳しさが事業承継の足かせになっているという声を聞いております。

全ての農家がそうだということではありませんけれども、今までそういう声がなかった地域からさえ出てきているという状況でございます。

こうした中、今回、酪農対策をやっていただくことには本当に感謝を申し上げますけれども、一方で、畑作関係も大変厳しい状況でございます。肥料をはじめ、生産資材の高騰にどのように対応されていくのか、再度お伺いをします。

○大越農子委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 肥料価格の高騰などへの対応についてであります。道では、これまで、独自対策として、化学肥料の購入に1トン当たり3125円を支援してきたほか、国の事業を活用し、肥料費の増加分の7割を支援するなど、農業者の負担軽減に向けて取り組んできたところであります。

道としましては、これらの取組と併せて、引き続き、土壌診断に基づく適正施肥や、堆肥、稲わらなどの国内資源の利用拡大を推進するほか、クリーン農業や有機農業のさらなる普及拡大に努めるなど、農業の自然循環機能を生かし、コスト低減に配慮した持続可能な農業経営の確立を図ってまいります。

以上です。

○小泉真志委員 今言われた部分についても十分承知をしております。その上で、やっぱり、厳しさがあるということは認識をしていただいて、今後とも、本当に生産者に寄り添った対応をしていただくようお願いしたいと思いますし、このことにつきましては、知事にも直接お伺いをしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしく申し上げます。

次に、食品ロスについてお伺いします。

日本の食料自給率を考えれば、食品ロスを削減していくことは必須であると思いますし、道としても、北海道食品ロス削減推進計画を2021年に策定し、取り組んでいると承知をしております。

一方で、農作物の生産現場で発生する食品ロスはどうなっているのかと思っております。

まず、本道での実態についてお伺いをします。また、ロスの活用方法や生産ロス削減を目指す取組をどのように進めているのか、お伺いをします。

○大越農子委員長 食品政策課長大塚真一君。

○大塚食品政策課長 食品ロスについてであります。農業の現場においては、収穫されずに畑に残される残渣のほか、食品ロスとして、選別施設などで規格外品が発生しておりますが、圃場残渣については、農業者が農地にすき込み、地力増進に活用しているとともに、規格外品についても、北海道食品ロス削減推進計画に基づきまして、関係者が連携して、直売所での販売をはじめ、飼料化や堆肥化など、有効活用に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○小泉真志委員 有効に取り組まれているというふうに答弁がございましたが、農家さんに保冷库などがなくて、気温が上がったときに、収穫した野菜を腐らせてしまっている状況が結構あるというふうに聞いているのです。そういう訴えがありました。

それで、提案なのですけれども、例えば、市町村にある給食センターのそばに保冷库をつくって、そこに収穫した野菜、規格外品の野菜も集約して保管すると。そして、手間がかかる規格外品の調理については、その地域の高齢者、特に元気な高齢者の方々に出てきてもらってそれをさばいていただく、そういう形で地産地消をしっかりと回していく、そんなことができないかというふうに思っています。

今まで捨てていたものがしっかりと使われるようになって、農家としても少しばかりの収入になりますし、また、給食センターにとっても安く仕入れることができる、そして、アクティブシニアの活躍する場にもなります。また、子どもたちが地域の野菜をしっかりと食べるということでの食育という観点もでございます。ぜひ、そういうようなモデルケースをどこかでつくって、進めていただくことを指摘させていただきます。

最後になります。

今回議論させていただきました自給飼料の問題、輪作体系の問題、それから食品ロス等々、解決しなければならない課題はたくさんありますけれども、本道農業の持続可能性をどのように構築していくのか、最後に部長にお伺いをします。

○水戸部農政部長 本道農業の振興についてであります。近年の気象災害の激甚化や資材価格の高騰に加えまして、世界的な食料安定供給のリスクが高まる中、我が国最大の食料供給地域である本道の役割や期待はますます高まっているものと認識をさせていただきます。

このため、道では、第6期北海道農業・農村振興推進計画において、食料自給率の向上や輸入

依存度の高い小麦や大豆、飼料作物など、主要品目の生産拡大を目標に掲げ、その達成に向けて、多様な担い手の育成確保をはじめ、道総研などと連携をした新品種や栽培技術の開発、農作業の効率化、省力化に必要な基盤整備の推進やスマート農業技術の導入促進、さらには、地域における6次産業化や付加価値向上によるブランド力の強化、輸出を含む食市場の拡大など、生産から加工、消費に至る総合的な施策を展開することによりまして、再生産可能な所得の確保と外的要因に左右されにくい足腰の強い本道農業を確立し、我が国の食料安全保障の強化に最大限貢献してまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 今、部長から答弁がありました。所得の確保という部分がやっぱり一番大きな問題だし、この部分ができれば、持続可能な農業が続いていくというふうに思いますので、今までも御努力されていますけれども、ぜひ、今まで以上に努力していただくことをお願い申し上げまして、私の質問に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○大越農子委員長 小泉委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

佐々木大介君。

○佐々木大介委員 それでは、通告に従いまして、初めに高病原性鳥インフルエンザの防疫体制について伺います。

冬を迎えるに当たり、渡り鳥の飛来が多くなっており、本日の新聞報道にもあったように、道内においても高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥が複数確認をされています。

我が会派の同僚議員の一般質問では、今年の春、養鶏場での感染が連続したことを踏まえ、家禽への感染防止や管理リスクの低減に向けた取組について議論があったところです。まずは感染させないことが第一の対応ではありますが、私からは、家禽への感染が発生した場合の防疫体制について、以下、伺ってまいります。

初めに、養鶏場などで高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合、ウイルスの蔓延を防ぐため、殺処分による防疫が行われています。

防疫措置は、感染の拡大を抑えるためにも速やかに対応する必要がありますが、道としてどのように準備をしているのか、伺います。

○大越農子委員長 家畜衛生担当課長小田茂樹君。

○小田家畜衛生担当課長 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置についてでございますが、今シーズン、道内では、過去最速のペースで本病ウイルスの野鳥での確認事例が増えておりまして、家禽への感染リスクは極めて高い状況にあると認識しております。

このため、道としましては、これまでの発生事例を踏まえ、大規模養鶏場や複数農場の同時発生時などにおいても迅速に対応できるよう、道内3か所のストックポイントにあります備蓄資材を定期的に点検し、また、更新するとともに、それらの輸送体制を確保しているところです。

また、振興局では、市町村などと連携して、農場ごとの防疫計画の見直しを進めるとともに、防疫演習を繰り返し行いながら、防疫措置に必要な人員や資材、機器の数量等について確認するなど、発生時の蔓延防止に向けて取り組んでいるところです。

以上でございます。

○佐々木大介委員 現在の防疫体制の準備状況については承知をいたしました。

今年の春、千歳の養鶏場で相次いで発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫作業では、道職員のほか、国や市町村、自衛隊、農業団体などからも職員の派遣を受けながら、昼夜にわたって作業が進められたものと承知をしています。

道は、どのような経緯で自治体や農業団体に職員派遣の要請を行ったのか、伺います。

○小田家畜衛生担当課長 関係機関・団体への職員の派遣要請についてであります。この春、本病が発生しました千歳市の3農場では、約120万羽の採卵鶏の殺処分などを行ったところでありまして、一連の防疫作業に当たりましては、延べ人員で、道職員約5000人、自衛隊員約4000人のほか、市町村や農業団体などからも約1000人の御協力をいただいて、合計約1万人が従事したところです。

このうち、市町村や農業団体への職員の派遣要請につきましては、振興局があらかじめ市町村などと連携して作成していましたが、農場ごとの防疫計画に基づき、作業に必要な人員を精査した上で行ったところでありまして、フォークリフトのオペレーターなど、道職員では対応が困難な作業も含めて御協力をいただいたところです。

以上でございます。

○佐々木大介委員 今年の春の発生は本当に大規模で、また、それが続いたということもありまして、本当に多くの皆さんが防疫作業に当たられたということでもあります。

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の防疫作業は、鶏舎内で飼養されている鶏の捕鳥、バケツへの投入、運搬、炭酸ガスの注入、窒息死した鶏の袋への投入と、本当に言葉で語るだけでも肉体的、精神的に大きな負担がかかる作業であります。作業に御尽力いただいた皆様には、改めて、その御労苦に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

実際に現地に出向いた職員からは、悲痛な思いで作業に当たったという声も聞いております。

今回、農業団体から派遣された職員については、自治体職員に準じ、人件費に関する費用弁償はなかったことから、農業団体では、それぞれの団体で特別手当を支給するなど、その労務に対する報償を行っています。

農業団体からは、養鶏場ごとに事前に作成している防疫計画に基づく職員の派遣であったものの、農業団体の組合員ではない事業所で発生した防疫措置に対して、無償で職員を派遣することへの疑問の声も聞かれています。

そこで、農業団体からの職員派遣における費用負担の考え方について伺います。

○大越農子委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 農業団体からの職員派遣についてであります。本病が発生した際

【第2分科会 12月7日 第2号】

は、迅速に蔓延防止措置を講ずる必要があることから、道では、これまで、道職員はもとより、自衛隊や市町村、農業団体などからも動員いただきながら、心身ともに厳しい防疫作業に取り組んできたところです。

こうした中、市町村や農業団体からの職員派遣については、農場ごとの防疫計画に基づき、無償での御協力をお願いしてきたところではありますが、道としましては、今後、作業の内容に応じ、外部委託を行うなど、より協力をいただきやすい仕組みについて検討していくことが必要と考えております。

以上です。

**○佐々木大介委員** 今年の春の事例については、農協に加盟をしていない事業所で、しかも、大規模な発生でありました。

農協は、相互扶助の精神に基づいて、協同組合として組合員等を中心に組織している団体であります。このことから、報償の在り方というのは難しいところではありますけれども、やはり、こういった実務に応じた形で、今の答弁の中では、外部委託というようなことで、人件費も含め、支援の依頼ができるというようなことを検討していくということでもありますので、ぜひとも検討いただきたいと思います。

最後に、これらを含めて、今後、農業団体等の民間団体とどのように連携をし、防疫作業の対応に当たっていくのか、伺います。

**○大越農子委員長** 農政部長水戸部裕君。

**○水戸部農政部長** 今後の対応についてであります。全国的に本病の発生リスクが高い状況が続く中、養鶏事業を安定的に継続していくためには、ウイルス侵入防止対策などを徹底し、農場で本病を発生させないことが何よりも重要であります。一たび発生が確認された場合につきましては、蔓延防止に向けて迅速な防疫措置を講じていく必要があると考えてございます。

このため、道といたしましては、本病が発生した場合に、道の防疫対応マニュアルや農場ごとの防疫計画に基づきまして円滑に防疫作業が進められるよう、日頃から、市町村や農業団体、自衛隊などが連携を密にし、防疫演習などを通じてそれぞれの役割分担を確認し合うほか、防疫作業に従事する方々の負担軽減を図るため、一部の業務の外部委託を検討するなど、官民ともに協力しやすい環境づくりを進めながら蔓延防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○佐々木大介委員** それぞれ防疫体制の今後については承知をいたしました。

次に、食育の推進について伺います。

食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることと承知しています。

その実現のためには、教育、文化、農村の活性化など、多岐にわたる分野の連携が必要であり、道では、平成17年に食育推進行動計画を策定し、関係部が連携して対応してきたと伺ってお

ります。

現行の第4次計画が今年度で終了することから、新たな計画の策定に向けて、以下、伺ってまいります。

初めに、食育推進計画は、法令や条例上、どのような位置づけになっているのか、伺います。

○大越農子委員長 食品政策課長大塚真一君。

○大塚食品政策課長 計画の位置づけについてであります。北海道食育推進計画は、北海道食の安全・安心条例に基づき、食育の推進に必要な施策を総合的に進めるために策定している計画であります。また、食育基本法に規定する、都道府県の食育推進計画に位置づけられているものです。

以上です。

○佐々木大介委員 次期計画の策定に当たっては、まず、現行計画の推進状況をしっかりと点検、検証していくことが重要と考えます。

現在の第4次計画の概要とその取組状況について伺います。

○大塚食品政策課長 第4次計画についてであります。現計画は、心身の健康を増進する健全な食生活の実践、食に関する理解の促進、食育推進体制の強化の三つを基本方針とし、高齢者の健康推進の強化や食と環境の関係を考えた行動の実践、関係者のネットワークの強化などの柱ごとに施策を推進しております。

具体的には、高齢者向け食育講座の開催や、食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進、家庭での食品廃棄の低減を図るセミナーの実施、食育関係者で構成する、どさんこ食育推進協議会や振興局段階のネットワーク会議において、関係機関の連携強化や取組事例の共有などを図っており、こうした状況については、ホームページやメールマガジで広く情報提供するとともに、毎年度、食の安全・安心委員会や道議会に報告し、御意見をいただいているところです。

以上です。

○佐々木大介委員 それぞれ、食育推進計画の位置づけと取組については承知いたしました。

本年の第2回定例会予算特別委員会において、我が会派の同僚議員からの質問に対し、幅広く意見を伺いながら策定に向けて取り組んでまいりたい旨の答弁がありました。

道では、この間、地域意見交換会を開催し、各地域の道民の方々の意見をいただいていると聞いておりますが、主にどのような意見があったのか、伺います。

○大塚食品政策課長 意見交換会についてであります。道では、新たな食育推進計画の策定に向け、本年8月から9月にかけて、全道5か所で地域意見交換会を開催し、本計画の骨子案を説明した上で、幅広く意見を聴取いたしました。

出席者の方々からは、効果的な食育の推進に向けて、児童生徒の親をターゲットにした普及啓発や学年に応じた正しい知識と食習慣を身につけることは大事、食育につながる各種体験を提供できる人材育成が必要、フードマイレージの削減につながる地産地消の取組は重要、デジタル化

【第2分科会 12月7日 第2号】

に対応し、SNSなどの効果的な活用やデジタルに不慣れな世代への配慮が必要など、食育の対象や人材育成、地産地消、情報発信といった様々な観点から多くの意見をいただいたところで

す。

以上です。

**○佐々木大介委員** 最近、食料をめぐる情勢も大きく変わってきています。

今の答弁にありましたような道民や地域の皆様からの意見を踏まえ、次期計画を策定するに当たり、どのような点が課題となっていると認識しているのか、伺います。

**○野口食の安全推進局長** 新たな計画の策定に向けた課題についてであります。本道は、全国に比べ、40代から70代前半の肥満の割合が高いほか、毎日、朝食を食べる児童生徒の割合が低く、さらには、20歳以上の野菜や果物の摂取量が現行計画の目標値を下回っているなど、道民の食生活における課題が残されていることから、引き続き、全ての道民を対象に健全な食生活の実践が図られるように取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、地域意見交換会において頂きました貴重な御意見を踏まえ、新型コロナウイルスの影響により中断した対面型の食育活動の回復に向けた担い手の確保や関係者の連携強化を図るほか、世界的な食料の安定供給リスクが顕在化する中、農林漁業者や食品加工業者など、多くの人々が支える食のサプライチェーンへの消費者理解が促進されるよう、必要な取組を進めることなどが課題であると認識しております。

以上です。

**○佐々木大介委員** 最近の気候変動であったり、世界情勢も踏まえ、本当に食料を取り巻く状況が変化している中、消費者の方々が農畜産物の生産現場について興味を持ち、その生産方法や農業者の取組、苦労や大変さを理解していただくことは、農業の安定的な発展にとっても重要であるというふうに考えます。

農畜産物は、工業品と異なり、肥料や飼料などの原料の高騰を価格に転嫁しづらい分野であり、消費者の方々が生産物の価値を理解して購入していただくような環境づくりも必要になってくるものと考えます。

そのような観点からも食育の推進は大変重要であると考えますが、今後どのようなことに重点を置いて取り組んでいくのか、伺います。

**○水戸部農政部長** 食育の推進に向けた今後の取組についてであります。食料安全保障上のリスクの増大や食品価格の高騰、環境意識の高まりなど、近年、食をめぐる環境が大きく変化をしております。

こうした中、新たな食育推進計画の策定に当たりましては、北海道食の安全・安心委員会や地域意見交換会におきまして、栄養バランスを考えた毎日の食生活の実践や食育の担い手の育成とネットワークの強化はもとより、生産から流通、消費に至る食のサプライチェーンに関する消費者理解の促進などが必要との意見をいただいているところでございます。

道といたしましては、こうした意見を重要な視点と捉えますとともに、肥満や野菜不足といっ

た道民の食生活における課題等を踏まえ、引き続き、関係機関・団体や道民の皆様から丁寧に意見を伺いまして、新たな計画の下、道民の皆様が道産農畜産物を積極的に選択し、健全で豊かな食生活を実践できるよう、食育を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○佐々木大介委員 本日は、農政をはじめ、水産林務に関しても、先ほど予算審査があったところでもあります。水産物についても、ホタテも含めて輸出が停滞していたり、農業においても、てん菜や生乳、米など、様々な農産物について、消費や今後の育成における様々な課題が山積しているところでもありまして、こういった面も含めまして、やはり、消費者の理解というのも大変重要であるというふうに考えますことから、食育についても、ぜひとも農政の分野でもしっかりと取り組んでいただきますことを要望しまして、私の質問を終わります。

○大越農子委員長 佐々木委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

淵上綾子君。

○淵上綾子委員 通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、施設園芸生産基盤緊急支援事業について伺います。

施設園芸農家への支援としては、昨年2定補正予算で同様の事業を実施していますが、前回の執行状況とその効果について伺います。

○大越農子委員長 園芸担当課長 畠山透君。

○畠山園芸担当課長 施設園芸生産基盤緊急支援事業についてであります。道では、昨年度、無加温ハウスの整備や省エネルギー機器の導入などの支援を行う施設園芸エネルギー転換促進事業を創設し、これまで、19市町村において、60経営体に1億5463万円を交付しており、地域からは、省エネ設備や機器の導入により、価格が高騰している燃油の利用量を減らすことができたなどという評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○淵上綾子委員 今回の施設園芸生産基盤緊急支援事業では、無加温ハウスの整備費が対象となっておりますが、道が推奨する無加温栽培の作物にはどのようなものがあるのか、また、無加温ハウスでは、雪害対策の徹底が必要となりますが、どのような指導をしていくのか、併せて伺います。

○畠山園芸担当課長 無加温ハウスでの栽培についてであります。道では、道総研農業試験場で作成した「冬どり栽培マニュアル」に基づき、無加温ハウスにおけるレタス類やコマツナ、チンゲンサイ、ベビーリーフ、コカブなどの栽培を奨励しているところでございます。

また、雪害への対応についても、当該マニュアルに基づき、農業改良普及センターなどから、フレームやフィルムの点検、劣化した部材の交換、張り直しなど、ハウスの耐雪強度を確保するための適正な維持管理を行うことを指導しております。

○淵上綾子委員 次に、補助対象について伺います。

花卉栽培の主産地である北海道でも、最近では気温が上昇し、キュウリやトマトなどのハウス



【第2分科会 12月7日 第2号】

野菜は、高温障害が発生し、その影響を受け、着花不良や成長不良の生理障害を引き起こすなど、収量減少となっている事例があります。

また、日光に照らされた空気がハウス内で籠もってしまい、このような高温のハウス内では、労働者の身にも危険が及ぶおそれが多々あるため、熱中症などの対策で、気化冷風機や噴霧ミスト装置などが必要と考えますが、どのようなものが補助の対象となるのか、伺います。

○**畠山園芸担当課長** 補助対象についてであります。燃料やビニールなどの資材価格の高騰が長期化する中、このたび追加提案している施設園芸生産基盤緊急支援事業においては、園芸用ハウスなどの省エネルギー化に加え、暑熱対策を推進するために、ハウス内の温度を下げるミスト送風機や自動換気装置の導入などを支援していくこととしています。

以上であります。

○**淵上綾子委員** 次に、エネルギーに関する課題について伺います。

道内での大型ハウス栽培は、通年栽培ができ、冬期間の野菜等の供給にとっても重要な役割を果たしていますが、近年、冬期加温に使用される燃料や電気の価格が高値水準にあり、大型ハウス栽培生産者の安定的、継続的な経営が困難な状況となっているため、冬期間の栽培を休止している事例もあります。

省エネの暖房機、加温機の更新の補助に加え、太陽光発電による省エネとして園芸施設での電力活用や、災害時には、発電した電力を地域の方々に供給できるような体制づくりを行うなど、発電した電力を農業や地域の中で活用もできる仕組みづくりを関係部とも連携して検討すべきと考えますが、農政部の取組や考え方について伺います。

○**畠山園芸担当課長** 園芸ハウスにおけるエネルギーの利活用についてであります。野菜や花卉など園芸ハウスにおける作物生産には、ハウス内の照明、温度や湿度などの施設環境の制御、スマート農業技術に必要なセンサー類の利用など、多くの電力を必要とすることから、停電にも備えた電力を確保し、安定的な生産体制を確保することが重要であります。

道としましては、国の補助事業を活用するなどして、ゼロカーボン北海道の実現にも資する太陽光や風力、バイオマス、温泉などの再生可能エネルギーを利用した発電や蓄電池の整備など、電力の確保を進めるとともに、地域における災害時の電力利用につきましては、実施主体や地域の考え方を伺いながら、関係部局と連携し、必要な対応を検討してまいります。

以上であります。

○**淵上綾子委員** 今回新たに暑熱対応機器の整備も対象とされていますが、今夏の例を挙げるまでもなく、近年の気候変動を踏まえれば、補正予算による一過性の対応では不十分であり、今後は継続的な対応も必要なのではないかと考えていますが、道としての来年度以降の対応をどのように考えているのか、所見を伺います。

○**畠山園芸担当課長** 来年度以降の対応についてであります。燃料やビニールなどの資材価格の高騰が長期化する中、施設園芸の経営安定を図るためには、本年のような猛暑をはじめ、外的要因の影響を受けにくい安定した生産体制に転換していくことが重要であります。

このため、道としては、本定例会で提案している施設園芸生産基盤緊急支援事業により、ハウスの省エネルギー化に加え、暑熱対策を緊急的に支援するとともに、今後も、引き続き、国の補助事業を有効に活用し、暑熱に対応した施設の整備を進めてまいります。

また、道総研農業試験場と連携し、今年の猛暑による影響を解析するとともに、道内における対応事例や府県の技術対策などを収集した上で、高温下における営農技術対策を検討するなど、高温等に強い施設園芸の確立に努めてまいります。

以上であります。

**○瀧上綾子委員** 次に、事業実施に向けた取組について伺います。

この補正予算の実効を図っていくためには、生産者等にこの事業の取組や活用を早急に周知していかなければなりません。

これまでは、市町村を経由して、JAなどに需要額要望を実施してから行っていると聞いていますが、JAの組合員でない大規模施設園芸者からは、JAから連絡が来ないため、需要額要望もできないことがあるとのことでした。

市町村だけに需要額要望を任せるのではなく、道も汗をかきながら、生産者等にこの取組が届くような仕組みづくりを検討すべきと考えますが、その考え方について伺います。

**○畠山園芸担当課長** 事業の周知などについてであります。このたび追加提案している施設園芸生産基盤緊急支援事業を、施設園芸に取り組む生産者の方々に積極的に活用していただくためには、迅速かつ確実に事業の内容を伝達していくことが重要であります。

このため、道としましては、道のホームページへの掲載や、振興局から市町村、農業団体を通じて対象者に直接連絡されるよう依頼するほか、施設園芸生産者や資材業者を構成員とする団体への情報提供や、地域で行われる農業者が参加する研修会などでの個別相談の実施など、様々な機会を捉えまして、本事業の活用が図られるよう取り組んでまいります。

以上であります。

**○瀧上綾子委員** 次に、市町村を経由する事業について伺います。

市町村経由の事業では、市町村も補正予算を措置しなければなりません。事業の実効性を求めるためには、より早く事業に着手できるよう、道の直接補助もできる新たな仕組みを検討しなければならないのではないのでしょうか。

ほかの補助事業で、市町村が予算措置しないため、事業に参加できなかったという事例を聞いています。この事業ではそのようなことが起きないように、生産者の立場になって丁寧に対応していただきたいと思えます。

道の直接補助の対応も含めて、農政部長の事業実施に向けた決意を伺います。

**○大越農子委員長** 農政部長水戸部裕君。

**○水戸部農政部長** 事業の実施方法などについてであります。生産者の方々が、このたび追加提案しております施設園芸生産基盤緊急支援事業を有効に活用していただきながら、省エネや暑熱対策の効果を着実に発揮していくためには、農業者をはじめ、市町村や農協などへの周知とと

【第2分科会 12月7日 第2号】

もに、事業を実施する農業者に対しまして、事業計画の策定をはじめ、発注業務などの適切な事務手続、さらには、事業実施後における適切なフォローアップなどが大切だと考えてございます。

道といたしましては、予算成立後、事業内容等につきまして速やかに道のホームページへ掲載をし、市町村などへの本事業の有効活用を働きかけますとともに、振興局が丁寧に相談に対応するなど、御心配の事案が生じないよう、施設園芸生産者が着実に本事業を活用できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** 例えば、地域づくり総合交付金のようなものを市町村が受けてくれなければ、どうにも進まないということが起こってまいります。ですから、市町村に対して丁寧に働きかけをして、何とか事業者の思いを酌んでいただくようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○**大越農子委員長** 淵上委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大越農子委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

12月8日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時52分散会